

平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月1日(水)				
9月2日(木)	午前9時30分	臨時議事會 運 營 委 員 會	第一委員會室	
	午前10時	本 會 議	議 事 室	提案理由説明
	本會議散会後	決算特別委員會	全員協議會室	
	決算特別委員會 散会後 議員協議會 散会後 議員協議會 終了後	議 員 協 議 會	全員協議會室	
9月3日(金)	午前10時		議 員 控 室	決算審査日
	(午後1時)			(質疑通告締切)
	(午後4時)			(議員決算審査資料要求締切)
9月4日(土)				
9月5日(日)				
9月6日(月)	午前10時	本 會 議	議 事 室	質疑・委員會付託
	本會議散会後	臨時議事會 運 營 委 員 會	第一委員會室	
	臨時議事會運 營委員會終了後	議會全員協議會	全員協議會室	
	議會全員協議會 終了後	まちづくり総合 問題特別委員會	第二委員會室	
	議會全員協議會 終了後	中学校給食・少子高齢化 問題特別委員會	第三委員會室	
(午前10時)			(一般質問通告締切)	
9月7日(火)				
9月8日(水)	午前10時	總務文教常任委員會	全員協議會室	
	委員會終了後	總務文教常任 委員會協議會	全員協議會室	
9月9日(木)	午前10時	建設經濟常任委員會	第二委員會室	
	委員會終了後	建設經濟常任 委員會協議會	第二委員會室	
	(午後1時)			(執行部決算審査資料提出締切)
9月10日(金)	午前10時	環境厚生常任委員會	第三委員會室	
	委員會終了後	環境厚生常任 委員會協議會	第三委員會室	
9月11日(土)				
9月12日(日)				
9月13日(月)				
9月14日(火)	午前10時	本 會 議	議 事 室	一般質問 (議員へ決算審査資料配付)
	本會議散会後	臨時議事會 運 營 委 員 會	第一委員會室	
9月15日(水)	午前10時	本 會 議	議 事 室	一般質問

	本会議散会后		議員控室	決算審査日
	本会議散会后	まちづくり総合 問題特別委員会協議会	第二委員会室	
9月16日(木)				
9月17日(金)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月18日(土)				
9月19日(日)				
9月20日(月)				敬老の日
9月21日(火)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月22日(水)				
9月23日(木)				秋分の日
9月24日(金)				
9月25日(土)				
9月26日(日)				
9月27日(月)				
9月28日(火)	午前10時	本会議	議事室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会后	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成16年第3回(9月)定例会目次

第1日(9月2日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	2
5. 出席説明員.....	2
6. 出席事務局職員.....	2
開    会.....	3
散    会.....	16

第2日(9月6日再開)

1. 議事日程.....	17
2. 出席議員.....	17
3. 欠席議員.....	18
4. 出席説明員.....	18
5. 出席事務局職員.....	18
再    開.....	19
散    会.....	29

第3日(9月14日再開)

1. 議事日程.....	31
2. 出席議員.....	32
3. 欠席議員.....	32
4. 出席説明員.....	32
5. 出席事務局職員.....	33
再    開.....	34
散    会.....	85

第4日(9月15日再開)

1. 議事日程.....	87
2. 出席議員.....	88
3. 欠席議員.....	89
4. 出席説明員.....	89

5. 出席事務局職員.....	89
再    開.....	90
散    会.....	164

第5日（9月28日再開）

1. 議事日程.....	165
2. 出席議員.....	166
3. 欠席議員.....	166
4. 出席説明員.....	166
5. 出席事務局職員.....	167
再    開.....	168
閉    会.....	210

審議結果及び議案書等

1. 審議結果.....	213
2. 議案書.....	215
3. 請願取下げ.....	252
4. 請願.....	253
5. 意見書.....	260
6. 動議.....	267
7. 議員の派遣について.....	269
8. 諸般の報告.....	270

# 1 議事日程(初日)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月2日

午前10時開議

於議事室

- |       |        |                                                |
|-------|--------|------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                     |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                          |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                                          |
| 日程第4  | 認定第1号  | 平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について                     |
| 日程第5  | 認定第2号  | 平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第6  | 認定第3号  | 平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 日程第7  | 認定第4号  | 平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 日程第8  | 認定第5号  | 平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第9  | 認定第6号  | 平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第10 | 認定第7号  | 平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について                       |
| 日程第11 | 認定第8号  | 平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について                      |
| 日程第12 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算:専決第1号) |
| 日程第13 | 議案第45号 | 市道路線の廃止について                                    |
| 日程第14 | 議案第46号 | 市道路線の認定について                                    |
| 日程第15 | 議案第47号 | 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について                       |
| 日程第16 | 議案第48号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第17 | 議案第49号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第18 | 議案第50号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第19 | 議案第51号 | 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第20 | 議案第52号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第21 | 議案第53号 | 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について                    |
| 日程第22 | 議案第54号 | 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について                |
| 日程第23 | 議案第55号 | 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について              |
| 日程第24 | 議案第56号 | 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について                  |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
----	------	----	----	-----	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成16年太宰府市議会第3回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

3番、後藤邦晴議員

4番、橋本健議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの27日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4から日程第11まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第11、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第11までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成16年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、防災対策についてでございます。

本市では、昨年7月19日未明に局地的な集中豪雨に見舞われ、とうとい人命が失われたのをはじめ、家屋の全・半壊など市民の皆様の財産等に大きな被害を受けました。早くも1年を経過いたしました。災害発生当日に合わせて三条原川の被災地現場におきまして、地元関係者及び議員各位のご出席のもと追悼献花式を挙行いたしました。今後もこの豪雨災害を過去のものとして風化させることなく、さらなる教訓として生かしながら、「安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を推し進めてまいります。

また、昨日は、筑紫野市と合同で防災関係機関及び地域住民の参加のもと総合的な防災訓練を実施し、連絡協調体制の確立及び防災技術の向上並びに災害応急対策の迅速化、的確化を図りました。さらに、本年は北陸及び四国地方において豪雨災害が発生いたしました。被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。本市といたしましても、昨年の災害時に全国各地から温かいご支援をいただきましたことを踏まえ、市内にも各公共施設に募金箱を設置しまして、市民の皆さんのご支援をお願いいたしております。この募金が被災地の復興のお役に立つことを願っているところでございます。

次に、地域活性化複合施設「太宰府館」についてでございます。

本施設は、太宰府市全体の産業・観光の活性化と「太宰府市まるごと博物館基本計画」の中核施設として、「市民と観光客の交流プラザ」の理念のもと昨年8月18日に着工し、建設を進めておりましたが、このたび建設工事が完了し、いよいよ10月1日から開館という運びになりました。今後は、この「太宰府館」を市内周遊の情報基地として、地域文化の創造に向けた取



り組みを積極的に展開してまいります。

次に、「第19回国民文化祭・ふくおか2004」の開催についてでございます。

福岡県内の各地で様々な事業が行われ、本市におきましても、11月6日には野村萬斎氏を祭主とした大規模総合舞台事業「古今東西まんさい大狂言祭」が大宰府政庁跡で開催されるのをはじめ、多種多様のイベントが計画されております。また、全国から集う人々を市民の皆様とともに「もてなしの心」でお迎えするために、国民文化祭の開催期間中、会場及びその周辺の幹線道路等にプランターを設置するなど、市内各所で花いっぱい運動を展開してまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成15年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定8件、平成16年度予算分の専決処分の承認を求めるもの1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、条例の一部改正5件、補正予算4件、その他1件、合わせて21件でございます。

また、このたびの定例議会は、例年11月にご審議をお願いをしておりました公営企業会計を除く一般会計等の決算認定につきましては、新年度予算に最大限に反映させるべく、今年度よりご審議をお願い申し上げますでございます。私どもは、議決いただきました予算の適正な執行について、遺漏のないように最善を図っているところでございますが、今回の決算審査を通じまして議員各位のさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご意見やご要望につきましては、新年度予算に反映させるべく努力していきたいと考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号から認定第8号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度一般会計決算額は、歳入総額が223億7,921万3,333円、歳出総額は214億4,479万9,407円となりました。これを前年度に比較いたしますと、歳入は1億8,427万5,720円、0.8%の増加、歳出は8,780万1,158円、0.4%の減少をいたしております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、9億3,441万3,926円、繰越明許及び事故繰り越しによります翌年度に繰り越すべき財源5億2,795万2,292円を差し引いた実質収支は、4億646万1,634円の黒字決算とすることができました。

平成15年度は、7月19日の豪雨災害による災害復旧に全力を投入した年でありました。その結果、災害復旧事業費約20億円のうち8億6,000万円の事業を実施し、残額を16年度事業として繰り越しを行っております。

平成15年度は、市税収入の減少や地方交付税が大幅に削減される中、災害復旧事業の実施などにより大幅な財源不足を生じ、基金の取り崩しにより歳入不足を補てんするといった極めて厳しい財政状況にありましたが、財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信いたしております。

これもひとえに議員の皆様をはじめ、市民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様をはじめ、市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度は、歳入総額47億6,717万7,615円、歳出総額46億8,400万7,454円で、対前年度比では、歳入6.4%、2億9,000万円の増、歳出では8.6%、3億7,122万円の増となっており、歳入歳出差し引きでは8,317万161円の繰り越しとなっております。

しかしながら、平成15年度国民健康保険事業収支は黒字とはいえ、前年度の実質収支額1億6,431万円を差し引いた単年度収支では8,114万円の赤字と、3年間の連続の赤字となっており、国保財政状況は医療費の増嵩、不況による税収の伸び悩み等から依然として厳しい状況にあります。

また、歳出の根幹をなす保険給付費は、平成14年10月から老人保健への加入対象年齢が75歳に引き上げられたことにより、74歳までの方は国民健康保険で給付を行いますことから、前年度比17.7%、約4億5,500万円増の30億2,786万2,930円となっております。

なお、保険給付費の不足金に充用するための基金への積立金は、運用利息の7万98円の積み立てを行いまして、基金の残高は1億8,444万6,033円となっております。

国民健康保険は、医療保険制度の中核として医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割はなお一層大きくなるものでありますが、他の医療保険制度に比べ、高齢者や低所得者を多く抱えているため財政基盤が脆弱であり、国等関係機関に対しまして、国民健康保険制度の抜本的改革について強く要望を行ってところでございます。

次に、認定第3号「平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度は、歳入総額55億1,488万5,615円、対前年度比では3.0%、1億7,026万5,218円の減に対しまして、歳出総額55億6,441万3,031円で、対前年度比では1.2%、6,682万8,694円の減となっております。歳入歳出差し引きでは4,952万7,416円の赤字決算となっております。

これは、国、県支払基金の年度内の交付額が基準額を下回ったものであり、翌年度精算が行われますことから、平成16年度歳入から繰上充用を行っております。

医療受給者数の年間の平均は、7,349人から7,185人、2.2%に当たる164人の減となっております。

年間1人当たりの医療費支給額は、75万6,766円から76万4,473円と7,707円、1.0%と増加いたしました。

今後も医療受給者に対しましては、制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の高揚に向けた

啓発や保健事業の推進など、老人保健財政の安定化を図るために引き続き努力してまいります。

次に、認定第4号「平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度は、歳入総額29億3,257万381円、歳出総額29億3,257万381円で、対前年度比、歳入9.2%、歳出9.4%の増となっております。

平成15年度につきましては、一般会計から271万9,300円を一時的に繰り入れ、歳入歳出の調整を行いましたが、この分につきましては、平成16年度に介護給付費繰入金精算返還金として一般会計に返還することになります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費27億4,240万9,107円で、支出総額の93.5%を占めております。

年々、利用者の増加に伴い、今後ますます保険給付費の伸びが予想されるため、介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第5号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が2,679万5,456円で、歳出が2,581万8,709円となっております。歳入歳出差し引き97万6,747円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で7.9%、歳出では5.4%と、いずれも減額となっております。これは、平成14年度に繰上償還があったことによるものでございます。

次に、認定第6号「平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

公共用地先行取得事業特別会計につきましては、平成15年12月議会において条例の制定の議決をいただいたところでございますが、平成15年度の決算額は、歳入総額、歳出総額それぞれ3億1,598万2,995円となっております。高雄公園用地の取得を行いました。

財源といたしましては、3億1,590万円の市債の借り入れを行っております。

次に、認定第7号「平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、水源確保につきましては、平成15年度は鳴淵ダムの本格的供給開始に伴い、日量1,800m<sup>3</sup>を受水し、安定供給に努めることができました。

年度末における給水人口は5万541人で、行政人口に対する普及率は76.5%となっております。年間総給水量は461万3,030m<sup>3</sup>で、前年度より2.0%、9万2,091m<sup>3</sup>の増となっております。

建設改良工事は、配水管の新設工事10件、下水道工事等に伴う配水管布設替工事3件、大佐野浄水場改良工事及び松川貯水池災害復旧工事等8件を実施いたしました。

次に、経理面であります。総収益10億6,733万9,912円に対しまして、総費用10億3,831万

864円で、差し引き2,902万9,048円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額3億8,427万5,114円に対しまして、支出総額12億1,442万6,557円で、差し引き8億3,015万1,443円が不足いたしました。この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成15年度の水道事業会計の決算概要であります。

次に、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

平成15年度は、総額3億1,199万9,743円を投じまして、汚水管渠及び雨水管渠の整備に努めたところであります。

その結果、水洗化人口は前年度比1.2%増、6万2,015人となり、行政人口に対します水洗化人口普及率は93.8%となっております。また、年間有収水量は前年度比0.6%増の562万2,970m<sup>3</sup>となっております。

工事の概要といたしましては、汚水管渠1,581.49mを築造し、面積8.1haを整備いたしました。平成15年度末整備面積累計では1,251.3haとなり、全体計画区域面積1,453haの約86.1%が終了いたしましたこととなります。

また、雨水管渠につきましては210.80mの築造を行いました。

次に、経理面であります。収益的収支では、総収益19億6,140万6,337円で、総費用16億8,027万8,312円で、差し引き2億8,112万8,025円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額5億2,765万1,650円に対しまして、支出総額14億1,475万8,647円で、差し引き8億8,710万6,997円が不足いたしました。この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上が平成15年度の下水道事業会計の決算概要であります。よろしく認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第4から日程第11までの平成15年度各決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第11までは、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の武藤哲志議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の不老光幸議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 今回の決算特別委員会の委員長に私、副委員長に不老光幸議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明します。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月17日及び9月21日の午前10時から、決算書及び各資料に基づき具体的項目についての内容審査を行います。なお、予備日として9月22日を予定しておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は配付されております資料要求書に基づき、9月3日、明日の金曜日午後4時までに議会事務局に提出してください。資料の要求につきましては、内容を十分に精査され、必要な資料の要求をしてください。

以上で説明を終わります。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~

日程第12 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算:専決第1号)

議長(村山弘行議員) 日程第12、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて(平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算:専決第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

市長(佐藤善郎) 議案第44号専決処分の「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第1号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、下水道高資本費対策借換債の県からの枠配分による補正であります。

借り換えの対象となる企業債は、年利7.0%以上の公営企業金融公庫債で、本市におきましては、昭和56年度から昭和59年度までに借り入れました下水道事業債5件が対象となっております。

内容といたしましては、年利7.4%及び7.2%の公共下水道事業債3件で、未償還残高合計2億1,445万7,127円のうち借換額2億1,430万円、年利7.2%の流域下水道事業債が2件で、未償還残高合計575万2,054円のうち借換額560万円、合計借換額2億1,990万円を年利2.3%及び2.4%で借りかえたものであります。これにより、支払利息の総額が約4,456万円軽減されたこととなります。

専決処分とした理由につきましては、借換日が平成16年7月30日と指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったものであります。

今回の補正内容であります。収益的収支につきましては、支払利息が662万1千円の減で、支出総額は17億726万円となります。

次に、資本的収支につきましては、収入で企業債2億1,990万円の増により、総額10億7,513万4千円となり、支出では繰上償還額2億1,990万円及び借り換えに伴う償還金131万7千円の追加により、15億5,843万9千円となります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま市長から提案理由の説明がありましたが、決算認定の下水道決算書をお持ちだと思うんですが、下水道事業決算書の最後の23ページ、ただいま市長が昭和56年から昭和59年、利率7.4%から7.2%、こういうふうの説明がありまして、これの借り換えとなります。そうすると、ここで見ますと、昭和56年5月22日から昭和59年7月25日という6件が対象になるわけですが、そのうちこの7.1%は該当しませんので、まず7.50%、償還終期が平成23年3月25日から平成25年3月25日までと、こういうふうになるかと思えます。そうすると、ここで2,521万1,508円からこの7.3%の1億5,482万3,628円、この総数でいきますと、まずこれが該当すると思うんですが、先ほど借り換えによって662万1千円の減額になったと説明がありましたが、この総数を足すと2億1,990万円にはなりません、どの部分が借り換えの対象になったのかを詳細な説明を受けたいと思えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 今回、対象になります起債の分につきましては、8件の対象物件がございまして、8件を要望いたしましたけど、最終的には県の枠配ということで5件の許可をいただいております。

まず、5件分につきましては、流域下水道の分で昭和55年4月に借り入れました7.25%の分でございます。それから、公共下水道の分の昭和57年5月20日借り入れの分で、7.4%のものが残高838万8,872円の分を要望額で830万円の既採択をいただいております。それから、同じく公共下水道分の昭和59年5月21日借り入れ分7.2%、これは残高が1億9,245万6,626円でございます。この要望額が1億9,240万円で許可をいただいております。同じく公共下水道分で昭和60年5月20日借り入れ分、7.2%の分、残額として1,361万1,629円を1,360万円を借り換えということでございまして、ここに決算書に載せておりますすべての対象物件が許可にはなっていないということでございます。

それから、議員おっしゃいました最終的に減額になる数字、たしか600万円ほどと言われましたけど、最終的には4,456万7,509円マイナスになるということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） よろしゅうございますね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第44号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時34分

~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第45号「市道路線の廃止について」及び日程第14、議案第46号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第45号及び議案第46号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第45号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております「大佐野・脇道線」のほか5路線につきましては、区画整理事業による路線が完成いたしましたことから、暫定的に供用しておりました6路線を道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するに当たり、同条第3項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

なお、完成後の路線につきましては、議案第46号で認定を提案いたしております。

議案第46号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案いたしております「長浦4号線」のほか4路線につきましては、開発により帰属を受けた路線であります。

「日焼3号線」につきましては、大宰府西中学校の進入路確保のため道路を新設したものであります。

「佐野土地区画整理事業16号線」ほか16路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項の規定に基づき、管理を引き継いだ路線であります。

以上、23路線につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり、同条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第15 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

議長（村山弘行議員） 日程第15、議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」ご説明申し上げます。

住居表示を実施するためには、その手続の第一段階として、住居表示に関する法律第3条第1項において「市町村は、住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき区域を定



め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない」と規定されております。

今回の実施地区は、行政区で申し上げますと、吉松区、向佐野区、大佐野区の各一部と大佐野台区、つつじヶ丘区、ひまわり台区のすべてであります。面積で約150ha、対象世帯数は約2,250世帯であります。

実施方法につきましては、住居表示基準要綱第2条の規定に基づき、従来とおりの「街区方式」とするものであります。実施区域を決めるに当たりましては、恒久的な道路、河川等で区分いたします。

本件実施区域と方法を住居表示審議会に諮問いたしました結果、原案どおり実施すべきとの答申を得ましたので、ご提案するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第16から日程第20まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第48号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第20までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第48号から議案第52号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第48号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第50号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」までは改正内容が同一でございますので、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第41条の規定において、「地方公営企業労働関係法」の法律名が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改められたことに伴いまして、同法を引用している関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、複合施設のまほろばホール及び展示・物産コーナーの使用料の一部見直しと附属設備等の使用料を新たに定めましたので、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府市景観まちづくり懇話会の設置を行うものであります。景観まちづくり懇話会は、太宰府市の景観まちづくりに向けて、まちづくりの主体者として市民の立場から、また土地利用、建築、景観工学、緑地、まちづくりのアドバイザーなどの各分野の専門家の見地から、太宰府市における景観まちづくりの制度に関して幅広く意見を聞く場として設置するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第21から日程第24まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第21、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第24、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21から日程第24までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第53号から議案第56号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既決予算では対応できないもの、国、県補助金に伴うものなど、緊急やむを得ないものについて計上させていただいております。

主な内容といたしましては、児童手当の支給対象が小学校第3学年終了前まで引き上げられたことに伴います追加予算や、10月実施を予定しております筑紫地区小児救急医療に対する事業費補助金、通古賀地区整備事業に伴う設計業務委託料及び用地購入費、中学校給食に関するアンケートの調査委託料、また災害復旧関連では、河川災害復旧費の追加計上をいたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ4億6,307万7千円を追加させていただきまして、予算総額は233億2,002万6千円といたしております。

次に、議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回は、平成15年度の審査支払事務手数料の返還を行うため及び老人医療費適正化推進費補助金の歳入科目更正の補正をさせていただいております。

歳出といたしましては、支払基金精算返還金43万1千円の増額、歳入といたしましては、老人医療費適正化推進費補助金118万円の歳入科目を一般会計に移行いたしましたので、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を161万1千円増額いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ43万1千円を追加し、予算総額を56億946万8千円といたしております。

次に、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ571万3千円を追加し、予算総額を30億1,066万円に願するものであります。

歳入歳出の主な内容といたしましては、平成15年度分介護給付費が確定いたしましたことから、追加交付金256万1千円、返還金563万4千円を計上いたしております。

次に、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収支におきまして収入を900万円増額し、総額2億8,733万円とし、収支を2,338万3千円増額し、総額10億2,133万9千円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、資本的収入におきまして、散策路整備事業に伴う一般会計からの配水管布設替工事負担金を900万円増額するものであります。

資本的支出におきましては、さきにご説明申し上げました散策路整備事業に伴う配水管布設替工事に係る委託料を200万円、工事請負費を700万円増額し、また福岡県河川課施工による落合橋かけかえに伴います配水管及び導水管の仮設工事として、工事請負費を1,438万3千円増額するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第25 請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」の取下げ申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第25、『請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」の取下げ申し出について』を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、請願者から取り下げしたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号の取り下げは許可することに決定いたしました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月6日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時47分

~~~~~

## 1 議事日程(2日目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第45号 市道路線の廃止について  
日程第2 議案第46号 市道路線の認定について  
日程第3 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について  
日程第4 議案第48号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第49号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第50号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について  
日程第10 議案第54号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について  
日程第11 議案第55号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
日程第12 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第13 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願  
日程第14 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書  
日程第15 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市長      | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣 |
| 収入役     | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治  |
| 総務部長    | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直 |
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |
| 行政経営課長  | 宮原仁  | 財政課長     | 井上義昭 |
| 観光課長    | 木村甚治 | 建設課長     | 武藤三郎 |
| 上下水道課長  | 宮原勝美 | 学校教育課長   | 花田正信 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 木村洋  |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 高田政樹 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第45号 市道路線の廃止について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第45号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第46号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第46号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第46号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第3 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第47号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第48号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第48号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第5 議案第49号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第49号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第6 議案第50号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の



一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第50号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第7 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、条例の新旧対照表というのが議会で配付をされました。落成式も近く、またこの開館もなるわけですが、まずこの部分について、消費税はまず内税にすべきでなかったのかという問題です。この使用料について、これは外税になっておりますが、法律改正が内税になっておりますが、こういう太宰府市の条例で、まだここでは外税になっておることが1点です。

それから、この問題について担当部と協議の結果わかったことなんですが、別表第3の第6条関係、附属施設等使用料で、音響設備。当然公共施設をつくれれば音響装置は必要なんですが、これを見ますと、ダイナミックマイクが1本100円とか、ワイヤレスマイク100円、ブームスタンドが50円と、こういうふうな状況になっております。こういう状況について、ブームス

タンドに50円だとか、ダイナミックマイクが100円だとか、こうなってるのは、当然公共施設の音響ではもう附属施設として、取るべきではないんじゃないかと考えておりましたら、このダイナミックマイクは特殊なマイクであるということで、またワイヤレスマイクについてはよくわかりませんが、こういう音響設備の当然附属的なものについては、やはり利用料の中を含めるべきじゃないかと。私ども商工会館をお借りしたり、また筑紫野市の生涯学習センターをお借りするわけですが、こういういろんな器具を借りても利用料の中に含まれてるわけですが、こういう状況がありますので、今の段階では条例化してありますが、将来はどうするのか。

それから、やはり持ち込みのところ、その他ですが、お茶の関係で、こういう持ち込んだときには大変高い500円だとか、それからポットなんかを持ち込んで、ほかはよくわかりませんが、こういう利用料も取るという問題ですが、こういうものも将来見直すべきじゃないかというふうに考えております。

つくったもののその都度使用料が要するという問題については、ある一定検討する余地があるんじゃないかと思っておりますので、地域振興部の方はどういうふうにお考えになっているのかを伺っておきたいということです。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 別表第3、附属設備等使用料に係ります消費税の取り扱いについてでございますけども、中央公民館、それからいきいき情報センター等の使用料に倣いまして、施設使用と同様に各備品に係る使用料の額は消費税を含まない額で定めております。備考欄で消費税相当額の100分の105を乗じることといたしております。また、周知していきます料金一覧表におきましては、消費税相当額を含めた額で表示することといたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、附属設備等の使用料についてでございますけども、常時備えております各施設内の備品、例えばテーブル、いす、スタンドマイク等につきましては、使用料をいただかないでサービスをしていくこととしておりますので、あわせてご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第51号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第9、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 10款教育費の中学校給食に関するアンケート調査委託料について質問をいたします。

まず、1点目に実施の対象と調査方法について、それから2点目に配布、回収から結果公表までのスケジュールについてご説明をお願いいたします。

議長(村山弘行議員) 教育部長。

教育部長(松永栄人) 中学校給食に関するアンケート調査委託料についてご答弁申し上げます。

アンケートの対象者としたしましては、小学校の5、6年生約1,200人、中学校1、2年生約1,100人及びそれらの保護者、それから中学校教師約120人、さらに一般市民の意向、考えなどを知るために、住民基本台帳から無作為に抽出しました20歳以上の男女2,000人の総計約6,600人を対象としたアンケート調査を考えております。

それから、2点目のスケジュールにつきましては、予定といたしまして、11月中の二、三週間程度をかけアンケート調査を実施し、その後集計作業や分析作業を行い、今年度内の早い時期に報告書の作成を完了する計画でございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 今の説明の中で、小学校5、6年生1,200人、中学校1、2年生1,100人とそれらの保護者というご説明でしたけれども、小学校5、6年生の保護者についても実施をされるのかどうかの確認が1つ。それから、今回のアンケート調査を行うに至った経緯の中で、中学校給食を実施する方向性があるということで今回調査を実施されるのかどうか、その意向についてお伺いします。

議長(村山弘行議員) 教育部長。

教育部長(松永栄人) 1点目の小学校5、6年生、中学校1、2年生の保護者についてはどうかということですが、児童・生徒の保護者で重複されるといいますか、そういう方についてはどちらかということ考えております。

それから、経緯の中での中学校給食の意向ということですが、今後の中学校給食のあり方について、関係者の意向調査をすることを目的として調査をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 濟いません、ちょっと私質問を間違えておりました。小学校5、6年生も実施するのかどうかについて再度お伺いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小学校の5、6年生約1,200人も対象として考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第53号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第11、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第54号及び議案第55号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第12 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第56号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第13 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第13、請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） ただいま議長から請願の部分についてありましたが、この部分について少し、ちょっと経過を報告させていただきたいと思います。

皆さんのところに陳情第3号というのが配付をされておりますが、ここには関係者が地図をつけていただいておりますし、この日にちを見ていただくとわかると思いますが、市当局、それから議会には平成16年6月23日に陳情がなされております。こういう状況について、今年の6月の時点で、こういう公有地がマンション建設のために払い下げがなされると、こういう問題が起こりまして、市や議会の方に公有地の払い下げをしないでいただきたいという地元の陳情活動が行われ、その間に担当部や行政への陳情、要望を繰り返しておりました。私どもに、これは私どもの機関から、「地元の方がこういうマンション問題で困ってるので、ぜひ話を聞いていただきたい」という連絡がありました。そして、電話を差し上げたところ、「大変困っておられる、ぜひ話を聞いていただきたい」と。ちょうど参議院選挙もあっておりましたが、選挙期間中に地元の方がお見えになりまして、話を聞かせていただいたところでありました。

そういう状況の中で、地元の皆さんと庁議室をお借りして、市にどういう状況かという形で、私も市の話し合いの中に入れていただきました。そのときに出てきたのが、30万円で取得した土地を鑑定価格が16万円と出たので、これを払い下げをしたい。地元の方の皆さんにはご理解をと。この時点ではまだ契約はできておりませんでした。私も長い議員活動の中で、坪30万円するものを16万円で払い下げるとというのは、議員としてちょっと納得がいかないという発言をした経過があります。それで、少しこの30万円と、坪16万円についての少し内容の違いがありますので、所管委員会でも調べていただき、またこの請願の趣旨の中に関係地元住民の方も呼んでいただいて、ぜひ審議をしていただきたい。

それから、法律上ですが、もう8月18日に処分をしてるからもう終わったものというふうに解釈するというのは、地方自治法上に問題が出てきてます。こういう問題がありますので、その点を含めて今から説明をします。

今、陳情書にお配りしてる字図ですが、2筆ありまして、地番は2681 - 6、469㎡、それからもう一筆は2681 - 5の455㎡であります。合計、実測の結果、925.07㎡、こういうふうになりますが、これを購入したのは平成6年3月24日であります。農地で太宰府市が取得をいたしております。また、この問題については、14日の一般質問でも行いたいと思っておりますが、その当時、10年前ですが、㎡当たり10万6,000円で太宰府市が農地を取得をいたしております。坪に直しますと35万円です。2筆とも同じ評価農地を㎡当たり10万6,000円で取得しておりますので、取得価格については9,794万4,000円です。大変大きな金額であります。それから、平成6年度の決算を調べてみましたら、その当時の試掘料、それから鑑定料がこれ以外に含まれておりますが、現実なところ、今日の段階では取得費が9,794万4,000円、それを平成16年8月

18日に特定の不動産業者と地元の方々が払い下げをしないでいただきたい、防災公園にしてい  
たいただきたい、環境問題を守っていただきたいなど再三にわたる要望が行われて、話し合いの途  
中ですが、4,477万3,388円で払い下げをされました。ところが、地方自治法で一番大きな問題  
というのは、こういう公有財産を議会に承認を求めて、そしてその都度公有地の残高、そして  
処分高を決算時には必ず議会が承認をしなければならないという地方自治法があります。そし  
てまた、この公有財産を払い下げるときには、私も長い議会活動の中で、こんな問題が初めて  
明らかになりました。私としても反省をしています。やはり処分をするときには適正に処分を  
されたのかという監督義務を私自身が怠っていたという反省をいたしているところでありま  
す。

地方自治法の234条第2項により、この土地、9,794万4,000円も価値があったものを、しか  
も鑑定した結果、4,477万3,388円を随意契約、随意契約というのは地方自治法でできる金額は  
30万円であります。それがどういう理由でなされたのかも含めて地方自治法の1項、2項、3  
項、4項、5項、6項と、いろんな規定があるわけですが、委員会でもこの随意契約の基準を  
もとに審査をしていただければ地方自治法違反というのが出てくるわけであります。ぜひ、私  
こういう地元の皆さんの切実な願いでありますこの請願書、市は土地を処分してるからとい  
うことですが、当然やはりこういう半値以下で処分をしたことに対して、やはり議会としても審  
査をする、それから法律上に問題はなかったか、またこの問題が九州全域に、西日本新聞の1  
面に大きく報道をされておりました、議会が本当に住民の立場に立って審査をする必要があ  
ると思っております。

また、請願の要旨については、1項、具体的に書かれておりますが、表題としての金額の訂  
正を本日させていただきますと思います。

また、理由として、本当に高層化されれば、この周辺の方々に対する日照被害の問題、それ  
から大変狭い道路であります。離合ができないという交通障害の陳情が出されております。そ  
れから、当然横に西鉄太宰府線が通っておりまして、この西鉄の太宰府線が道路よりも高くな  
っておりまして、大変大雨時にはこういう水害がその都度発生をしてるという問題、それから  
やはりプライバシーをどう守っていくかという問題、それからその近くの方々がマンションが  
建つために、建ったことによって大変、過去の問題で騒音、振動に悩まされたという問題、そ  
れに新たに6項では居住権や財産権、健康問題が出されております。ぜひこういう請願、市は  
土地はもう売ってしまったが、もうそれはしょうがないというんじゃなくて、私ども議員とし  
て認めた財産の取得、そしてこれが処分されるまでの責任、監督権を考えていただきたい。で  
きればこの土地、やはり瑕疵があったという立場に立つならば契約を破棄をしていただいて、  
そして防災公園や、そういう住民のために役立つような施策を講じるように所管委員会でも審  
査をしていただきたいということで、紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第9号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第14 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

議長(村山弘行議員) 日程第14、請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

[8番 渡邊美穂議員 登壇]

8番(渡邊美穂議員) 請願、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきまして趣旨説明をさせていただきます。

紹介議員は、山路一恵議員、私、渡邊美穂です。

請願者は、福岡県教職員組合筑紫支部、支部長船越達夫氏です。

政府は、この秋にも義務教育費国庫負担制度を廃止あるいは縮小する方針を打ち出しています。しかし、政府部内で所管の文部科学省は、この制度の廃止は義務教育の機会均等を脅かす可能性のあるものとして、財政面だけでの議論では済まないということを明言しています。

本制度は、昭和25年一たん廃止され、その結果、義務教育水準の地方格差の拡大及び実学級数当たりの教員数の減少などが起こり、3年後に再度制定されたという経緯をたどっています。

お手元にお配りした資料にあるように、もし全額税源移譲された場合、住民税で試算すると、大都市である東京都は現在よりも増加し、当福岡県においてはマイナス8.2%、約40億円の減額になる可能性があります。一般財源化され、県が各市町村にこれまでの給与の国庫負担分を要求した場合、太宰府市では新たに15億3,680万円が必要になります。実際県は全額ではないにしろ各自治体に対して一部負担できないかということを打診してきています。現在、太宰府市をはじめとする多くの市町村は財源不足に悩んでおり、新たな財源確保は非常に困難な状況であるということは議員の皆さんご承知のとおりです。そうすると、自治体間での教員数などの格差が生まれ、本来守られなければならない日本国内における義務教育の機会均等が壊れることにつながります。

子どもたちの平等な教育を受ける権利を守るためにも、またこれ以上自治体への負担を増やさないためにも、義務教育費国庫負担について堅持するよう政府に対して要求するものです。

本市議会では、過去におきまして議論をいただき、昨年も全会一致で請願をご採択いただき

ました。ぜひ趣旨をご理解いただき、ご採択いただきますようお願いをいたしまして説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第10号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第15 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第15、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 「地方財政の充実・強化を求める意見書」、提出者は私力丸義行、賛成者は小柳道枝議員です。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

昨年度の「三位一体改革」は、具体的な中身が年末に唐突に決定されたが、その内容が国庫補助負担金の削減に対して税源移譲が少額にとどまったことや、これを補うべき地方交付税についても大幅削減されたことから、自治体予算編成に大混乱をきたしたことは誠に遺憾である。

政府は、今年6月4日、経済財政諮問会議が提示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定した。この中で、注目された「三位一体改革」では、税源移譲については「2006年度までにおおむね3兆円規模を目指す」とされているが、同時に地方6団体に対して補助金改革の具体案づくりを要請した。また、地方交付税についても「抑制する」と明記されている。

国庫補助負担金改革については、地方6団体が取りまとめた具体案に基づいて補助金改革が進められ、新年度予算もこれを受けて作成が開始されることとなる。「三位一体改革」は効率性や財政コスト削減という観点だけで論議されているが、地域住民が安心して暮らすのに欠かれない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保されることが前提でなければならない。したがって、新年度予算編成の基調が、国の赤字の地方への押しつけとなるよ



うなことは許されない。

このような立場から、国の関係機関に対し、地方財政の充実・強化をめざして次のことを強く求める。

記。

1、2004年度予算における大幅な交付税削減が、自治体の予算編成に混乱を生じた結果をふまえて、2005年度予算案は、地方の意見を十分に聞いた上で対応し、地方への税財源移譲を実施するとともに、地方の自立が確保されるものとする。

2、国庫補助負担金の削減は、単なる数値合わせでなく、国の関与を廃止・縮小し、地方の裁量や自由度を拡大する視点から削減項目を選択すること。また、国庫補助負担金削減額に見合う税財源移譲を確実に実施すること。

3、税財源移譲を進めたとしても自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、地方交付税の「総額」を絶対に確保すること。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	元気な高齢者の健康対策について (1) 産・学・官による共同研究、協調体制ができないか。 (2) 食生活改善推進委員、健康推進員の地域への取り組みについて。 (3) プールやマシンを利用した筋力トレーニングなどの採用について。
2	武藤 哲志 (19)	1. 家庭用水道料金の引き下げについて (1) 基本料金や使用料を家庭用、事業用と区分する見直しを行い、一般家庭の負担軽減を。 (2) 水道料金見直しのための審議会の予定は。 2. 融資制度の創設と充実について (1) 納税者、市民を対象に50万円までの緊急貸付制度創設の条例を。 (2) 市内中小企業融資制度の拡充と利用促進啓発を。 3. 公有地払い下げについて (1) 払い下げの基準、単価等。 (2) 関係住民の住環境対策としての合意形成を公共団体が行う必要は。
3	福 廣 和 美 (17)	1. 障害者対策について 2. 交通対策について
4	清 水 章 一 (13)	1. JR都府楼南駅前駐輪場について JR都府楼南駅前駐輪場は、朝は駐輪場整備の委託がなされているが、それ以外の時間帯は自転車が市道にはみ出ているため、極めて危険である。いつまでも放置しておくわけにはいかないが、安全対策をどのように講じようとしているのか、伺う。 2. ISO9001の認証取得について 厳しい財政状況の中、限られた財源をいかに効率よく使うかが求められており、サービスが同じであればより安く、経費が同じであ

		ればより質の高い行政サービスを提供するのが行政の責務である。その一手段として「ISO9001」を認証取得することに意義があると思うが、市長の見解を伺う。
5	不老光幸 (7)	1. 太宰府小学校北門入口通学路について (1) 安全確保に関する要望とその処理について。 (2) 浦の城橋から北門までの道路の改善は。 2. 信号機の設置について (1) 当市の信号機設置申請の現状について。 (2) 三条台入口の信号機設置について。 (3) 宝満道入口の信号機変更について。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長 佐藤善郎	助役 井上保廣
収入役 松島幹彦	教育長 關敏治
総務部長 平島鉄信	地域振興部長 石橋正直
市民生活部長 関岡勉	健康福祉部長 古川泰博
建設部長 富田讓	上下水道部長 永田克人
教育部長 松永栄人	監査委員事務局長 花田勝彦
総務部次長 松田幸夫	地域振興部次長 三笠哲生
健康福祉部次長 村尾昭子	総務課長 松島健二
行政経営課長 宮原仁	財政課長 井上義昭
税務課長 古野洋敏	地域振興課長 大藪勝一
まちづくり企画課長 清本保正	産業・交通課長 松田満男

市民課長	藤 幸二郎	環境課長	蜷 川 二三雄
福祉課長	新 納 照 文	すこやか長寿課長	有 岡 輝 二
用地課長	陶 山 清	まちづくり技術 開発課長	大江田 洋
上下水道課長	宮 原 勝 美	教務課長	井 上 和 雄
学校教育課長	花 田 正 信		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	木 村 洋
書記	伊 藤 剛
書記	満 崎 哲 也
書記	高 田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は12名から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことを決定していますことから、本日14日は5名、明日15日は7名の割り振りでまいりますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

安部陽議員から質問に関連しての資料持ち込みの申し出がありましたので、許可をしておりますのでお知らせします。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま一般質問の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

21世紀の高齢社会は、だれでもが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、心身ともに健康であることが極めて重要であり、従来にも増して健康増進が必要とされております。

本市においても健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指して、鋭意努力をされていることは十分理解をしているわけでありますが、毎年増え続けております国民健康保険、介護保険、老人保健の医療費を見るたびに、果たしてこのままで市民の方は健やかな生活ができていいのか、疑問を感じるものの一人でもあります。

私はこのたび、皆様もご存じのしいのみ学園園長、昇地先生と中国に同行する機会を得ました。先生は99歳の高齢にもかかわらず階段を5階まで登られ、二百三高地や万里の長城などにも、かごも使わずに元気に登られました。また、2年前には中国に行かれ、その後NHKのラジオ講座を聞くなどして独学で中国語を勉強され、このたび長春大学では2時間にわたり、立ったまま中国語で講演をされました。このように元気な姿に、健康の秘訣は何ですかと尋ねましたら、夢、目的があるからと言われました。今回の中国訪問は、第2のしいのみ学園を長春に開校する準備で参りました。このように、常に前向きの姿勢が元気の源だなあと実感いたしました。

また、この健康はどのように維持されているのかを尋ねますと、1つは冷水摩擦。2つ目は自分で考案した棒体操10分間。なお、この自分で考案された棒がこの棒でございます。これを足でこ、足を上げたり、肩をこ回したりして、日ごろ使わない筋肉を使うということでございます。3番目が30回よくかむこと。4番目は常に何かを学び続ける。5番目は夢、目的を社会に持ち続ける。この5点を挙げられ、これらの継続にあると言われました。また、昇地先生は、この色紙にありますように、「一人の子救われるならば、一人の教師死して可なり」と言われ、現在も実践してあります。このように、99歳になられても元気な字でございます。また、バランスよくとれております。普通であれば字が斜めになったり、いろいろすると思えますけれども、まだまだこのように元気な字を書いております。

このたび、この元気な姿をいろいろな角度から検査が行われ、先生の瞬時の判断能力は30歳代と出ております。このことは9月18日土曜日の夜9時15分から1時間にわたり、NHKスペシャル「老化に挑む」で全国放映されますので、元気になりたい方は参考までにご覧になられたらいかがかと思います。

私はこの元気な姿を目の当たりに体験し、元気な市民、元気な高齢者を築くため、敬老の日を迎えるに当たり、健康づくりについて質問をいたします。

私は、予算、決算のたびに心が痛みます。それは、毎年毎年国民健康保険、老人保健、介護保険の医療費の伸びであります。健康な都市であれば、高齢者が増加しても医療費はそんなに伸びないのではないかと思います。私は、この医療費の伸びを考えた際に、高齢者の方が元気に毎日楽しく暮らせてあるのか疑問を感じるわけであります。

平成15年度の国民健康保険一般分では、入院2,391件に対し、通院6万1,645件、これに要する費用は、入院38万7,207円、通院1万3,861円で、入院の場合約30倍の費用がかかっております。

また、老人保健では、通院1件当たりの医療給付費約1万5,000円に対し、入院は1件当たり約41万円で、通院の27倍の費用がかかっております。

介護保険の状況はといいますと、高齢者人口約1万1,500人に対して、介護保険の認定を受けられた方が約2,000人で、そのうち介護保険のサービスを利用された方が約1,400人です。介護の施設サービス4,818件に対し、居宅サービスは3万3,556件で、施設サービス費用は18億3,798万6,593円に対し、居宅サービスは12億3,428万4,782円となり、施設利用者が7分の1にもかかわらず6億円からの支出増であります。このように、居宅サービスは1件当たり3万6,782円に対し、施設サービスは38万1,483円と約10倍となり、寝たきりや施設サービス等がいかに医療費を増加させているかがわかると思います。

私は、この寝たきりや入院以前の健康な人たちへの対策がなければ、医療費の削減はもちろんのこと、健康な明るい生活は生まれてこないと思量いたします。私は、ここで強調したいのは、この寝たきりや入院以前の健康な人への対策をしなければ、医療費は増加の一途をたどり、明るい生活はないということであります。

そこで、私は現在の保健センター事業にプラスアルファの事業を興すことにより、現在の医療費や介護費の減少となり、元気な高齢者づくりになるのじゃないかと思います。現在でも一生涯懸命市民の健康につきましても、出産前から高齢者まで活動をしてあることはよく存じております。しかしながら、この医療費の増加に歯どめをかけなければ財政圧迫となります。そのためには、現在の施設の利用の見直し、例えばプール、空き教室の利用あるいはマシンでの筋力トレーニングを使った運動などを取り入れた、産・学・官による健康づくりの共同研究あるいは協調体制は必要ではないかと思いますが、その見解を伺います。

厚生労働省でも、介護施設の利用者負担の増加など、保険財政の改善や介護サービスの向上に直結する緊急策を2006年4月に先行実施する方針です。制度改革では、まず、介護保険給付の削減など財政悪化の歯どめをかけるための緊急策を実施。ついで、筋力トレーニングや栄養改善指導で重い要介護状態になるのを防ぐ新予防給付など、介護サービスの再編を進める。このように2006年度から制度改革が行われます。このように、現状を見詰めながら対策が刻々と変わっております。本市も、健全財政のためにも現在の施策を見直すべきと思いますが、その見解を伺います。

次に、私は健康維持のためには、食に対する教育を図るべきだと思います。高齢ともなれば単純な食生活になりがちです。したがって、食のとり方によって健康にも病気がちにもなります。この方たちを健康に導くのは、食生活改善推進委員、健康推進委員を中心とした地域密着型の食事指導の取り組みが考えられるわけであります。行政区ごとに食の大切さを、特にビタミンCをはじめ、ミネラル等をどのように摂取すればがんや痴呆になりにくいかなど、積極的な食育をすべきだと思います。

現在の健康推進等のシステムでは、余り機能していないように思われます。したがって、退職者で保健師や看護師の経験のある方たちの協力を得ながら、各行政区などへの巡回など機能を強化すべきと考えます。したがって、行政区での催しの際、巡回指導が参画できるようなシステムと情報が流れるように、各組織との連携が必要じゃないかと思います。いかがな考えか伺います。

前段で一部触れましたが、プールの使用はひざや腰に余り負担をかけずに筋力アップが可能な運動で、転倒防止にもなり、かつまた多くの友達ができることにより、心身の健康づくりにも役立ちます。また、筋力マシントレーニングの導入は、高齢者に無理なく足腰を鍛えることにより、階段も上れるようになり、転倒による骨折等が少なくなります。このため、寝たきり防止となり、施設や病院への入院がなくなり、介護保険をはじめ、国民健康保険、老人保健の医療費の削減に寄与し、自立生活にも役立ち、高齢社会を楽しく過ごせる社会が築けるものと考えられます。したがって、市民プール、マシンでの筋力トレーニングによる運動採用はぜひ進めるべきと考えますが、いかがなものか伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 元気な高齢者の健康対策について回答申し上げます。

本件につきましては、これまで同様のご提言があり、その必要性を痛感しているところでございます。

まず1点目でございますが、全国的に見ますとご指摘のような体制での取り組み例がありますし、本県の私立大学でも似たようなシステムでの実践例もございます。いずれにいたしましても、相当な費用負担を伴うようでございます。そこで、国で検討されております介護予防事業等の推移も見ながら、高齢者のために実施中の生活管理指導員派遣事業や生きがい活動支援通所事業等を基本に、本市におきましては、市内3か所の法人における在宅介護支援センターを核にして、元気な高齢者施策の充実を図るため、リハビリやマシンによる筋力トレーニングを活用できる体制を関係者と協議中でございます。

次に、2点目についてでございますが、食生活改善推進員は、定期的に食生活改善学習会で学んだ健康づくりについての知識を広めるため、また健康推進員は、毎月疾病予防の大切さを学習して、地域の健康づくりのリーダーとしてともに連携しながら、保健センターと市民のパイプ役として積極的に活動がされております。これら推進員を中心に、さらに市民の健康意識の高揚を図るべく、その陣容等を含め、地域保健活動の推進に努めてまいります。

続きまして3点目でございますが、プールを使っての水中運動やマシンによる筋力トレーニングのいろんな効果については同感でございます。本市の市民プールの高齢者の利用状況を見ますと、平成15年度は月平均で約600人の利用があり、これらの利用者をはじめ多くの高齢者が今の元気を持続できるように、そのための取り組みが必要であると考えます。市民プールや他の施設についても、水中運動やマシン利用の可能性について協議していきたいと思っております。

いずれの問題についても、ご指摘のご意見や先進市町村等の状況も参考にしながら、元気な高齢者対策の可能性について、費用等の問題も含めまして検討し、すこやか長寿課、保健センター、国保年金課、社会教育課の横のつながりをさらに密にし、相互協力のもと、可能なものから実施できるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題につきましては、一昨年、やはり高齢者の問題で取り上げたわけでございますが、いまだになかなか進展しないというのが現状でございます。これ以上医療費の伸びを許すことはできないんじゃないかならうかということで、いろいろと病院等にも行きまして協力の願いをいたしましたところ、前向きに、その病院では考えてあるというようなことも言われておりますので、太宰府にはキャンパスネットワークというものがありますので、そういうものを利用して、この費用の負担を軽減するというようなことで、もう少し詰めていただきたいと思います。したがって、この産・官・学の問題は、筑紫医師会等もあると思っておりますので、そういうところの協力も得ながらできるんじゃないかならうか。筑紫医師会ができないということになれば、すぐそばに福大病院もありますので、今朝ちょうど出勤



前に見ましたところ、インターンというか学生さんが過疎地に行って、その住民の方というところ、こういう医療の問題だとか病気の問題を研究してあります。学生さんでもそういうふうで、過疎地ですから医者がおらないということで、大変地元の方も歓迎してあって、そういう場面が出ておりましたけど、そういう医学生、学生さんもこういうふうで、積極的に進めれば、私はある程度喜んでしていただけるんじゃないかなと思うので、現在、来年度予算に取りかかろうとされますので、ぜひともこれは組んでいただきたいと思っております。後ほど助役の方にもその真意を聞きたいと思っております。

それから、2番目の食事の問題でございますけれども、やはり今サプリメント、大変はやってあります。年をとると、それからひとり暮らしということになると、なかなか食事をつくるというのがおっくうになってきてあります。それで単純な、極端に言やあ、昔の人だから梅干しとお漬物があればいいというような感じ、それがまた骨折だとか転倒あるいは何か、ビタミン類の不足というもので痴呆症になったりいろいろされておると思っています。私も大変、健康推進員とそれから食生活改善員の方、本当一生懸命やっております。しかしながら、それが地域の公民館だとか、そういうところにまだまだそこで発表されるというか、学習はしてあるけれども、そこでいろんな会合のときに発表する機会がない、あるいは教える機会がないと、それを言っているわけでございます。もう現在は恐らく看護師あるいはいろんな食育で働いてあった方が退職されておられるだろうと思っておりますので、そういう方も掘り起こされて、そういう方の経験を通して、食生活だとか健康のあり方について、地元で語っていただけるような掘り起こしをしていただいたらどうかと思っております。ちょっとその点、掘り起こしができるかどうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） いろんな経験を持っていらっしゃると思います、特に保健師さんあるいは調理師さん、栄養士さん、看護師さん、そういった方々の協力を得ながらということでございますので、まさに地域福祉、地域健康問題を進めていくに当たりましては、多くの方々の協力を得ながらということでございますので、そういう方々の情報等確保しまして、保健センターとのそれぞれの事業の中にご協力いただけるように努力してまいります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） これにつけ加えておきます。

現在地域振興ですかね、そこでまほろばネットワークかなんかで今調査中でございますので、そういうのにも目を通していただければ、ある程度の情報が入ってくるんじゃないかなと思うので、ひとつ極力お願いしたいと思います。

一番大事なことは、3番目のマシンだとかプールの利用、これですね。それで、現在もプールの利用につきましては、20名を単位としたいろんな講習がっております。これを高齢者の方にもそれを適用していただいて、無料ででも最初がいいと思います。それを5組ぐらいつくられたら100人ですね。そして、この足腰がよくなった、あるいは本当に元気になったという

実感を持たれば、その方たちが後はずっと継続してプール等に見えると思いますので、その点少しの費用だと思いますけれども、最初は少しの軽減策とは思いますが、それが長い目で見ると医療費あるいは施設の利用費になってくると思いますね。プールの利用をされた方が、やはりプールに行ったら元気になったということになると、その人たちがお友達を誘ったりして来られると思いますので、そういう計画はできるのか、これは教育委員会になるんですかね、その点高齢者対策としてどのようにお考えですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） この分につきましては、それぞれの事業ということでございますけれども、教育部、健康福祉部、お互いにその辺の事前の予算編成前の事業計画等の中で、それぞれが健康問題あるいはスポーツということだけでなく、両方がリンクしていると思いません、健康問題、食の問題それから体育、スポーツと。そういった中で高齢者の健康につながる、あるいは高齢者以前の成人の方々の、将来に向けての健康をどうしていくかといういろんな事業、そういったものが主催事業あるいは外郭団体の中での取り組み、そういったことをそれぞれの部で強力に進めていくと。例えば、今社会教育の分野の中では、スポーツクラブの推進とかございます。あるいはいきいき情報センターの中の市によります運動ができます施設もございます。あるいはプールがございます。こういった分のいろんな事業の中におきまして、それぞれが主催事業あるいは啓発という呼びかけの中におきまして、単独の課、単独の事業ということだけではなく、横の連携を密にしながら、市民の方々の健康問題ということも、もう一度再確認しながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど費用がたくさんかかるというような答弁をいただいております。これ、私参考にさせていただきたいと思っております。

川崎市では、2001年から2004年まで、こういうマシンだとかそういうものを使って参加された方が79人おられるわけです。それで要介護1の39人のうち19人が非該当になったそうです。それから、5人が要支援に変わられたと。それから、リハビリ等での後では、79人全員で月に691万円、これだけが削減されたと、医療費がですね。月に691万円ですよ、大きいですよ、79人で。1人当たり平均しますと8.7万円の節約になっているわけです。ほんで、一時的な投資を、二、三百万円でもいいですからすることによって、一月で取り返せるような考え方にもなるんですよ。それで、投資をしなくて理論だけを言ってもだめだから、来年度予算、もうすぐ要求もされましょし、それについての考え方も浮かんでくると思いますが、その点ちょっと予算の担当、担当というか助役の見解はどのようにお考えか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま部長が説明したとおりでございますけれども、高齢者対策、今ご指摘の元気な高齢者の健康対策については、重要であるというふうに思っております。それぞれ元気な高齢者を増やして、多くしていくためには、今安部議員の指摘がっておりますよう

に、いろんなマシンであるとか筋力トレーニング等々使った形でやるやり方、あるいは私どもは今コミュニティづくり、小学校区ゾーンごとの地域づくりの中で、あるいは福祉でまちづくりというふうな中におきまして、その中で健康推進委員でありますとか、あるいはその中で今行われております毎日毎日の散歩でありますとか、日常的なことを通して、やはり元気な高齢者の皆さん方が外に出る。コミュニティバスもその一つでございます。家に閉じこもることなく、外部に人の助けを借ることなく自分で出ていけるように、活発な活動というようなことを通して、元気な高齢者を増やしていくというようなこと、そのことが二次的には、ご指摘がっておりますように、国保の医療費の減でありますとか、老人保健あるいは介護保険にもつながっていくと、このように考えております。

したがいまして、今ご提言をいただきましたこと等につきましては、次年度の予算の中にどういった形の中で対応できるかというようなことをもう少し精査をしまして、実施できるものについては早速取り入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） このマシンを取り入れることによって、今問題になっております痴呆の問題だとか、そういうことも軽減されるというようなデータも出ておりますので、ぜひとも来年度予算には、このような利点が多いということ、それから財政を豊かにするという観点から、ぜひともこういう施設の、必ずしもマシンを取り入れるんじゃなくて、プールだとか空き教室だとか、そういうことも取り入れた中でも検討していただきたいと思います。すなわち、今の医療費を予防に切りかえてもらいたい。医療費が全部予算になってきておりますからね、入院者やらそういう問題にかかってきておりますので、そういうのを減らして、そういう健康づくりの方に回すというような思い切った施策をお願いしたいと思います。入院から健康へというたい文句で来年度予算はしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

これもちまして私の再質問は終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告しております3項目について、今回は特に市長の判断が必要であり、市長に回答を求めます。

初めに、家庭用水道料金の引き下げを再三にわたり要求しております。太宰府市は、6㎡を超える超過料金については、家庭用・事業用も同一料金体系で、見直すべきであります。市は「事業用の大口需要者が少なく、一般家庭に負担いただいているが、超過料金など家庭用・事業用の用途別区分の指摘も含め、慎重に検討したい」と答え、また一方、「財政収支計画で水の安定供給に費用も必要で、水道料金の見直しは必要だが、繰越利益剰余金で補てんできる期間は現行料金を据え置く努力をする」と、値上げを含む回答をいたしておりますが、一般家庭

用の水道料金の値上げは行うべきではありません。水道会計は黒字で安定をいたしております。水源確保に要する負担金、繰出金、出資金、償還金は、高い水道料金で対応できています。また、水道会計の有形資産は、1世帯40万6,200円に対し、水道事業の借金は1人当たり4万8,686円で、減価償却費等は毎年3億4,000万円あり、差し引きすると1㎡当たりの水道料金は、約160円であり、値下げはできるはずです。近隣市の中でも高い太宰府市の水道料金見直しを行うため、市民参加の審議会等を開催する考えはないか、回答を求めます。

2項目めは、市民融資制度創設と充実についてです。この不況続きにリストラ、病気、葬祭、市内転居、納税等様々な問題で急にお金が必要なときに活用できる緊急貸付制度をつくっていただきたい。制度として、現在は福祉や母子、年金受給者の方々には貸付制度がありますが、一般市民を対象とした制度はなく、強い要望があり、市民より失業保険金や入院給付金が入るまでの一時貸し付け、住宅ローンの支払い、就職活動等様々な相談を受けませんが解決策がなく大変です。中には、サラ金から高い利子で借金をし、苦しむ結果となっています。東京都中野区を例に挙げますと、病気、けが、倒産、就学、葬祭等には50万円の貸付制度があります。太宰府市も市民福祉充実の立場で条例の制定を検討いただきたい。

2項目めの2点目として、太宰府市中小企業事業資金の有効活用について回答を求めます。決算では26件、1億4,422万円が貸し付けられ、そのうち21業者の方々が保証料の補助を受けていると報告されております。市は各金融機関に預託金として5,000万円を行っており、融資枠として銀行にどのように活用をお願いしているのか。また、市内の中小業者の方々に制度として知られてない現状と思われる。この制度は、商工会員でないと活用できないと思っている業者もいますので、制度の促進と預託銀行でも直接借りられるように啓発を求める回答をお願いいたします。

最後の質問は、公有地の払い下げについて質問をいたします。議会の議決金額でないからといって、公有財産処分を一般競争入札にせず、特定の不動産業者及び企業と随意契約を行っております。10年前取得した価格の半額以下で処分した根拠として、地方自治法第234条第2項で行ったとしていますが、随意契約金額は30万円との基準があるのに、取得価格9,794万4,000円、議会に認定された金額は鑑定料、文化財試掘費を含め9,903万5,200円の公有財産を、平成16年8月18日に4,477万3,388円で払い下げした根拠として、地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から5号の要件に当てはまらないが、こういう払い下げの根拠を具体的に説明いただきたい。

平成6年3月24日、当時農地を坪35万円で取得し、10年もの間農業委員会の手続や宅地造成等もなされなかったが、どのような方法で不動産鑑定を行ったのか。平成13年度、市が処分したこの近くの宅地価格は坪26万4,400円で処分されており、市は不動産鑑定に基づいて処分したとのことだが、この不動産鑑定をもとに、この近隣の固定資産税を下げ、税金の見直しを行うのか明らかにしていただきたい。

住民は、市長に公有地の払い下げ中止を陳情していましたが、市はこの公有地を「水害対策

として防災公園にしていだきたい」との願いを聞き入れず、マンション建設予定業者に売却を行いました。マンションが建設されれば、行政自ら環境条例を犯し、住民の住環境悪化を推進する結果になると考えられますが、また、売買契約ではマンション建設を条件として結んだのか、報告いただきたい。

最後に、今日まで公有地取得は、土地開発基金で買収し、議会に決算報告承認を受けてきたが、今回の土地処分取得価格に対して5,317万612円の損害、損金に対し、事前、事後に議会への説明がありませんでした。市長は管理者として地方自治法第243条の2の責任はないかを回答いただきたい。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 市長の方に答弁を求めることですが、私の方から回答したいと思います。

まず1項目目の家庭用水道料金の引き下げについてでございますが、3月議会でもお答えいたしましたように、本市は事業所が少なく、また大口需要者が少ない顧客層の問題、近隣団体と比較いたしまして、設備投資した割には使用者が少なく、配水管の使用効率が低いなど、近隣団体より一般家庭に一定の負担をお願いしなければならない、採算がとれない経営上の問題がございます。議員ご指摘の家庭用と事業用の用途別区分につきましては、これら进行分析しながら検討してまいりたいというふうに考えております。なお、ご質問の中の水源確保に要する負担金、繰出金、出資金等につきましては、一般会計が公営企業会計に繰り出すべき国の基準というのがございます、水道事業会計の方では負担いたしておりません。一般会計の支出となっております。

次に、市民参加の水道料金審議会を開催する考えはないかということでご質問でございますが、現在の条例につきましては10人以内の委員数を定めておりまして、数人につきましては水道使用者の中から公募する考えを持っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本日は1項目め、2項目めについては余り時間はとりたくありませんが、私は今言ったように水道会計の借金と、それから市民を対象としたこういう計算方式は余り好ましくありませんが、財産的な所有権というか、こういう部分について出された水道原価と単価の関係がありますが、こういうものを引くと160円になるということは間違いありませんか。

そして、やはり審議会も早急に開くということについては、ずっと延び延びになってきて、もう5年以上も審議会開かれてない。そのかわり高い水道料金を市民は負担しているわけですが、こういう問題については内部検討されているのか回答ください。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 減価償却費と資産減耗費を計算いたしますと約159円79銭ということで、議員さんのご指摘のとおりでございます。

審議会につきましては、現在4年ごとの水道料金については見直しという考えを持っておりまして、過去には平成10年に改正いたしまして、その後平成14年、今回平成18年の予定でございます。その中で、福岡地区水道企業団の方から来年4月より受水開始になるということで、この受水費単価については、当分の間据え置くというような話でございまして、そういった状況の中から近隣市の審議会の状況、また料金改定の状況を見ながら審議会の立ち上げを考えていきたいということで考えております。そういった中では、当然繰越剰余金等の残額を翌年度に使用しながらということで考えておりまして、遅くとも平成18年度ぐらいには見直しをしなければならないというような考えでございまして、その時期に来まして審議会等を開きたいということで考えております。

なお、新料金についての試算をしたかということでございますけど、今のところそういった資料等についてはまだ作成しておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長も以前の答弁でも答えてますが、今の太宰府の水道会計、私が今質問の部分について行ったところですが、本来は再三にわたって見直さなきゃならないのが、平成10年に水道料金を大幅に引き上げて、それからまた私の質問では、本来は今年料金の見直しを行うということで、一般家庭と事業用と変えなさいと。何でこんなに一般家庭用と事業用とが同じ、経費にも入らない水道料金が高いという問題を指摘して見直しをするというのは、今また答弁では平成18年に水道審議会を開くと。そうすると、平成18年まで、早言えば本来は開かなければならないのを延長することについて、市長、どう考えていますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 水道料金の問題でございますが、本市が置かれております水の問題でございますが、非常に湧水状況等続きまして、水の安定供給が本市の大きな課題でございました。そのためには、水の資源を持たない本市といたしましては、いわゆる広域的な水資源の開発、これに頼らざるを得ない状況でございました。したがって、水道料金につきましても、その時々原水対価、それと供給単価、それに比較しながら料金体系を決めておるわけですが、本市の場合はご承知のように他市に比べて非常に多額の費用を、料金体系としては多額でございます。一般会計の繰出金等々もやって、水道料金の継続をしてきたわけでございます。そういう意味合いでもちまして、改定の時期ではございましたが、現在料金体系、いわゆる今の水道料金をできるだけ確保したい、値上げはしたくないということで見送った経緯もございます。

それと、ご承知のように本市の置かれております水需給の立場でございますが、大口需要者が非常に少ないということ、それから配水管効率も他市に比べて非常に特性があり、効率が悪

いというような状況もございます。それと一つは、海水淡水化をはじめとする水の安定供給のための施設投資も大きな財源として将来必要でございます。等々を勘案しながら今日まで来ておるわけでございますが、いずれにいたしましても、福岡地区水道企業団等をはじめとする水道資源開発のための投資、それに対する償還等々の財源等の見通しを立てながら、と同時に水の安定化、供給と同時に水の需要供給に対しても、一つ需要の供給に対する増収も図らなくちゃならないという、そういう営業的な面も出てくるかと思うわけでございます。もろもろを勘案しながら、今後の水道料金の体系につきましては、そういう料金あるいは新しい水源開発の事業等を見きわめながら考える必要があるということで、現在のところ改めての料金改定についてはしない、そしてその状況を見守りたいというのが現況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 水道会計については、また具体的に財政分析を行ってやりたいと思います。言えることは、何年間も黒字続きだと。そして水道はやはり利益率を差し引くと160円だということで、何で270円もするような料金を市民に押しつけなきゃならないかというのは納得できない。また後で論議をします。

2項目めの回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 続きまして、2項目めの融資制度の創設と充実について市長の回答をということでございますが、私の方から1点目の納税者、市民を対象に50万円までの緊急貸付制度創設の条例について回答申し上げます。

市民が通常の生活を送る中、緊急にお金を融資してもらう必要が発生したときの融資制度ということと解しますが、通常の生活の中で預貯金がなく緊急融資が必要となる方とは、おおむね低所得の方もしくは預貯金以上の大きな金額が必要となった方などが考えられます。こうした方には、福岡県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度や、大きな金額が必要な方へは金融機関などで各種融資制度が利用できます。

ご質問の中にありました東京都中野区の応急資金貸し付けの条例、施行規則、事務要綱などを見ますと、貸し付けの対象者要件は、災害により損害を受けた方、本人や同居の親族が疾病または傷害に係る療養に要する費用、本人や同居の親族の結婚、出産、就職、葬祭等に要する費用、転居に要する費用、食糧その他日常生活必需品の購入費用に困窮する方などで、区の各種貸付金を既に受けていない人、貸し付け資金を返済できる人、生活保護法の扶助を受けていない人、区民であること、世帯主であることなどが要件となっております。さらに、連帯保証人が必要で、連帯保証人の要件として、一定の職業と収入があること、税金を完納していること、この貸し付けを受けていないこと、この貸し付けで既に保証人となっていないことなどとなっております。

（19番武藤哲志議員「よくわかっている。要約してください」と呼ぶ）

このことを参考にしますと、東京都中野区の制度と福岡県社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けは類似しておりますことから、市として独自に融資制度を創設することは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目。

（19番武藤哲志議員「ちょっと待ちなさい」と呼ぶ）

地域振興部長の答弁を先にしますか。

（19番武藤哲志議員「いや、ちょっといい。今の答弁を聞いて、本当、市はやる気はないんですよ。現実に今の答弁を聞きよって、お金の低所得者だとか預金のない人とか、そういう人にお金を貸さないという考え方の答弁ですよ。だから、そういう預金がないからこそ困っておるわけであって、収入も今のような状況で、リストラや失業したり、病気をしたときに困るから貸してくれ、そのかわり、その条件として失業保険金が入るとか病院の生命保険の給付金が入るまでの一時的な部分を、そしてこうお願いをしたいという市民の要望があるんだけど、早う言えば、それ銀行に行って借りなさいとか、県の福祉とかって言ったって、だから、もう少し内部検討をなさいて言っとるわけです。それを、ただそういう状況ですからできませんということは、内部で検討した結果でしょうから、そんな回答要りません。また質問します。2項目めお願いします」と呼ぶ）

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 2項目めの市内中小企業の融資制度の拡充と利用促進啓発についてご回答いたします。

太宰府市中小企業事業資金融資制度につきましては、本市の中小企業者に対して事業資金を融資することにより、その自主的経済活動を促進し、企業の安定を図ることを目的といたしております。

1点目の融資枠の活用についての質問でございますが、年間5,000万円の資金を市内の8銀行支店に、年度末の貸付額の状態を見ながら資金の配分を調整いたしまして、指定金融機関に預託し、4倍以上の融資目標を設け、市商工会のあっせんによりまして、1企業1,000万円以内を福岡県信用保証協会の信用保証に付し、貸し付けを行い、平成15年度の貸し付け状況は、ご質問の中で言われましたように26件1億4,422万円の貸し付けを行っております。貸し付けにつきましては、低利率を適用し、信用保証協会に支払った保証料についても全額市が補助を行うなど、利用者の負担軽減を図っております。

2点目の融資制度の促進と、貸し付けの窓口を直接預託銀行にできないかとのご質問ござ



いますが、商工会で全会員に制度案内の冊子配布や、各地区懇談会などで紹介を行うなど、会員への利用促進を強化しており、市内全戸に新聞広告折り込みや広報の折り込みチラシで周知を図っているところでございます。

融資制度の申請窓口につきましては、商工業者の実態を把握されている商工会としていますが、商工会の会員はもちろん、会員でなくても受け付け、審査しております。県の融資制度及び近隣市におきましても同様のシステムで取り扱われております。

今後市におきましては、指定金融機関及び商工会とで利用状況などの情報交換を行いまして、制度の充実と事業者への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、簡単に報告いただきたいんですが、今やはり市民の方々にそういう融資制度的なものは考える、検討するというか、そういうのは考えてないというのは次長の答弁でしたが、それとあわせてこういう市民の貸し付け制度というのは、市長の回答として全く考えてないのか、検討する考えはあるのか。

それから2項目めについては、今部長から答えられましたが、これはだれでも借りれるわけですが、あくまでも商工会を中心とするというふうになってますが、金融機関でも預託金の範囲内とかそういう部分で活用できるような考え方を持っていないのか、簡単に回答ください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま融資制度等の問題でございまして、1点目の福祉資金等の貸し付けでございますが、他都市等でやってある事例はございますが、ただいま部長が申しあげましたように、国あるいは県の制度と、特に福岡県の場合は社会福祉協議会が実施しておる、その範囲でひとつぜひ実施していただきたいという計画でございまして。

それから、融資制度につきましても、現在部長が申しましたように、それぞれ信用保証等の貸し付けを行いながら、貸し付けをいわゆる商工会等の窓口を通じまして貸しておるわけですが、これにつきましても、この貸付制度がよく周知されてない、活用されてない面があるんじゃないかということで、いろいろなPR等もやっておるところでございます。

また、貸し付けの原資につきましても、まだ余裕があるということをお聞きしております。今後とも、この融資制度等につきましても、現行制度の中でぜひ皆さん方利用をお願いしながら、そして、なお必要なものにつきましても、今後の融資、民間の銀行等を含める融資制度等々の現行制度とも勘案しながら、本市としてやるべき融資制度は、現行制度の中で十分承知の上、また融資の貸し付けの予算調整等につきましても今後努力していきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市民のための制度ですから、やはり内部検討して、そういう貸付制度も設けて、一時的に保証人もつけるわけですから、そういうのは内部検討してやるのが行政

で、本当、今不況の中で一般の組合もない、そういう状況の中で大変苦しんでいる方もおるといふこと。それから、融資制度もいろいろ保証料もついてますが、借りやすいようにしてやるというのが行政の仕事ですから、次回、またこの問題についても質問します。

それでは、3項目めについて回答を。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、武藤議員の3項目めの質問、公有地払い下げについてご回答申し上げます。払い下げの基準、それから単価等について、関係住民の住環境対策としての合意形成を、公共団体は行う必要はということでございます。一括してご回答申し上げます。

地区道路整備事業も平成17年度完了の目途がつき、また今回の私有地を代替地とする希望者もなく、そのままの状態となっていることから、今回処分を行ったものでございます。

現在、不動産取引における買い手市場の中で、925㎡と地積が大きく、不整形でございまして、また地価が下落しているにもかかわらず、1年前、平成15年10月の不動産鑑定、坪当たり16万円での売却が見込めることと、それから事業の完了にあわせ、早期精算、これは財源の確保が一点ございます、を必要とすることなどの理由によりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「有利な価格で契約を締結する見込みがあるとき」に該当するということで、随意契約により処分を行ったところでございます。

固定資産税の評価につきましては、近年の土地下落傾向から適正な時価を算出するため、平成9年度から毎年7月1日を基準日といたしまして不動産鑑定をとり、基準年度の価格、そういう修正を行っておるということでございます。

また、農業委員会の手続につきましては、福岡県農地法施行細則第3条の規定による届け出を、これは平成6年3月30日付で行っておるところでございます。その時点から農地から外れていると解しております。

また、不動産鑑定につきましては、未造成地として鑑定が出されておるところでございます。宅地として造成してない段階ということでございます。

住環境悪化の推進になるとのことにつきましては、これは都市計画法や建築基準法また市の開発行為等整備要綱におきまして、関係住民の理解を得るように努力してきたところでございます。

また、売買契約においては、マンション建築条件つきとはいたしておりません。

それから、市長の管理責任につきましては、ただいまご説明したとおり、法律どおり執行しておるということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、もう少しちょっと聞いてください。後からあなたに回答を求めますから。

まず、部長、あなたは今地方自治法施行令第167条の2第1項第5号ということで回答がありました。この時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときというふうに、あなた法律上の解釈を言ったわけですけどね、さっきも言いますように、早う言えば1億円近くの土地を半値以下で処分したのは著しく有利な契約と言えるんですか。あなたの方は、こういう30万円という基準がありながら、なぜ9,900万円もするような土地を、はっきり言って坪16万円で処分ができたのか、法律じゃ何の問題もないのかと。これ、どう考えます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 確かに当時坪30万円ですか、それで9,900万円ということで代替地を購入いたしております。そのときは地区道路整備事業、そういうものの推進の中から希望者、そういう者がおると判断のもと代替地を購入して、事業の推進にこれから充てていくということであつたらうと思います。今回、先ほど申しましたように、ほぼ完了のめどがついておりますし、最後希望されていたところもほかのところにも求めるということで、一定見通しがつかしましたんで、代替地を今度処分する方向ということでございます。

先ほど申しましたように、市の基本的な考え方としては、適正な時価というのは不動産鑑定額ということでこれまでで一貫して通しておりますので、それで売買できるということで、今の買い手市場の中で、先ほど言いましたのは諸条件の中でこれだけの価格、一体的に売れるということで、市としては有利な価格というのは条件だということで、今回そういう処分契約を行ったということでございます。そういうふうに理解していただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この平成6年3月18日に4名の人から土地の買収をしてるんですね。それで、まず4,971万4,000円を1人から、それから3人の方から4,823万円で購入してるんですよ。その金額が9,794万4,000円、そして農地で購入したんですよ。35万円も坪価格、それを10年も放置しておいて、そして昨年鑑定で1年前、平成15年10月20日に鑑定価格がはっきり言って坪価格16万円という鑑定が出たと。ただし、その周辺を議会の承認として求めてきたのは、坪8万円ですよ、ここにあるようにね。ほんの1年ちょっとの間に、何でこんな値段が半分になるのか、やはりマンション業者や不動産業者に有利を図ったんじゃないか。なぜこんな条例上で見るならば、著しく有利な契約ができるんですか。だれだって、その坪35万円で買った土地を、市がたくさん公有地持ってますが、それじゃ売ってください、安くと、こう言えるんじゃないですか。私、二、三日、太宰府市内の土地でいろいろ売り出したのを6筆出しますが、吉松のあのところで19万5,000円ですよ。御笠とって、太宰府市と大野城市の境が

17万5,200円ですよ。高雄が17万円、そして朱雀ですが、その朱雀のところも出ておりますが、水城で21万1,000円、こういう通古賀というか西鉄の近く、やはりこの朱雀ですが27万6,000円です。新聞広告でこういう形で出されとんですから、土地だけですよ、建築条件なし。それが、何で市は坪16万円でこういう有利な、早う言や業者に特別な配慮をしたと、しかも鑑定は1年前と、何でそんなことができるんですか、地方自治法上。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） まず、10年間ほっておいたということでございますが、決してそういうことはございません。代替地として取得しておいたからには、やっぱりこれまで地権者あたりに交渉する中でですね、そこを紹介し、これまで8人、私の覚えてたところでは8人ぐらいはその代替地に土地を求めて、環境を変えないで住むというようなことでございますので、結果的に10年間そこに希望がなかったということはそのとおりでございますけども、意味合いが違ってまいりますので、そのところはご理解いただきたいというふうに思います。

それから……。

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） ちょっと答弁はもう一つあるんじゃないですか、答弁……。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 農地を平成6年に取得しましたと、こう契約書あるんですね、農地で。そして、10年間もそのままほっておいたというて、さっきから答弁してますが、当然農地を買うためには平成6年に、市は農地は取得できないはずですよ。それを特別に、早う言えば取得申請をお願いをしたと、公共事業を。そして、農地を取得して代替地で売ろうとするのに、なぜ宅地化しなかったんですか。宅地化して、なぜ鑑定価格をとらなかったんですか。あの農地を埋め立てて、あの一帯を、早う言えば具体的に柔軟な間に宅地化しとれば、子どもたちのための広場にも公有地として開放できますし、防災公園だとか様々な形でできるのに、10年間も農地のまま放置して、そして売るときも農地として、あなたの方は鑑定価格をとってらっしゃるでしょう、ここにある。宅地（田）になってますよ。現状を所管委員会も見ていただいたらわかるんですけど、そういう10年間も行政の怠慢をしといて、そして値段を下げといて7階建てのマンションを建てさせるような配慮をあなた方が、行政自ら市民を困らせる結果をしてるんじゃないですか。違いますか、その辺答えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 確かに市では農地というものは取得できないところでございます。それで、先ほど言ったような、市が取得するについての農地法上の手続をいたして取得したということでございます。

なぜすぐに造成しなかったかということについては、やっぱりそこを求める関係者の方が、今のところそこに求めず、ほかのところ求めて、そのところは造成、区画整理して代替地に充てたという結果がございますので、結果的にそのようになったというふうに重ねて申し上げ

げたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この問題、ちょっと市長、答えてみてくださいよ。10年前に農地で取得して、文化財の調査までもうして、いつでも代替用地として売ることができるのに、なぜ管理者としてこの土地を10年も放置して、宅地化して代替地として見てもらうような指導や指摘はされたのかどうか、早う言や代替えの希望がないといたって農地で買ってそのままほたつてですよ、そしていざそのままマンション業者が買いにきたから有利な形で売ったというのはね、これは矛盾がありますよ。10年前に購入して、そしてしかも宅地化して、そしてやれば固定資産の評価、鑑定価格も上がったのに、10年も放置した責任はだれがとるんですか。半値以下で売るならば、本当むちゃくちゃですよ。市民の税金で買った土地ですよ。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今武藤議員がご指摘の土地につきましては、部長が説明をいたしておりますように、地区道路整備事業、同和対策事業として地区の環境改善に資するというようなことを目的として平成5年から事業を着手したわけでございます。ご承知のように、同和地域につきましては、道はそれまでは狭隘でございました。緊急車両も入れないというふうな状況等が今日まで続いたわけでございます。昭和46年から同和対策事業を今日まで整備しながら、初めは用水路にふたをかけながら幅員を拡幅し、そして緊急車両が通るような状況をつくってまいりました。整備してまいりました。平成5年からは抜本的な、やはり西鉄二日市駅を南に向いておりますので、太宰府市の南の玄関口として位置づけて、総合的な道路については地区の皆さん方だけが使用する部分ではございません。市民が、あるいはあらゆる方々がそこを通して経済交流もあるわけでございます。そういった中で道を建設する場合にありましては、そこに住まいであります家あるいは土地等を……

（19番武藤哲志議員「前段は必要ありませんから、私が言ってるのは違うでしょう」と呼ぶ）

そこまで説明しなければ、あとわからない……。

（19番武藤哲志議員「内容わかってから……」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 答弁を聞いてください。

助役（井上保廣） 家でありますとか……

（19番武藤哲志議員「いつも時間稼ぎのようなことをして」と呼ぶ）

を除却する、あるいは立ち退きというふうなことが出てまいるわけでございます。そういった中で、その地権者が代替地としてほかに移る家を建てられるところを確保するというようなことが事業の一環として必要になったというふうなことでございます。そういった中で、田でありますとか、あるいは田でありまして宅地として希望を、その当時平成5年以降等については、現に5,000㎡ほど購入した中において宅地として希望があったところから優先して、そ

の時点で造成し転売を行ってきた経緯がございます。今の宅地等々については、部長も説明しましたように、結果的には田で現状の中で残っておりますけれども、代替地として地域の皆さん方が希望がなかったというふうなことは結果的、そういった状況の中で、田で残してきたというふうなことでございます。

これも10年間そのまま放置ではなくて、事業年度はまだ終わっておりません。平成17年で終わるわけございまして、それから以降経過しておれば、そのいわゆる土地を10年間放置したとか、損害を与えたとか、そういった形になりましようけれども、そういった意味におきましては、善良な事務管理のもとに今日まで私どもはその土地を保有していいまいしょうかね、してきたというふうなことがございます。そういったことで、全体的な事業の中でご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなたのね、答弁はね、矛盾がありますよ。以前議会の質問を議員がされました。ちょっと離れた隣接する、今マンションが建とうかというところ、公有地を代替用地として取得したけど段があると、早急に造成しなさいと言ったときに、あのとき一緒になぜしなかったんですか。あのちょうど理容店の前ですよ。あそこずっと造成したでしょう。議会で質問があったらした、そのときに一緒にすれば、あれ、あのとき宅地になっとったでしょう。あなた方はね、その場その場で逃げたらだめですよ、指摘をされて。私どもあの土地がそういう10年間もね、放置されて、しかもやっとなったところに問題があって、どのように市民の税金を無駄のないようにする、あなた方はいつもそう言うでしょう。税金の無駄がないようにするのが行政の仕事と言うけど、あなた方が無駄をしといて議会に承認を求めてくることはもってのほかですよ。ここで幾ら弁解したって、事実は事実ですから。市長、その辺どう考えますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の用地でございますが、部長、助役が答弁いたしましたように、当時から10年の経過をいたしておりますが、目的がございます同和对策事業としての代替用地として確保した。確保したからには代替用地として、いわゆる多方面の活用ができる現状維持っていうのは必要でなかったんじゃないかと思えます。

価格につきましては、現在価格で売却した、不動産鑑定に従って売却したということで承知いたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その不動産価格に問題があったんじゃないですかと、宅地化して、そして不動産鑑定をとればいいのに、農地の現状、取得した状況の中で試掘までして県まで上げて、しかも行った結果、ここに不動産鑑定がありますが、平成15年10月20日、早う言や田（宅地）、宅地と、こうなってますが、こういう状況の中で平均坪単価、だから田の方は4万8,500円、宅地としては現況みなし宅地としては6万500円、合わせて16万円ですよ。こん

なことを議会が追及するまで、あなた方隠しておったんですよ。なぜ税金を有効に活用する、購入した価格は9,900万円近くのお金をね、こういう4,477万3,000円で払い下げなきゃならなかったのか。地元の方は、あれだけ皆さん市長や担当部に公園つくってください、雨が降ると西鉄線路の方が高くて冠水すると、車も通れんと、防災公園つくってください、近くには公園も少しありますけど、子どもたちが遊べる状況じゃないけん、切実な住民からの願いはあったでしょう。その話し合いの途中にあなた方売ったんですから。

だから、そういう約束事が業者にもう何年か前からそういう話があったのか、もしそこであるならば、再度鑑定をとり直すべきじゃなかったかと。現実にその近くを売ってますが、あの3号線の高速の隣接してるところを売ってるのを917万6,000円で、坪単価26万4,400円で売ってるんです。議会で承認求めてきとんです。1年足らずの間に、何で半分以下の金額になるんですか、その辺は市長でも助役でもいいですから、まず鑑定の問題があったんじゃないか、瑕疵があったんじゃないかということ。

だから、私が言ってるように、地方自治法243条の2、そういう瑕疵があったときには取り消すことができる、その責任をとりなさいというのが法律ですが、その辺は市長、助役どう考えますか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいまご指摘の鑑定単価の件でございますけれども、平成15年に鑑定単価をとっております。私は土地開発公社の理事長もいたしております。それで、その中におきましても先行取得した土地、その中でまだ現によその団体から見ると少のうございますけれども、土地開発公社の所有として保有してある土地、あるいは市有地の中におきましても不要の土地がございます。私が総務部長をしておりましたときから、この現地調査を逐次行いました。真に将来的にその土地が市に必要なものを除いて、やはり売却するというようなことを基本に進めてまいりました。この地区道路整備事業におきましての代替地等々につきましても、部長の方が説明をしましたように、ほぼ平成17年でこの事業を完了させるというふうな状況がございます。代替地を希望される方もないというふうなことから、この不要の土地を売るといいますかね、に、そういった指示をしてきてるわけでございます。不要の土地をやはり売ることによって、そして市税を上げる、あるいは固定資産税を上げるというふうな全体的な増加を、そういった視点の方から指示をしてまいりました。その中におきましても、その鑑定単価につきましても、私どもは売る場合にありましても鑑定単価を基に、基本としてそのときよりの時価相場の中で売買をしておるわけでございます。その中で責任、職員の賠償責任でありますとか責任がないのかというふうなことでございますけれども、そのときおりの中で、監督責任はすべてにわたって私はあるというふうに思っております。

ただ、その職務を遂行する上において、その職員があらゆる仕事の中で地方自治法あるいは地方公務員法あるいはそれぞれの所管の法律に基づいて、あるいは条例に基づいて仕事をしております。また、そのことについての報告も聞いております。その範囲内において、それを逸

脱して故意に安く売ったというふうな事実はございません。そういったことを前提にすれば、監督責任、職員におきましてのそういった不法的な行為というふうなものはないというふうなことを言明しておきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その責任逃れの答弁したらだめですよ。はっきり言って、鑑定を1年前でとって売ったというけど、さっき言うように、処分するならばあなた方はこの土地を宅地化して鑑定をし直して売るというのが基本ですよ。それを1年前の鑑定で売るなんていうのは、そこに瑕疵があるでしょう。だれが聞いたって、こんなおかしなことを行政側、なぜやるんですか。

そして、こういう状況についてね、もうあと二点、私もあと時間8分しかないんですが、マンションの条件は入っていないということですが、業者はマンション建設に関する住民説明会の案内というのを9月18日に19時から五条西公民館でやりたいという案内が来とるんです。それと同時に、こういうこの売買契約書を見ますと、あなた方は口頭でマンション建設を容認して売ったんじゃないですか。この契約書の中入っておりませんが。それじゃ、マンション建てないでくださいって、あなた方お願いに行きますか。マンションが建つと、その前から住んでいる人たちは日は当たらない、本当悩みがあるといって訴えに来た、お願いに来たんでしょう。陳情も、議会にも請願も出しました。ただし、あなた方マンションを建てないという条件は入れてないということであれば、マンション業者に建てんでくれってお願いに行きますか。

それから、こういう問題についてね、大変な9,700万円を4,400万円で売ったことは何で議会に報告しないんですか。問題が起きてもいまだに報告しない。この辺について、議会はもう要らないということですよ。本来は、10年前に造成もしとけば、農地を取得するのに申請もして造成もしてれば売れたものを、現状ほったらかしのままにして、そして業者に7階建てのマンション建てて、そりゃあなた方固定資産税入ってきて喜ぶでしょう。ただし、周りにおられる方はどう思いますか。雨が降ればつかるね、今度は車が渋滞はするわ、日は当たらないわって、行政がすることですか。全国でね、行政が土地売ってやってマンション建てさせるなんてのはあり得ませんよ。あなた方何考えとんですか。ここ個人の土地の売買されて建てることについても、やはり市民は大きな負担があるんですが、行政が土地を売ってやってマンションを建てさせる、環境悪化する、自分たちで環境条例を、早う言や基本計画までつくっておいて、こういう問題を自分たちで崩すことは絶対にあっちゃんならないことでしょう。これは取り消しなさい、契約を。回答してください、あと6分ありますから。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、不動産鑑定額につきましては、先ほど冒頭お答えしたと思いますけど、未造成地ということで造成されてない条件での価格ということで、それを宅地にしますとそれなりの宅地価格ということで鑑定が出ると思っております。それは条件で、そういうふうになっておるところでございます。



それから、議会につきましては、地方自治法で議会に付さなければいけない事件ということ  
で列挙してあります。その中で、特に政令、自治体で条例をつくって下さいということがござ  
います。それは条例の第6章財務というところでございます。その中に、特に土地につい  
て、これについては2,000万円以上5,000㎡以上ということになっておるところござ  
います。それで、それからいきますと……

(19番武藤哲志議員「議会の議決が要らんからと言うてくださ  
いよ」と呼ぶ)

いずれにしても決算の承認を得ることになっております。その中でも、最終的に  
は資料要求、そういうものを承認を得ることになっていると理解しております。

それから、いろいろ言われました住環境、このことについては武藤議員おっしゃいますよ  
うに、確かに条件が、水事情について特に悪うございます。それはさきの委員会でもご指摘され  
まして、できる限りそういう条件のもとにやっていく方向だということでご回答したわけ  
でございます。基本的には日影の問題とか諸問題が出てまいりますけども、それは冒頭言いました  
基本的な部分についてはそういう用途、そういうものの中で分けられております。最低のそ  
ういものは補償されてるということに、確かに今の現状の環境よりそういうことが悪くなると  
いうことはあるかと思えますけども、できる限りそれは業者との話し合いの中でも行政も指導  
していきますし、やるべきことはやりたいと、そういうふうに思っておりますので、どうぞ  
そういうふうにご理解賜りたいと、そういうふうに思っております。

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) あなた方はね、今までいろんな契約案件についても議会にやはり承認  
を求めるといのは、法律の関係があつてあれだったけど、申し合わせ事項として契約条項に  
ついては後日でもこういう契約をしましたといのは出してきたんですよ。どんな小さな工  
事でもね、資料としてオープンにする、それは公開の原則ですが、ただしこういうね、10年間  
も坪35万円で取得した土地を宅地化せずね、しかもこういう住民の方々が問題にしなかつた  
ら、これはあなた方はうやむやに処分しとったでしょう。ただし、こういう問題点がいっぱい  
ある問題については、なぜ議会にもね、こういう状況ですが、ぜひ承認してほしいといへば、  
議会の中から宅地化しなさいと、ある一定競争入札しなさいとかね、30万円しか随契でできな  
いのを、早う言えば4,400万円、しかも5,700万円も赤字になるけど、こういうそんなむちゃく  
ちなことができますかといのは、議会といのは指摘するところですよ。監督する、批判  
する、そういう行政のあなた方に対して批判監督権を奪って、そしてうやむやにすることは絶  
対にあつてはならないことですよ。そのことをあなた方肝に銘じて、今後もね、この問題は簡  
単に済まないと思いますが、しっかりと内部検討して白紙に戻すことを要求して、私の時間が  
なくなりましたから終わります。

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり、1、障害者対策について、2、交通対策について、3点、市長の考え、現状、今後について質問をさせていただきます。

このたび市長に精神障害者地域家族会より精神障害者の授産施設整備充実を求めて、4市1町を対象に要望書の提出がなされていると思いますが、現状をどのように受けとめておられるかお尋ねをいたします。

今の現状は、大野城市に賃貸アパートを間借りした手狭な施設で、授産内容の改善や地域交通の促進に限界があり、同施設の拡充整備が不可欠ですが、土地建物の取得や建設は高齢化した家族には困難な課題であると訴えておられます。市の今後の取り組みと対策についてと、4市1町の中での取り組みについてお伺いをいたします。

次に、交通対策について、次の3点についてお尋ねします。

初めに、JR太宰府駅については、私は過去何度となく一日も早く実現することが太宰府市にとって交通対策の充実、市の活性化に不可欠との思いで訴えてきました。そして、ようやく国立博物館開館にあわせて実現の報告が議会にあり、大変喜び、市民へも報告をしまいいました。しかしながら、国立博物館の開館まで約1年となりましたが、いまだ何も見えてないのが現状です。

そこで、私は本年3月議会の一般質問の回答の中から、まず次の2点をお尋ねします。

1、JR太宰府駅は長年の願いであり、具現化に向けた取り組みを議会の皆さんとともに進めていきたいと考えているとありましたが、現在どのようになっているのか。

2番目、新しい財源を見つけるために、国とも協議をしながら進めるとあるが、現状はどうなっているか。

そして最後に、現在市長は、JR太宰府駅を太宰府市のまちづくりの中で、また交通対策の中でどのように考えておられるかについてお尋ねをいたします。

次に、交通渋滞と環境問題については、本市が九州縦貫道、福岡都市高速、旧国道3号線、通称県道5号線と太宰府天満宮の参拝と観光の拠点として交通渋滞が起きることは理解をしていますが、緑豊かなまちづくりを目指す本市として、また排気ガスによる環境汚染の環境対策をどのように今後も考えておられるか、お尋ねをいたします。

最後に、交通事故対策の中で、本年11月より原付自転車以上の車の運転中の携帯電話使用の取り締まりが強化され、罰金の対象になることになっていますが、今太宰府市には学園都市として高校、大学も多く、自転車運転中の携帯電話使用が多く見られ、危険を感じているのは私だけではないと思います。しかし、最近では自転車加害者になる事故も急増をしています。

そこで、市民を守るためにも私は対策が必要と思いますが、市長はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

再質問については自席で行いますが、最初の回答については少しゆっくりめをお願いをした

いと思います。

議長（村山弘行議員） ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 市長の回答をとということですが、私の方から障害者対策について回答申し上げます。

筑紫地域精神障害者家族会からの授産施設整備に係る要望書について。筑紫地区4市1町の支援状況と今後の本市の取り組みを申し上げます。

筑紫地区におきまして、平成16年度は2つの家族会により、精神障害者共同作業所としておのおの1か所ずつ、合わせて2か所が運営されております。これは精神障害者の方々が日常生活の支援、社会参加、就労に向けた支援を行う施設としてその役割は極めて重要であり、それぞれの共同作業所に対して、補助金によって支援しているところでございます。

2つの家族会のうち、1、家族会において、現在共同作業所から小規模通所授産施設への移行申請を県に提出している状況でございますが、既存の賃貸アパートによる狭隘な施設での認可申請ということから、今後施設の拡充整備を図るべく、公有土地建物の貸与の要望が出されております。

そこで、要望書に対する市の対応でございますが、共同作業所には筑紫地区の精神障害者の方々が通所し、家族会のご支援、ご努力により社会復帰に向けた訓練として作業に取り組んでおられます。これは広域的な事業として運営されておりますので、太宰府市単独で要望に対する回答を検討するということにはなりません。したがって、本市といたしましては筑紫地区4市1町の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 4市1町で検討していくということですが、その中で最初に質問のときに市長の方に答えてほしいという旨で質問書を書きましたけども、太宰府市のその中における役割をですね、どういう位置で役割を果たしていくのか、その4市1町の協議の場でどう発言をしていくのかというですね、そこらあたりが実は私は聞きたいといいますが、それで現状の思いというか、ぜひこれは必要だと、一日も早くつくるべきだという思いで4市1町の中で取り組んでいかれるのか、そこらあたりの今の現状をお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） この4市1町の取り組みにつきまして、太宰府市は本年取りまと

めの当番市も行っているところでございます。今後取りまとめ当番市としても、そういう今後前進させていくという取り組みについての取りまとめ役としての責任もあると思っておりますので、このところは4市1町の中でもまとめ役として当然進めていくというところで、保護者会あるいは家族会、そういった方々のご意向を踏まえながら、4市1町の中でのある程度のリーダーシップをとりながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言われたように、平成16年度が太宰府市ですよね。そうすると平成15年度が大野城市だったんですか。で、来年度は。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今年太宰府市と申しましたが、全体的なすべての取りまとめということにおきましては、大野城市が全体の取りまとめということになっておりますので、また今後につきましては大野城市を中心にしながら、その当番的な役目も変わっていくかと思えます。今のところは、このあたりでの回答にしかありません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言ったその本年度の取りまとめというのはどういう意味、この障害、福祉部関係の取りまとめということですか。ちょっとそこをはっきりしてくれんと、おれわからんな。質問のしようがない。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 説明が不足で申しわけございませんでした。

太宰府市の当番的な役目が筑紫地区精神障害者生活支援センター、これがJRの大野城駅前にできております。開設いたしておりますが、こちらの方の当番市が太宰府市、そして全体的な福祉としての当番市が大野城市が当番といたしますが、全体的な役割を大野城市が担っているということの中で、含めて精神障害者の方々をどうするかという問題が出てくる分を、太宰府市もリーダー的な分もあるというふうに申しました。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。そうであるならばですね、この家族会の皆さんが要望されていることが進むか進まないかは太宰府市にかかっておるといふふうに判断してもよろしいんでしょうか。もしそうであるならばですね、なお一層その福祉のことは4市1町の中でも太宰府が一番進んでると私は自負しておりますので、この問題を解決してほしいというふうに思います。

やはりここに来るまでですね、我々もいろんな、精神障害者の方だけに限らず、授産施設っていうものを、授産施設までいかない、そういう作業所、そういったところを今まで視察なんかしてまいりましたけども、大変なやっぱり思いをして、家族の方は将来に対する不安、そういったものにどう取り組んでいくかというのは課題になってるわけですね。今こういった要望書が出されたら、これをずっとほっとくということは一年一年、年をとるといふことですよ、

家族の方も。保護者の方も、その一年一年が非常な、やっぱり精神的なまた負担になるということに私はなると思いますので、今精神障害者のこういった施策というのが、障害者の中でもやっぱり一番遅れてるというふうに思いますので、ぜひね、早急にこの問題を検討していただきたいと、4市1町の中です、大きな声を上げて、ぜひこれは必要だというふうに進んでいただきたいと思うんですが、その点いかがですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま精神障害者のための授産施設整備等々のご質問ございましたが、ただいま次長の方から回答いたしましたように、我々といたしましてはこの精神障害者からの公有地の対応等に対し要望書等も承っておりますし、これにつきましては筑紫地区の4市1町で協働して、支援センター等の支援をいたしておりますので、今後私が今筑紫地区4市1町の協議会等の今世話役やとりまします。十分協議していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今回こういう要望書が市長に出されたということですので、4市1町出されていると思しますので、やはり一日も早くこの問題が実現するように努力をしていただきたいというふうに、私の方からもですね、要望しておきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

先ほど2つの今作業所があるというお話がありましたけども、こういったことが障害になる可能性っていうのはあるんですか。1つの団体にだけするということが、要望が出てということが今から物事を進めていく中では、障害になり得る可能性っていうのがあるのかどうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 障害になるということではなくて、やはり何らかの形で一つにまとまったの運動、形ということが望まれるかと思いますが、それぞれにということになりますと、やはりそれぞれの土地の対応、建物の要望、そういったことだと思いますので、障害ということではなくて、家族会の方々が一つにまとまれた形というものが望まれるのではないかとこのように考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 私も今の範疇であれば、今のままだ、今のままというのはおかしいですけども、今回の要望書に対する回答もできないことはない、望ましいのはそういう一体化の方が望ましいけどもというふうに受けとめてよろしいですね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） はい、ご質問のとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） じゃ、一日も早くこういった計画が、また計画の段階までいってないようなので、そういった今回の要望の中に土地建物というのがあります。この前もお話ししま

したように、那の川の方には日赤のところには児童相談所をそのまま借りて運営をされて、障害者のこういった授産施設、それから喫茶コーナーというですね、たまたま私そこをお伺いをしましたけども、そういった形で福岡の方も施設、土地、建物を貸与されてやってあるという、そういう実績もあるみたいですので、ぜひ一日も早くこういった施策が進むようにですね、要望をしておきたいと思います。

それじゃ、次お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 交通対策につきましては、3点ほどにわたっておりますので、一括してご回答したいと思います。

まず、JR太宰府駅につきましては、本市の重要な政策課題と位置づけいたしまして、西部地区の玄関口にふさわしく、風格のあるJR太宰府駅を建設するため、現在JR太宰府駅及び駅前広場建設基本構想を策定しているところでございます。

構想の基本方針といたしましては、駅舎、駅前広場、道路の建設をはじめ総合的な交通体系のもとに、JR太宰府駅と西鉄都府楼前駅や西鉄五条駅など、交通の拠点とされる箇所をコミュニティバスで結ぶなどの交通軸づくりを進め、市民の利便性はもちろん、新たな観光客の誘客など、新しい観光拠点の形成を目指すことといたしております。

建設に当たりましては、国土交通省の都市再生整備計画に織り込みながら、本年度中に財政計画と照らしながら整備方針を明らかにし、近い将来のまちづくりへの道筋をつけて、周辺の佐野東地区の快適な居住空間の創造とあわせて総合的に事業を推進し、魅力あふれる都市空間づくりに力を尽くしてまいり所存であります。

国との協議につきましては、地方自治体の財政状況に負担をさせることがないようにと、JR側と設置自治体との費用負担を明らかにした地方財政権促進特別措置法に基づくものでございまして、平成14年6月に県の地方課から、JR側が最低1割負担することなど、指導、助言を受けているところでございます。

続きまして、交通渋滞と排気ガス問題についてお答えいたします。

本市におきます交通渋滞は、太宰府天満宮の参拝客や観梅の観光客による慢性的な交通混雑の問題があり、また平成17年度に九州国立博物館の開館により、さらに交通問題は拡大すると予想しております。この交通混雑に伴いまして、環境の問題の一つとして排気ガスの問題が考えられますが、この問題の緩和策としまして、平成9年度よりアイドリング・ストップ運動を実施しており、車の乗り入れを少なくするため、他の公共交通機関の利用、市内における交通アクセス道路の計画、パーク・アンド・ライドの設置等が考えられます。

また、国内におけます省エネ法の施行や地球温暖化対策の推進に関する法律の制定の法的措置を講じられ、二酸化炭素排出量を削減するため、石油をはじめとする化石燃料などエネルギー資源の削減に向けた取り組みが進められています。このことに関連して、全国的にも地域省エネルギービジョンの策定が進められ、市民に対し啓発されて徐々に浸透していくものと思わ

れます。このことから、公共交通機関の利用などによる観光の積極的なPRをするとともに、アイドリング・ストップ運動の推進や低公害車、低燃料車の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、自転車運転中の携帯電話禁止指導についてお答えいたします。

最近の交通情勢は、交通事故による死者数は減少していますが、負傷者及び事故発生件数が過去最悪を更新し、依然として厳しい状況にあります。交通安全県民運動の重点目標としましては、高齢者の交通事故防止を運動の基本として、そのほかシートベルトの着用、交差点の交通事故防止、飲酒運転の追放等が挙げられています。自転車の安全利用推進についても重要な課題と考えられます。

自転車の利用の中でも、夜間の無灯火運転や二人乗り運転、飲酒運転が見受けられますが、ご質問の携帯電話を使用しながらの運転についても、特に若い人が増加いたしております。自転車における交通事故も、平成15年中において、筑紫野署管内では830件、太宰府市では117件と多く発生しております。ご承知のとおり、平成16年6月9日公布の道路交通法の改正で定められたように、11月からは自動車運転中の携帯電話使用に罰則規程が設けられ、自転車につきましても何らかの規制が必要と考えております。

本市における交通安全運動実施については、毎年交通安全指導員、筑紫野警察署の協力のもと行っておりますが、今後とも事故防止のため、市内の各学校及び地域の協力を得て自転車運転中の携帯電話禁止を含め、安全運転の指導と啓発を実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 自転車の事故防止について、小・中学校の対策について答弁を申し上げます。

小学校における交通安全指導につきましては、4年生を対象として交通安全協会の指導のもとに、道路を広がって歩かないとか道路横断の仕方や自転車の乗り方など、交通安全教室が実施をされております。また、小学校高学年や中学校におきましては、適時ホームルーム等学級活動の中で自転車の安全運転など指導されております。

自転車の事故が多発している現実を踏まえまして、自転車の運転中に携帯電話を使用しないことに関しましては、今後校長会等を通じ、児童・生徒に呼びかけ、指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） たびたびこのJRの問題は質問させてもらっておりますが、何か今の回答はですね、3月に私が質問したときの回答、そのままの回答であるような気がしてなりませんので、一つ一つちょっと細かく伺いますが、今基本構想策定中と言われましたかね。部長、今策定中と言われました。そしたらこの前提出されたのが基本構想案ですか。基本構想

は平成15年度にできたんじゃないんですか。

議長（村山弘行議員） 答弁を。

17番（福廣和美議員） はい、お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほど申しましたように、太宰府駅及び駅前広場の建設の基本構想については、先日の委員会等で報告しましたとおり、策定が完了いたしております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その基本構想に沿って基本設計、実施設計、そして駅建設ということになるというご回答をですね、この前お伺いしたと思うんですけども、この一定の方向性が出た時点で議会の皆さんにお諮りしと言われてるんですけど、この一定の方向性というのはいつ出るんですか。

要するにですね、どうのこうのいいんですよ。国立博物館開館までにつくるんですか、つくらないんですかということを知りたいんですがね。それ聞かんと、もういつまでたっても同じことばかり気にせにゃいかんというか、我々市民に言ってますんでね。国立博物館開館と同時に駅はできるんですと、皆さん方は要らんこと何で言うかと言われるかもわからん、我々はそういう約束を市の方がしてくださったので、周囲にはお話ししてるんですよ。皆さん方もうそついたことになりますよ。我々もうそついたことになりますから。

ですから、今の時点で結構ですから、国立博物館開館にあわせて駅はつくるのかつくらないのかを教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館の開館にあわせて駅舎を建設したいという方向性で一定の説明をしておりますが、現在のところで財政計画を見ますと非常に困難です。それで、国土交通省の都市整備計画、これに乗せながら、国のまちづくり交付金を受けて整備をしていかなければ、市の単独費では当然できないという見解を持っておりますので、少なくとも開館までには駅の建設はできないものというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それで、その財源の件ですけどね、さっき質問にも入れてました新しい財源を見つけるために国とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えてますと、3月に言われたんで、3月から9月の間に、国とどのような協議をして、それはどこまで進んだかを教えてくださいという意味で質問をしてるんですけど、何も進んでないということですか、何もやってないということになるんでしょうか。それ、ちょっと教えていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、国、総務省から地方課の方を經由しまして、JR側との負担割合、この協議については調整をしたところでございます。



それから、今年度から国土交通省の都市再生整備については、国土交通省の方と協議をしながら交付金を受けておりますので、その中にJR駅及びに区画整理事業等を織り込みながら申請をしていくというところで進めております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 駅をつくるのに財源が厳しいと、単独では無理であるということをお話ししていらっしゃるわけですが、具体的に、そしたら今現在予算としてどれくらい足りんわけですか。どの程度の予算が必要になるんですか。それでこの駅をつくるだけでどれだけの予算が不足しているか、そういったことを明らかにしてくれませんか。もう一年しかないんですから。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 駅、それから駅前広場を整備しますと約11億円が必要という試算を行っておりまして、そのうちのJRが1割負担するということになりましたら約10億円程度の費用が要するということになっております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、ですから国ともいろいろ協議をやってるわけでしょう。だから、財源が丸々足りんわけですか。丸々10億円足りないということになるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほどから申しております都市再生整備計画、国土交通省ですけども、この事業に乗れば、まちづくり交付金として交付金が事業費の40%来ます。それで10億円といたしましたら、4億円は交付金で来て、残りの75%が起債、一般財源が15%ということになります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 何でこういうところ言うかっていいますと、要するにこれは執行部の方はどうかわかりませんが、我々は念願でしたよ。こっから太宰府の交通体系が変わるのではないかという期待があるわけですね。このままだともう変わらんという失望感しかないわけなんですよ。ですから、何とかここに取り組んでもらいたいという思いがあるんで言うわけですが、今現状でいいですけど、市長、要するに太宰府駅が太宰府市にとって必要なのかそう必要でないのかですね、私は必要であるのであれば議会を挙げて取り組んで、この財源の問題を、いろんなことを解決して、何とかいきたいなっていう思いがあるわけですよ。ですから、正直なところですね、もう間違いなく太宰府市にとって必要なのか、もう今の現時点ではJR太宰府駅は、過去に約束したけども、そう、もう今のところ必要じゃありませんよというのかちょっと教えてください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） JR太宰府駅の新設の問題でございますが、端的に申しまして、太宰府の将来のまちづくりのためにJRの新しい太宰府駅を現在予定地につくる、これはぜひ必要だと私

は思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そうであるならば、先ほど国立博物館開館には、もうちょっと難しいというお話が部長からありましたが、我々ちょっと考えてもそうかなと、現状はですよ。しかし、この計画を早く立て直して、開館には間に合わなくてもいつまでにはというですね、そういう具体的なものを市民に示していかないと、国立博物館開館と同時に、過去においてはもうつくってという発表をしたわけですから、それがまだ、今現状は生きているわけですよ。だから、そこらあたりの計画を一日も早く我々に見せていただきたいというふうに思うんですけど、それはできますかできませんか、今のところ現状は。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま市長の方から、JR太宰府駅については、太宰府市のまちづくりから見て必要なんだというふうな回答がございました。それを受けて、今現在、全体的な太宰府のデザインといいましょうか、イメージといいましょうか、これを今策定中でございます。1つには、今、平成18年までに仕上げるというふうに言明いたしております佐野の区画整理事業がございます。それとあわせて関連からいきますと、JR太宰府駅を設置する際におきましては、これはJRとの協議の中でも明らかになっておりますけれども、東地域、佐野東地域、御笠川沿い、あるいは今度計画されております通古賀地区の区画整理事業、あの一体のまちづくりを明らかにする必要があるというふうに思っております。そういったリンクのもとに、JR太宰府駅の位置づけをより明確にしながら、時間は若干かかるかと思いますが、将来の太宰府を考えますと、ここで市民の皆さん方の意見を十分に聞きながら、時間をかけながらやった方がいいのではないかというふうに思っております。全体的には、今言っております田園居住地域の整備計画、それが今、佐野東地区のまちづくりの基本調査も行ってありますし、その計画がございます。あるいは、高雄、宰府のまちづくりをいかにすべきかというふうなこと、あるいは都市計画区域外の整備、保全計画、北谷あるいは内山地域をどのような形の中でまちづくりを行っていくのかと、そういった全体的なまちづくりのイメージ、ビジョンというようなものをまとめ上げるというような形が総合計画の中でありましてけれども、実行計画をより見える形の中で今まとめる作業を行っているところでございます。JR太宰府駅については、優先課題の一つでありますけれども、初めに申し上げておりますように、まずもって、私どもが優先順位として、あれもこれもできないというふうなことは申し上げております。まずもって、私どもは佐野地区の区画整理事業を仕上げること、あるいは地区道路整備事業を仕上げること、これを目途に置いて、今、懸命に全庁的な合意形成をしながら、市民の理解を得ながら行っております。それとあわせて、この計画等々についても、着実に実行はしていきたいと。市長の考え方でもありますんで、私どもはそれに沿って仕事をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そうやって助役は力説されるのはよくわかるけども、3月の回答を読ませていただきますが、「今後JR太宰府駅を新設、また国立博物館も開館されることによって観光客が増加してくると期待をしております」と。国立博物館もですよ。「JR太宰府駅を新設、また国立博物館も開館されることによって観光客が増加してくると期待をしております」と。これ、JRの太宰府駅がなくなったら余り期待できんということじゃないですか。この「JR太宰府駅から市内観光、史跡地を周遊できる交通手段があることによって、来訪者の増加が見込まれると考えられます」と。「そのようなことから、まほろば号の乗り入れや駅前広場アクセス道路の整備等をはじめ、市内の史跡地をゆっくり探索、周遊していただくため、駅と駅を結ぶレンタサイクルの設置なども検討する必要があると考えております」と。「今後、駅新設や佐野東地区の面整備等、密接に関係があるので、その具体化とあわせながら、まほろば号の乗り入れを含めて、新駅へのアクセスや観光名所、史跡への回遊性の向上など、総合的な交通体系の整備に向け検討してまいりたいと考えています」と。ですから、自分やっぱり思うんですよ。JR太宰府駅がなくなればですよ、なくなるというのはそっちからしたらおかしいかもわからんけど、まるごと博物館構想も、今後の観光客の増加を見込むものもすべてなくなるということですよ。だから、優先課題からいったらこれが一番に来にやいかんのですわ。私はそう思うんです。これができないと交通体系変わりませんよ、太宰府の。過去において、市民の皆さんから渋滞の問題で随分おしかりを受けてきました。何とか開館、国立博物館できれば変わるでしょうと。JR太宰府駅ができれば変わりますよと言ってきたものは、私はこのまんま国立博物館開館する、なんか何にも変わってないような気がする。道路は向こう側にできました。確かにできたけども、そりゃ反対側からすれば変わったということにならん。いまだにあそこの梅大路ですか、あそこの西鉄の踏切のことが話題になる。あの話の聞いたら愕然とするんです。もう今ごろやめてって、ああいうところの話をするのは、もう過去から、昔からわかっただけのことを今までやらなかっただけの話であって、国立博物館開館が1年前になってですね、ああいったところの話をするというのは、私にとっては不謹慎ですよ。もうなめとる。今さらできるならやってみりゃいいんですよ、1年間で。できんことを課題として持ち出したりする執行部があるということは、非常に僕は残念ですよ。やるつもりで言うならいいですけど、あそこがよくなれば交通の便がよくなる、だれでもわかることですよ、そんなことは。できるかできんかを考えたときに、難しいからできなかっただけの話であって、だから一日も早く、このJRを何とかしてほしい、そういう声大きいですよ。だから、開館に間に合わない、間に合わん。しかし、あとその1年後には間違いなくやりますよという、そういう確約をしてもらわんとやっぱりだめですよ。もうこのまんまで、ただ構想がどうの、予算がどうのというそういう段階じゃないということを僕は言いたい。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のところは、やはり財政計画を見直しまして、それと照らし合

わせながら事業計画を立てる必要がございます。平成17年度に建設することはできませんが、財政計画を立てながら、早い時期に皆さんに整備計画をお話ししていきたいというふうに考えております。我々も福廣議員さんがおっしゃるとおり考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 理解したいんです。理解したいんですが、山々なんです。しかし、これだけ楽しみにというか、しとった平成17年がだめと。それは災害があったからだめと言われても、今から災害があるかもわかりませんよ、まだ。そしたら何にも進まんということですか。だから理解したいんですよ。信用したいけども、今の約束だってまだ正式に発表は議会にあってないわけですから。平成17年にできませんというのはね、今日初めて聞くわけですから。今までは難しいとは聞いておりましたが、開館までにできませんというのは、今初めて石橋部長がこの場で言ったわけですから。そしたらこれ、5年、10年かかるんですか。そのうち、早い時期にって言われても、その早い時期をどうとらえて我々は理解をしいかが苦しむんです。ですから、財政計画を立て直すというけども、本来ならもう立て直しとかにやいかんのじゃないんですか。それが見えないから難しいんですか。できない。ちょっとそこらあたり理解に苦しむんですよ。先ほど助役から優先順位ということでお話がありました。それ、私が考える優先順位はJRです。高雄でもなく、散策路でもない、JRです。JR太宰府駅が、この話が進まないと全体の基本構想が進まないんでしょう。違いますか。これが進まないと、ほかの総合計画も進まんのじゃないですか、交通体系における。この先を、交通体系の降りてからの歩く道を幾ら一生懸命、これは余り言いたくないけども、やる前に順番があるんじゃないでしょうか。自分はそう思います。もうこれに対する回答は要りませんが、とにかくもうちょっと検討していただいて、いつまでにやるかを明確にしてくれませんか。それを聞かんとね、今日質問終わらん。

議長（村山弘行議員） 答弁は要らないですか。

（17番福廣和美議員「要ります。検討してくださいよ。いつまでにやるか答えてくださいって」と呼ぶ）

市長。

市長（佐藤善郎） ただいま太宰府駅の新設の問題、ご指摘があったわけでございますが、太宰府のまちづくり、これは第四次総合計画に従って、今まちづくりを進めておるわけでございます。これは平成13年から10か年の計画を進めておる、その中に起きたのが国立博物館の太宰府設置の決定であり、そして太宰府決定と同時に、順調に進んで平成17年の秋に開館の運びになると。これは太宰府市民の100年の願いがかなった、大きなまちづくりの核となる事業でございます。と同時に、これを受けて第四次総合計画の中から新しい取り組みとして、まるごと博物館構想も出たわけでございます。その中で、既にマスタープランでも実施いたしております佐野の土地区画整理事業、また国立博物館周辺の整理事業、アクセス道路の新設等々があった

わけでございます。と同時に、ＪＲが今太宰府駅予定地に回避線をつくるというようなことから、具体的に、ＪＲ駅をあそこに新設してほしいという要望の中から具体論として話が出たわけでございます。したがって、この太宰府駅の新設につきましては、将来のまちづくりにぜひ必要である。また西部地区のまちづくりの中の拠点として、いわゆる玄関口が必要であると。それははっきりいたしておりますが、これに伴う周辺整備、もちろん財源措置、そして都市圏の中に占めるあの太宰府駅の位置づけ、交通体系の位置づけ等々十分考えながらやっていくべきだと。ですから、回避線ができたときには、国立博物館の設置に間に合う駅づくりができるかなということで鋭意進めたわけでございますが、そういう観点、財源計画について、平成17年開館までには駅舎、道路整備は不可能だと、これは私から率直に申し上げなくちゃいけないと思いますが、この太宰府駅の新設につきましては、国立博物館を核とするまちづくりの中の必要な拠点として、また太宰府が都市圏に占めるまちづくりの西の拠点づくりとして必要であるということで、今後とも国の財政的な協議はもちろんです、ＪＲ、そして地元の佐野土地画整理地域の皆さん方とも鋭意協議しながら、できるだけ早く進むように努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 違う話からいきます。

次の環境問題ね、いわゆる、このまま自動車の量を増やす方向でいこうと考えるのか、大量輸送機関に切りかえをしようという考えがあるのか。これを話すると必ずＪＲにいくんです。今、しきりに駐車場を増やしたらどうかという議論もあります。私は反対です。環境を考えたときには、今の現状の車では1台でも少ない方がいいはずですよ。空気がきれいなところへ移った人からよく言われます。太宰府は最近もう排気ガスがひどいですねと、空気が悪いと。そりゃそうでしょう。5号線、3号線、いろんな高速から都市高速から、全部ここを通過していくわけですから。天満宮への渋滞だけではないと思います。そういった問題を将来のためにも、緑豊かなこの太宰府を継続的に残していくためにも、私は車の台数は減る方向に持っていく必要性があると思います。その点いかがでしょうか。思うか思わないか、考えるか考えないか。それによって違いますから。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 車を少なくするという事は、私たちも長年抱えている課題でございます。太宰府に来られる場合は、ぜひ電車、バスを利用していただくということも常々啓発しております。福廣議員さんがおっしゃるとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、ですから前から言うように、であるならば、そういうので来た人たちが快適に観光ができ、参拝ができるような状況に持っていくのが市の考え方になると思うんですよ。今現状から見たら、やっぱり車で来たくくなりますよね、と思うんです。もちろん市内に住んでる方も、我々も車に乗っています。我々もその原因の一つでしょう。しかし、今

太宰府においては、やはり観光客の皆さんが来ていただける、それはありがたいことだけど、できればやはりバスとか電車とか、そういった方に大量輸送機関で来ていただきたい、そう思うわけですね。ですから、歴史と文化の環境税も始まったと僕は思いますけどね、その話はやめときますが。私の言うことが大筋そういう方向であるならば、何らかの考え方を持っていかないと、今の現状のままでも何も対策できないと、それはアイドリングっていうのかな。何やったかいな、アイドリングか。

(「アイドリング」と呼ぶ者あり)

アイドリング。要するにエンジンかけっ放しの状況をやめようということでしょうけど、それは観光客のあそこの渋滞の人たちに、ちょっとやっぱりそりゃあ厳しいでしょう。夏なんか、極端に言ったら1時間、2時間、3時間かかるわけでしょう。その間クーラーもかけずにそこで止まっとけて言われても、動いちゃあ止め、動いちゃあ止め、そういうやっぱり難しいですよ。だから、そういう面からしても、何か大きくそういうものを変えようとしたときに、新たなものできないと交通体系っていうのは変わらないですよ。だから、非常に国立博物館は、そのものだけじゃなくて、太宰府市におけるまちづくりに大いに期待をしとったんですけども、なかなかそういう方向にいかないんで、財源の問題についてはまた特別委員会もできておりますので、その中でも我々発言をして、一日も早くできるような体制づくりを、やはりともにやっていきたいというふうに思います。今日は市長、その期限はまだ言えないかもわかりませんが、計画をやっぱり一日も早く示してくださいよ、我々にも。そうせんと、何か必要でないんじゃないかという、そういう声が議会の中でも多い。いや、そう思ってるんじゃないかと、議会が必要じゃないということじゃないですよ。何か執行部がもうJR太宰府駅は要らんのじゃないかと、つくる気がないんじゃないかという、そういう憶測までせにゃいかんというようなことになってきてますので、一日も早くそういう計画をぜひ示していただきたいと思います。

部長いかがですか、部長。市長やなしに部長。

議長(村山弘行議員) 地域振興部長。

地域振興部長(石橋正直) 私もJR太宰府駅については、太宰府市のまちづくりに必要不可欠というふうに以前から考えておりますので、できるだけ早く計画が示される材料等を集めまして、皆さんに知らせていきたいと思います。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員。

17番(福廣和美議員) 最後に、交通事故対策の自転車の件ですが、先日テレビでもあっておりました。携帯電話をかけながら人にぶつかったときの勢いと、携帯電話じゃなくてぶつかったときの状況、そういったものが、つい2日前にテレビが扱って、全国でも非常に自転車が加害者になる事故が急増しておると。若者がお年寄りにぶつけて相手が亡くなるというケースが随分増えているという報道がなされておりました。私は、この問題はもう前から危惧をしながら、時あるごとに話をしておりますが、それでもって最近、携帯電話のメールを見ながら運

転をしていると、被害者にもなりやすいし、加害者にもなりやすい。自転車ですから、被害者になるということは若者が亡くなるということですよ。加害者になるということは、保険に入っていないから大変なことになるということです、もし亡くなったときには、事故に遭ってお金があるからいいとか悪いの問題じゃないけども、そういう問題が起きてくるということになるわけですね。今はもうほとんど舗装されていますから、普通の道路は。打ちどころが悪かったら皆さん大変なことになるんですよ。少々のけがで済むような今自転車事故じゃないんですよ、ぶつかったときに。そういったことは県警の仕事かもわかりません。そりゃ、警察が取り締まればいいということになるかもわかりませんが、太宰府市として、今回11月からまた強化されます。だから、我々も当然運転中の携帯電話の使用とか、そういうことを戒めながらやめていかなければなりませんけども、特に若い人たちがメールを見ながら、打ちながら自転車を運転していると。もともとこれはしてはいけないことなんですね。ただ、罰金とかそういう対象に今になってないというだけであって、警察に確認しましたら片手運転したらいかん、これはもう当然であると。何かを持って運転することも、これもだめ。当然2人乗りとかそういうのは罰金がありますよ。あるけども、今後この点が非常に危惧されているという福岡県警の方もお話しされておりましたけども。今後またこの問題はいろいろ進んでいくと思いますけど、ぜひ何らかのそういった学校に対する警告なり、そういうことをしないようにということも必要だろうし、何らかの手をぜひ太宰府市としても、市民を守るという観点からもぜひお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時53分

~~~~~

再開 午後2時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1項目は、JR都府楼南駅前の駐輪場についてであります。現在、JR都府楼南駅前駐輪場は、朝の通勤、通学の時間帯は、駐輪場整理のためシルバー人材センターに委託がなされ、きちっと整理がなされています。しかし、それ以外の時間帯は、人間の心理でしょうか、できるだけ駅の近くに駐輪をするため、自転車が市道にはみ出ることが日常茶飯になっています。駅前の駐輪場は、放置自転車の増大など、全国的にも大きな課題になっています。何らかの対策が必要と考えますが、市の考えをお聞かせください。

次に、ISO9001の認証取得についてお尋ねをいたします。長引く景気低迷の影響で、自治

体の財政状況は年々厳しくなっています。本市においても、平成15年度の経常収支比率は93.8%になり、財政構造の硬直化がさらに進んでおります。しかし、インターネットの普及などによる情報化の急激な進歩で、市民を取り巻く社会環境は大きく変化をし、それに伴い、市民の価値観や生活のスタイルも大変多様化してきております。そして、そうしたことを背景に、行政に対する市民のニーズも高度化、多様化している状況にあります。

一方、行政のあり方についても、地方分権の進展によって、市民ニーズに沿ったより一層の自主的、自立的な行政運営が求められており、種々の施策や市民ニーズに対する充足度といった点から、自治体間の競争の時代に入りつつあります。そしてまた行政の存在についても、市民に対して行政サービスを提供するサービス産業であるとのとらえ方が求められる社会になりつつあります。

実際、本市の第3次行政改革推進委員会が設置され、平成13年、平成14年と2回、提言という形で市長に答申をいたしました。その中に総括的事項として、行政改革の視点として住民の満足度や市民との対話や協働を、またその戦略として、民間の経営手法などを積極的に取り入れるべきであると推進委員会は提言をいたしております。

その一つとしてISO9001があります。行政改革推進委員会でも平成14年の提言の中で、市民の満足度を高めるツールであり、予算の効率的な執行や行政サービスの質を高めることにも貢献するISO9000、品質マネジメントシステムを導入することと、時代の先を見通して提言をいたしております。環境ISO14001はよく聞く言葉ですが、ISO9000あるいは9001ということは余り聞きなれない言葉でした。ISO9001は、製品の品質保証と顧客満足及び改善を含む組織の管理まで踏み込んだ品質マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であります。組織を効率よく運営するためには、体系的で透明性のある方法で指揮、管理することが必要であります。品質マネジメントシステムは、1に顧客重視、2、リーダーシップ、3、組織内の全員による参加などの8原則に基づいています。

民間企業にとって品質管理という課題は、その企業にとって死活問題と言えるほど大変重要な課題であります。顧客のニーズを満足させられる品質の製品を提供できなければ、当然顧客は自分のニーズを満たす製品を求め、他社の顧客へと変化をしていきます。行政の仕事においても、行政サービスに対する市民の満足度をどう高めるかということは、大変大きな課題であります。ISO9001の認証は、顧客のニーズを的確につかみ、信頼できるサービスを提供する団体に対して認められるものであります。社会環境の変化が激しい企業間では、生き残りと社会の信用を勝ち取る目的で取得することが増えています。日本適合性認定協会によれば、本年4月10日現在で3万6,000の組織がISO9001の認証を受けています。しかし、地方自治体では、1999年、平成11年になりますが、群馬県の太田市が最初に取得して、34団体が取得をしているようであります。

最初に申しましたように、財政が厳しい中、今後はハード面の充実が厳しくなりますが、これからはソフトの充実により一層シフトしなければならないと考えています。ISO9001の認



証取得について市長の所見を求めるものであります。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ご質問の駐輪場及び周辺地域の安全対策については、駐輪場を利用される際、改札口に近いところに駐輪される利用者が多く、自転車が道路にはみ出し、歩行者や自動車等の交通の妨げとならないよう、張り紙や駐輪指導を実施しているところではありますが、今後さらにチラシの配布や、高校生の利用も多いことから、関係高校に利用者のモラル向上を図っていただくよう要請するとともに、駐輪場の管理強化や拡張についても検討していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） もうお答えいただきましたのでですね、再質問はいいかなと思うんですが、要するに指導員がいらっしゃる、整理員がいらっしゃる、シルバー人材に委託されている。朝方はそれなりにきちっと整理がされていると。私の質問の目的としては、やはり整理員の人たちが時間を少し、特に夕方、これはどの辺の時間帯かということで、市の方でまたしっかり調査していただきたいと思いますが、そういう方向で検討していきたいと、そういうお答えと私は解釈しますが、再度確認をしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 担当部署の方で十分調査を行い、一番適切な方法をとっていききたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） せっかく写真を撮ってきましたのでですね、ちょっと皆さん方というか市長に見てもらいたいと思いますが、これは直近の部分でございまして、昨日の夕方6時ごろの時間帯でございまして。たまたま写真を撮ろうかなと思ったときは、汽車がちょうど到着したときでありまして、乗客がおりて駐輪場の方に向かっていらっしゃるところでございまして、見られてのとおりに、もうほとんど人が市道満杯におられると。特に反対側から来られる車の場合は、要するにシルバー人材センターの方からJR都府楼南駅の方に来られると、駐輪場の方になっていくと、右側の方に、右折の方に、右折っていか右側の道路の方に車が行っているという写真でございまして。ぜひ、そういう方向で検討して、早目にやっていただきたいと思いますが、強化するというところでございまして、大体どの程度の時期かということだけお聞きして、それがわかればもう次の質問に行きたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 管理強化、それから拡張するにいたしましても予算が伴います。現在の予算を調べながら、できるだけ早い時期に対応していきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 次の第2項、答弁は。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長の所見ということでございますけども、私の方から回答させていただきます。

ご質問のISO9001の認証取得につきましては、品質マネジメントシステムといたしまして、平成14年11月に太宰府市行政改革推進委員会から、市民満足度を高めるとともに、予算の効率的な執行や行政サービスの質を高めるための導入として考えることというふうに指摘をいただいております。そのための前提条件といたしまして、ISOの緊急プロジェクトチームのご提言をいただいたところでございます。このご提言に対しましては、適切な事務事業評価を実施し、効率的行政の執行、質の高い行政サービスを提供していくことを本市の方針といたしまして、ISOにつきましては先進自治体の事例の調査研究を現在も続けております。

ご承知のとおり、ISO9001は品質マネジメントシステムと日本語に訳されており、またその国際規格であります。行政サービスの品質保証、効率的な行政運営、市民満足度の向上、それから組織の活性化などを目的といたしまして、全国でご指摘のとおり34を少し超えるような町や市が導入をいたしております。

本市におきまして、取り組みを現在進めております事務事業評価につきましては、単に評価の手法として評価活動を行うのではなく、政策課題の解決や経営資源の配分などと連携する経営システムとして発展構築することによって、ご指摘のISO9001と同様の効果を持つものと考えておりまして、いましばらくはこの事務事業評価の定着を考えておりまして、この取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 事務事業評価、長い間ご苦労されて、一生懸命やっておらっしゃいまして、今回決算委員会でも資料として提供されております。ご苦労に対して一定の敬意を表していきたいと思っております。

次から次にいろんな仕事を持ってくるということも大変なことかなと思いつつながら、私もこのISO9001に関しては、今質問することが適切かどうかということも考えながら思っていたわけですが、いずれにしても今後こういうことが要求されてくる時代が来るのではないかとということで、今回あえて質問をさせていただいたわけでございます。

まず、このISOという形についていろいろありますが、メリットとデメリットがあるかと思うんですが、一つはこの品質マネジメントということで、民間企業が先行してとられとるわけですね。先ほど申しましたように、企業にとって、ある意味においては、このISO9001を認証取得するということは、仕事のシステムのノウハウをきちっと一定のルールにのっとってやるということでございます。わかりやすく言うと、ISOというのはスイスのジュネーブですか、本部がありまして、国際規格という形で世界共通の一定のルールがあるわけでございます。例えば、これは滝沢村というところのホームページをとりまして、このISOについて詳しく説明してあるんですが、日本の場合の自動車通行は左側通行になっておる。けども、海外の多くは右側通行になっている。これは日本人が海外に行くとき非常に運転になれるのに大変

苦勞する。そういったことがないように、混乱を避けるために、共通的な1つのルールをつくらう。そのルールが、わかりやすい言葉で言うと、どこでもあるホテルにある非常口のロゴマークがあつたISOの規格にのっとると。そういう品質マネジメントの中で、仕事のある程度のノウハウがこのISOの9001を取得することによって、この企業は仕事がそれなりにできるといふ一定の評価を客観的に見ることができる。こういうことで民間企業でも取得するところが増えてきている。太宰府がもしISO9001を取得すると、住民に向かって、太宰府市としてこういう国際規格にのっとつた、国際の審査機関にのっとつた形での、認められる太宰府市としてのこの仕事をきちつとやっていますよという証明にもなるわけですね。これは先ほど部長が34団体以上のISO9001を取得している市役所、団体等があるということで、公共自治体としてあるということで、そのホームページを見ますとほとんどそういう形でメリットとして、そういう形で住民にきちつと説明することができる。職員によっては、私たちはきちつと仕事していますよという形で言われると思うんですが、職員によって非常に仕事間にばらつきがあると、そういうこともなくしていこうという形のこのISOの9001を取得していく公共団体が増えてきておる。

で、部長、事務事業評価をまず最初にやっていきたいということで、それはそれできちつとやっていただきたいと思ひます。中途半端にならないようにしていただきたいと思ひますが、まず、ISOの9001を取得することによるメリット、それにあわせて費用がかかるということもあるだろうと思ひますが、デメリットあると思ひますが、この辺はどういうふうにお考えられます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どもが進めております事務事業評価あるいはこのISOの9001、これについては、先ほど第1回目の質問の中で、民間が非常に3万6,000組つていふんですかね、の組織がとつてあるというようなことで、非常に民間ですとわかりやすうございますが、同じ製品を買う、例えばテレビを買うならば、それなりの品質がいいもの、同じ対価で長く持てるものをというふうなことで選ぶし、今現在は、それこそ部品でも国際入札といひまして、インターネットで製品を安い国から買うというような、そういうことが行われますと、やはりこのISOの認定があると安心してその製品が買えるというようなことで、企業にとっては本当に死活問題だと思ひています。そういう製品がいいものをつくるというのは、いいマニュアルを全員が理解して、そのとおりに製品をつくっていく。あるいは、我々の立場ですと、その事務がマニュアルに従つて、そのとおりにやるということであれば、顧客満足度もAさんがやつたら満足度が100点で、Bさんがやつたら20点だつたよというふうなことがなくて、非常に満足度が上がるだろうというふうな仕組みになっているなということをお勉強させられておられます。非常に事務所の中の、部分によってはISOでやつた方がいいのかなという部分もござひます。例えば、窓口のサービス部門については、これは必ずサービスをしなければいけないという決定事項ですので、これをどれだけお客様が一人でも二人でもありがたうと言つてお帰りになら

れるのか。あるいは不平不満を持ってお帰りになられるのかってということでは随分違いますので、そういうところにはソフト面で取り入れられるのかなというふうな気がします。

しかし、私、今事務事業評価のお話をしましたけども、事務事業評価も今までは、自分の頭でお客様に満足を差上げたつもりですけども、それがなかなかそのとおり伝わってない。これを事務事業評価では文書化して、今まで我々はこういうふうなお客さんの接待をしておったけども、それに対する自分の自己評価、あるいは2次評価といいまして、その位の上の人、上司がそれを見て、これについては、2次評価でこの辺はやはりもう少しこういうふうに変えた方がお客様は満足するんじゃないかというような文書で、頭で描いたのを文書で出して、皆さんに見ていただくというところからすると、同じような手法になるのかなというふうに考えてます。2つ一緒に導入しますと非常に混乱しますので、私が今、最初に答えましたのは、まず事務事業評価を少し確立をして、そしてこれで補完できなければこのISOっていう形もご提言いただいておりますので、捨てがたい魅力もございますので、その時点では考慮していきたいなと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど答弁があったかなと思うんですが、再度同じような質問になるかと思いますが、要するに行政改革推進委員会が提言をいたしてますね。環境ISOの環境マネジメントシステムを導入することと、研究プロジェクトチームを設置し研究することと。これは現実に、先ほどやっているってような答弁だったと思うんですが、もう一回、ちょっと再度この辺はきちっとされてるのかどうかですね。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） その提言に対するお答えもしております。平成15年8月22日に行政改革推進委員会の方にお答えをしておりますのが、今後プロジェクトチームを設置し、研究することに対して、そこまではという気持ちがございましたので、まずはISO9001の品質マネジメントシステムを導入した先進地自治体事例の調査研究を実施してまいりますというふうにお答えしております。資料もここにちょうどありますけども、インターネット等々で、お手紙なんかで差し上げて、ISOについての概略、あるいはほかの市町さんの取り組みについては調査いたしております。その結果をもとに事務事業評価と少しダブる部分があるなと、そういうことで今、事務事業評価の定着を、今年も評価シートを全部56項目、皆さんにすべていいとこ、悪いとこ出して、いろんな意見をいただこうということで進めておりますので、そういう定着の方が先にして順序よくやった方がいいのかなと、そういう気持ちで今のところ調査研究に終わっております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 群馬県の太田市が一番最初に取得したわけですが、ここは非常に工業都市ということで、ホームページでそちらもとられておると思いますが、非常に企業がISOの9000をたくさんとられておる、あるいはとるために活動されているという形の中で、非常に

民間企業として、このISOの導入効果はもう実証されていたと。私、通告により安い云々というところで書いておりますが、これ太田市のホームページに書いてある部分をそのままいただいて、書かさせていただいておりますね。要は、厳しい経済情勢下において行政改革が不可欠であり、いかに限られた財源を効率よく使うかということが求められていたことを踏まえ、サービスが同じであればより安く、経費が同じであれば質の高い行政サービスを提供するのが行政の責務であるのではないかと、そう書いとるわけね、通告には、その後を一言、私今つけ加えたいんですが、こう書いて、平成10年1月、ISO9000の認証をとるぞという市長の一言でスタートが始まったって書いてあるんです。だから、問題は市長がどう考えるかということがあると思います。先ほどお話がありましたように、全庁的に全部とるという必要はなかるうと思うんですが、まずこの太田市は、当初は市民が最も訪れる頻度が高く、市役所の窓口とも言える市民課と保険年金課で活動を行ったと。要するに窓口業務ですね、先ほど部長が答弁されたとおり。約1年間の活動を得られて、平成11年3月にISO9001、1994年版を取得されておる。これは非常に、今ISO9001、2000版となってますので、かなり今の方がとりやすくなっているそうございまして、この当時は非常に難しかった。中でも太田市は難しいISO9001の認証を取得されたわけですね。平成11年度には、この実績を踏まえて福祉部門への拡大認証を行い、平成14年度にISO9001からISO9001、2000へと規格の改定を行われたため、これに対応すべき移行認証をしたと。このような活動を行ってきた結果、ずうっとやってきた結果、市民満足度アンケート調査、市民がどれだけ満足してるかどうかということで、窓口部門の満足度が常に上位に位置をしておる。その効果が伺えることから、平成15年4月16日に市長からISO9001の全庁取得に向けてのキックオフが行われて、今現在それに向けて活動中だと。

先進地等の調査を今後やっていくということでございますし、事務事業評価もようやく軌道に乗りつつあるということでございますので、市長でも助役さんでも結構ですが、トップがどう考えるかということが一番大事じゃないかなと思いますので、このISOの9001についてご答弁をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今、ご提言のISO9001、群馬県の太田市、私どもも筑紫地区の助役会で訪問し、清水市長の方からじかに説明を聞き、帰ってきたような次第です。

今現在、ここの太田市の中でも掲げられておりますのは、市役所はサービス産業である。そういう認識のもとに、小さな行政で大きなサービスを提供すると。そして、市民が真ん中でいいでしょうか、市民の目線で考えていくと。質の高い行政サービスを目指していくと。経営資源を有効に活用していくと。そして、成果を検証し、常に改善していくと。これが行政評価、今現在私どもも平成14年から進めておりますけれども、いわゆる行政の改善サイクル。企画、目標、プランを掲げ、それを実行して実施し、そして評価をしてチェック、そして今までがマネジメントサイクルはそれまででしたけれども、その後にはやはり改革、改善のアクション

を起こしていく。そして、再度初めに返り、目標を掲げてそしてまた繰り返し行っていく。成果を検証し、常に改善していくんだと、そういったマネジメントサイクルといいましょうか、システムをつくり上げると。その中で、共通しておりますのは、ISO9001も本市が進めております行政評価システムも、事務事業評価と今言っておりますが、政策評価、施策評価、そしてその下にあります事務事業評価、これを科学的な視点の中で市民の満足度、市民はそのことについて望んでいるかどうか、現状をどう評価してるかどうかというのは、指標を使って、それを客観的な結果として次の政策につなげていくと、こういった取り組みを今、市を挙げて行っておるところでありまして、その精神はISO9001と一緒にあるというふうに思っております。私どもは方針管理のプロセスを明確にするということ、そのためには責任と所在といいましょうか、体制、そういったものを明確にしていくというふうなこと。部長の役割、課長の役割、係長の役割というようなものを、そのプロセスの中で明確にしていくというふうなことが、このISO9001あるいは行政評価改善サイクルの中に共通しておることだというふうに思っております。これを具現化し、それを思い詰めて実行していくことが、市民の満足度にもつながりますし、行政の職員の活性化、職場の活性化にもつながるというふうに思っております。こういった視点の中で、全庁を挙げて努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今現在、事務事業評価をやってる最中だということで、それを研究成果を見据えてということでございます。それはそれでやっていただきたいと思っております。

多摩市が認証取得をしております、市長の思いが書いてあるわけですが、取得をしたきっかけとして、一つは先ほど申しました行政改革推進委員会から提案があった。それと同時に、市議会での一般質問で、これはISO審査委員の資格を持った議員から質問があったと、多摩市ですけども。こういうような形が一つのきっかけになればと思ひまして、提案をさせていただきました。よろしくご検討の方、お願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず1点目は、太宰府小学校北門入り口通学路についてであります。

平成15年3月議会において、清水章一議員の一般質問で、通学路並びに学校周辺の危険箇所についての総点検と安全確保について質問をされております。私も市内各小学校の通学路を見て回りましたが、まだまだ危険箇所の多さを感じられます。

その中でも、特に太宰府小学校の連歌屋区浦の城橋から北門入り口までの通学路としての道路の改善が絶対に必要であると感じております。この道路は、松川区、内山区、三条台区、三

条区、連歌屋区の小学生が登下校していく通学路です。一方、反対方向には約80世帯の住宅地があり、車で幹線道路へ出ていく唯一の通路になっております。また、筑紫台高校の職員駐車場もあります。このような道路でありながら、道路の幅員は約4 mから5 mと狭く、歩道はもちろん確保されておりません。なおかつカーブになっており、見通しの悪い坂道になっております。私は、このままではいつ重大事故が起きるかもしれませんし、小学生に恐怖感を与えている危険極まりない通学路と認識せざるを得ないと感じております。学校や地区の保護者会などから安全確保に関する要望は提出されていることと思いますが、その実情とそれに対する市のご見解をお伺いします。

また、この間の安全確保のための改善はできないかお伺いいたします。

2点目は、各地区から幹線道路の信号機の設置や信号機の変更及び横断歩道標示の要望が出されておりますが、実態としてはいつまでたってもつくっていただけないと、地域の住民の不満が多く見られます。当市における信号機の新設、信号機の変更及び横断歩道標示の要望の現状と、どのように対処されているのかお伺いします。

また、筑紫野・古賀線から三条台入り口の交差点の信号機の設置について、筑紫野・古賀線と宝満道入り口交差点の信号機変更について地元の区から要望書が出されておりますが、現時点ではどうなっているのかお尋ねをいたします。

以上でございます。再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の、安全確保に関する要望とその処理についてご答弁申し上げます。

平成15年3月議会におきましても同様の質問がございましたので、答弁が重複する部分もございますが、ご了承願います。

児童・生徒の通学路につきましては、学校保健法及び文部科学省が示しております安全指導の手引きに基づきまして学校長が指定することになっており、指定されました通学路につきましては、点検などにより安全確保が図られているところでございます。

また、学校周辺の危険箇所などの点検につきましては、父母教師会や関係区長、学校の協力により行われ、点検後安全確保に関します要望書が私ども教育委員会に提出されてまいります。要望書の取り扱いにつきましては、市長部局の担当部、担当課に要望事項についての調査やその対応について文書で依頼をいたしております。

要望事項としましては、カーブミラーや信号機、横断歩道の設置、歩道の確保など通学路に関するものが多く見受けられます。これらの内容につきまして、依頼をしました担当部から後日市で対応するもの、警察署や公安委員会、土木事務所へ要望したものなど、項目ごとにその経過と内容、結果が文書で教育委員会に回答されてまいります。

状況としましては、関係機関に要望事項として上げられたものにつきましては、関係機関の事情等から解消が遅れている現状でございます。このことから、今後も引き続き改善要望を続

けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、小学校北門入り口通学路の道路の改善はということでございますので、ご答弁申し上げます。

ご質問の道路は、浦ノ城橋・四王寺線として道路認定をいたしております。朝は子どもたちの通学路として利用され、また小学校から西側山手の住宅地からの通勤車両の通り道となっておりますところでございます。それで、道路の改善といたしましては拡幅がまず考えられるところでございますが、ご承知のとおり、浦ノ城橋から北門に向かい左側については県営河川御笠川が流れております。河川を扱うことについては、防災上の観点から非常に困難だと考えております。また、右側については、これ宅地でありまして、道路幅員が4mの道路であることから、拡幅する場合については用地買収以外にはないというふうに考えております。道路の改善となりますと拡幅計画しかございませんけど、今のところ計画はございません。そのようなことから、ドライバーに対しまして安全運転を促すような徐行、通学路注意等の路上マーキングを行いまして、安全対策を図っていききたいと、そのように考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今教育部長の方から、平成15年3月議会の清水議員のご質問のときにご答弁された内容のお話がありました。私もそこをよく読みましてわかってはいるんですけども、その各学校とか、あるいは地区とかPTAからの要望があってきた場合にですね、教育委員会あるいは教育部としては、それを各部署にただこういうのが上がってきてるからということで回されますのか、教育部としてはどうしたらいいとか、そういう見解はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） この要望につきましては、道路管理者に関することが主な内容となっておりますので、道路管理者を所管します市長部局の方へその改善を依頼しておるところでございますが、教育部が何もしないということではございませんで、現地視察を行ったり、危険箇所の確認などを行っておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今現地の視察とかされたというふうにおっしゃっておられますけども、その場合にですね、感じとしましてですね、恐らく教育部長さん、当時とは変わっていらっしゃると思うんですけども、感じとしてですね、ここはやはり危険であるから改善の必要があるとか、あるいはこういうふうな通学路の注意指導をすれば、何とか安全に確保できるんじゃないかなとか、そういうコメントはつけて各部署の方に出していらっしゃるんですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 道路の改良等につきましては、教育部からコメントをつけるということ



ではございませんで、そのまま道路管理者の方に要望をしておるということでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはりですね、小さい子どもを、小学生のですね、通学路という観点からしますとですね、教育の勉強の方のいろんな監督とかそういうことやなくて、やはり子どもたち、小学生あるいは中学生の学生の通学とか安全とか、そういったことに対してですね、もう少し担当部としてはですね、強力でですね、各部署の方に依頼していただかないといけないと思います。

それで、私も昭和21年にあそこの道をですね、通っていきまして、非常にその当時は車も何も通りません。逆に道が狭過ぎればですね、車は通らないわけですね。ところが、その当時はですね、あそこの小学校の浦ノ城橋から小学校までの間に家はありませんでした。片側田んぼとかですね、それから奥には家もございませんし、そういう状況でしたけども、やっぱりその後の変化で家も建ち、あるいは車もどんどん通るようになってきてまして、当然ながらその分はもう改善しておかなければいけなかったんでしょうけども、今までのことは私も云々言うつもりはございませんけども、やはり今の現状を教育部長さんは見に行かれましたか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回の一般質問に出ておりましたので見に行かないかと思ったりしましたけども、写真の上で見させていただきました。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） その住民の方がですね、車で通られるときは、非常に徐行しておられます。それで、やはりそちらに住んでいらっしゃる方はよくわかっていらっしゃると思います。本当にもうゆっくり、いつでもとまれるような状態で運転はされております。そこをよく知ってる人はそういう状況ですね。やはり大人の目線と子どもの目線というのがありまして、小学校1年生の目線ってこんなに低いですよ。私の方も前が見えない道路からダンプがぽっと来たときは、非常にびっくりしたり危険を感じるんですけども、小学校1年生、幼稚園から小学校に入ったすぐぐらいの子どもさんはですね、普通の乗用車でも前にぽっと出てくるとですね、非常にびっくりすると思うんですね。小さい若い子ですから心臓麻痺なんか起こすことはないと思うんですけども、やはりそういう危険な場所であるということを申し上げておきたいと思います。

それで、建設部長さんの方からですね、道路の拡幅についてですけども、片側は宅地がありまして、あるいは片側は御笠川が流れておって、非常にこのところは拡幅については難しいというお話もありました。それで、やはりそれはわかっているんです。みんなが見ても、だれが見てもわかっているんですけども、やはりその中でこれは絶対に必要であるというふうに市の執行部の方で感じていただいて、何とか知恵を出してですね、この部分の安全確保をするようにですね、できないものかどうか、再度部長さんの方をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今不老議員さんのご質問でございまして、私も実家の裏でございまして、そのとき五、六年間通ったとこですけれども、今回災害がありまして本当にあそこ行き来いたしまして、当時と本当に変わってないということでございます。災害のときは、そういうことで災害に頭を置いて行き来したんですけれども、改めて今不老議員さんのおっしゃることを聞きますと、なるほど状況も変わってないし、通学路がほとんど4 mから5 mということでカーブも多くて、特段のミラー、そういうのも1か所真ん中にあるぐらいでやってないと、こういうことで、本当に研究したかということとちょっとそこまでは言い切れません。それで、今言いましたところを改めまして、例えば車のとまる回転広場とか、そういう少しでも安全対策ができないかということ、改めて調査研究したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 非常にやっぱり難しいところではございますけれども、やはり大きな事故が起きないから、ややもするとですね、非常に危険なところが放置されているということがあります。せんだっても美浜原子力発電所です、ああいう大きな災害が生まれて、そのパイプなんかを改めて危険箇所を調べたらかなりのところがやはりそういう危険性を包含していたということで、それについてやはり何とか改善をしようというふうなことも取りざたされております。

本市におきましても、平成15年2月に大変大きな学童の通学路における事故というのがあっております。それで市内各所点検をされましたと思いますけれども、その中でやはりそれに対するですね、改善、そういったものをですね、一つはやはり道路の改善もできるんでしょうけれども、それ以外に通学する生徒たちがどのような通学の仕方をすればいいとか、そういうことをですね、検討したり、そういったこともありましようし。そういった通学における生徒指導と申しますか、そういったことはその後ありましたんでしょうか、お伺いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 平成15年2月の事故があった後、そういう交通指導したかということでございますが、福廣議員の質問にもお答えしましたように、小学校では4年生を中心的に交通安全指導を行い、また小学校の高学年や中学生については適時ホームルーム等学級活動の中で交通安全の指導を行っておると。また、低学年につきましては、もう日常茶飯事から交通指導を行っておると、こういう状況でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 具体的にどういう内容でございますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 安全とかですね、それから安心な通学というのは非常に大事なことで、学校としても一番気を使っているところでございます。先ほど話がありましたように、部長が話もしましたように、自転車に関する指導、これは自転車通学をしている学校はごくわずかでござい

ざいますけども、それをはじめといたしまして通学路をどのように通るかということ、特に新1年生に関しましては、実際にずっと歩きながら信号とか歩く道を通るとか、そういうふうなことをしながら指導をしているところでございます。

また、学校によりますと、信号機を学校内に入れて交通指導をしたりしております。そのほかに保護者の方のご協力とか、また交通安全指導員の皆様のご協力をいただきながら、交通安全に気を配っているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今教育長のお答え以外は、あとはもう自主的に注意しなさいということでしょうが、私も一緒にですね、小学生、自分の家の横をもっと上の方から、わあわあわあわあ、子どもたちがおりてきます。ほいで、一緒についていくんですけども、やはり上級生、6年生、5年生がですね、やっぱり小学校1年、低学年の人たちを注意しながら連れていっているようです。それで、あとここはもう絶対大丈夫、車が通らないよというところはですね、自由にわあわあわあわあ言っているようです。

それで、例えばですね、やはり学校とか教育部の方で指導する、その中の一つにバス通学、これ乗り物のバスじゃなくて、集団通学の中でですね、上級生がこの地域はここに何時ごろに集まって一緒に集団で行く、それから帰る場合には、終わる時間がそれぞれあるんですけども、例えば3時にどこどこに集合して、どの地区はみんなで集団で帰りましょう、3時半に帰りましょう、4時に帰りましょうとか、あるいはそういうふうなですね、ことは検討されたことはないんですか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 例えば水城小学校なんかをですね、もう数十年という期間をかけて、そういう集団登下校をしておると思います。また、学校とかですね、その辺の状況で一番いいと思われる方法を選びながらやっております。一番新しい学校でも20年は過ぎておりますので、そういう中でここに登校させた方がより安全であるとか、またはあるグループをつくった方が安全であるとか、その辺は学校の方が知恵を持っているというふうに思っております。そういう中で学校は登下校の指導を行っているところです。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今お答えいただきましたように、小学校その地域地域でやっぱり特徴もありますでしょうから、そういうふうな特性を生かしながらですね、やっていただいいていくということでございます。そいで、やはりいいところはですね、こういったところは、ほかの学校の方にもぜひご紹介いただいて、みんなでですね。やはり早急には、道路の改善とか、そういったことはなかなかできませんので、何らかやっぱりそういうこともですね、ただ実演者の指導とか、信号の渡り方どうしなさいとか、そういうことだけではなくて、システムのですね、もう一度見直しをしていただければというふうに感じております。

あと今度は道路の問題なんですけども、やはり宅地がございまして、地権者もいらっしやいまして、これは早急にはですね、そこを広げるというのは難しいかもしれませんが、やはり将来的には、ここは歩道を含んだ拡幅をしていただいて、ガードレールのついた道をやっぱり模索していただくというふうにですね、ぜひお願いをしたいんですけども、やはりこれはできないという理由の一つにやはり財政的な問題もあると思います。

それで、今国博のために散策路、太宰府駅から道ができていますんですけども、これは国の方から十分なる補助金とかいろんなものをいただいておられまして、家ですね、移転とかいろんなそういうことをですね、できないことはないですよ、やろうと思えばできるんですね。ただ、お金がやっぱりないからということなんだろうけども、こういう通学路ということになればやはりどちらになるんでしょうか。国で言えば国土交通省あるいは文部科学省、そういったところにですね、何とか知恵を絞ってそちらの方から補助金をいただけるというふうなことは不可能なんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 道路整備の中でいろんな補助項目ございます。一つに交通安全というような部分からもございます。

それで、ここでこの場でできるということは、補助についてはちょっと勉強不足で言えませんが、そういう部分もありますので、そういう一つの基準があると思います。そういう基準に乗ってできるかどうか、今言いました将来的なこともございますことから、先ほど言いましたように、研究というのがまず前提になろうかと思っておりますので、そのところでまずは勉強していきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひですね、知恵の総力を結集されましてですね、何とかいい方向を見つけていただいて、ぜひともやっていただければと思っております。

それから、あそこの途中に原川が流れてまして、これは昨年の大水害で大変な被害をこうむったあの川ですけども、あれが御笠川に流れていくところに橋がかかっています。その橋の幅員は4mしかございません。もう少しあそこは広げれるんじゃないかなというふうに私は感じております。今度県の方で原川の災害復旧のための整備をされるんですけども、そのときに一緒にですね、あそこの橋の拡幅をぜひともお願いできないものなのかというふうに感じておりますけども、この点はいかがでございますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） おっしゃいますように、上の方の県の砂防ダムがございまして、それが今度一部決壊したということで、全般的な見直しをされるということはもう議員の皆様にご報告したとおりですが、あわせてあの川が県営河川になっております。その流路口になっておりますことから、計画ではあそこの流路口の幅、それから流れる方向、そういうのを改善するというで聞いております。どの程度計画をされるのかはまだ未定でございます。私はまだ

知り得ておりませんが、広くなるということでございますと、当然今かかっておる、あれ浦ノ城2号橋ということでございますけども、そこを広げれば長くする部分については県がいたしますし、そのときに道路事情で幅を広げることができると、市の応分の負担は出てくるかと思っておりますけども、そういうことになりますとですね、そういういい時期に、広げる時期になるかなと思っておりますので、もしそういうことになりましたら、県の方に要望していきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） よろしくお願いいいたします。

それからもう一つ、やはりできるところからできればというふうな感じがいたしまして、その原川の橋から小学校の北門までの上り口の左側部分は、これ小学校の校庭の用地になっております。この部分をですね、やはり拡幅、小学校の用地を削ると大変な工事にはなるんですけども、費用はすぐどうのこうのじゃなくて、その部分だけでも拡幅できないかどうかという、そういう突拍子もないことを今私が申し上げまして、そうっていう返事はできないかもしれませんですけども、この点はいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今写真を眺めておるところでございますけど、上から下ってくる方向からいいますと、擁壁があって、さらにコンクリートがあって、それから小学校の正門の方に行くところが少しのり面になっておりますですね。これは学校用地ということで取り扱いがどうなるかわかりませんが、そここのところも研究する必要があるかなと、そういうふうに思っております。研究とか調査っていう言葉ばかりで申しわけないんですけども、そこもちょっと一つ検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひよろしくお願いいいたします。これはやはり将来的にもいつまでも新しい1年生が毎年毎年入ってくるわけでございますので、やはり事故があるなしは関係なしに、恐怖感を与えてるということでございますので、これはきちっと早く整備するのが私どもの責務ではないかなというふう感じております。

この1点目は終わりにいたしまして、2点目の方のご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） ここで15時25分まで休憩いたします。

休憩 午後3時11分

~~~~~

再開 午後3時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） 続きまして、質問2番の信号機の設置についてご回答申し上げます。

まず、当市の信号機設置の申請状況ということ全般でございます。それから、三条台入り口

のところの信号機設置について、それから宝満道入り口の信号機の変更についてということでございますので、あわせてお答えいたします。

信号機や横断歩道の設置につきましては、福岡県公安委員会が設置いたします。市では、毎年地元区長、それから小・中学校PTAよりの交通安全施設設置要望を取りまとめまして、筑紫野警察署経由で福岡県公安委員会へ交通安全施設の設置要望書を提出いたしております。信号機の設置の状況につきましては、毎年5か所から7か所の設置要望をいたしておるといってでございます。公安委員会のお話ですと、筑紫野署管内で年間1か所から2か所の設置の予算しかないということで、現地調査の上、危険度の高いところの優先順位により設置されておるところでございます。

太宰府市につきましても、平成9年から平成15年の7年間で8基の設置がなされておる状況でございます。三条台入り口の信号機設置につきましても、平成6年から設置の要望書を提出いたしておるところでございますが、いまだに設置に至っておりません。そのようなことから、再度要望書を提出いたしておるところでございます。

それから、宝満道の入り口の信号機の変更につきましては、地元区長から平成15年に要望書の提出がなされております。このことにつきましても、平成16年度要望書を福岡県公安委員会に提出いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 太宰府市全体です、毎年要望書出されていると思いますけど、今おっしゃいましたように、三条台の場合は平成6年、ほかにもずっとあるんですけども、これはずっと累計で、現在何か所ぐらい太宰府市では出てるんでございますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今ご答弁申しましたように、大体毎年5か所から7か所ぐらいの要望を出してありまして、先ほど言いましたように、公安にお願いするという方法しかございませんことから、要望が同じところが重ねて出ているところが現状でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 重複して確認ですけども、その中で設置する順番というか、優先順位は危険度の高いところからということをおっしゃいましたけども、これは警察署、筑紫野署での判断が優先されるのでしょうか。それとも、太宰府市の方からこの順番でお願いしますとか、そういうことはやっぴらっしゃるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） この要望書を出しまして、筑紫野警察署が現地を調査して、その判断によって県公安の方に再度提出されると、そういうふうに聞いております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） その危険度の判断なんですけども、例えばこの交差点で死亡事故が起き

た、あるいはここでは死亡事故は起きてないけども、けがの事故が頻繁に起きてるとか、そういうふうないろんな危険度の尺度というんですか、これ非常に難しいところでございます、場合によっちゃ、今は事故はないかもしれんけども、万が一あったときに大事故になるとか、こういうふうで危険度の尺度というのは非常に難しい判断になってくるわけです。やはりそういった中で、太宰府市独自で十分要望を出されておられるところの実情を聞いて、太宰府市としてはこういう順位でお願いできないだろうかとか、そういうふうな要望というのはできないんでしょうか、不可能なんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 要望書を取りまとめて筑紫野警察署に市職員が持ってまいります。そのときに市の方で考える範囲のそういう状況等はお伝えしてまいっておるわけでございます。あと筑紫野警察署の方がいろんなデータ、交通量とか人の流れとか、そういうものを持って、再度それを現地で確認するというふうに思っておりますので、市としてのそういう考え方は警察署に出すときには伝えておるとい状況でございますし、またいろんなついたところを見ますと、なるほどそれなりに危険度が高いというふうに感じておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） わかりました。この信号機の問題ですけども、これは冒頭申しましたように、なかなかつくっていただけないというのがみんなの実感でございます。これは単にもう太宰府市だけの問題ではなくて、福岡県全体の問題で、やはり年に1か所とか、筑紫野管内で1か所とか2か所ぐらいの状況ではですね、これはもう大変な問題だと思いますので、これは例えば県の方にですね、やはり市長会とかそういったところで、全体的にもう少し信号機の設置の、公安委員会が担当でしょうけども、予算を増やしていただくとかそういうことは、県の方に全体的に要望はできないんでしょうか。これ市長さんか助役さん、お願いしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今交通安全施設の問題でご質問ございましたが、各市町村はもちろんでございますが、生活道路につきましても信号機の設置はたくさん多ございます。したがって、今答弁いたしましたように、筑紫野警察署管内、年間1基か2基というようなことですが、これだけの地元の要望、地域の要望が強うございますので、我々といたしましても福岡県の公安委員会に全体枠の増といえますか、予算の増加、設置箇所追加ですね、増加等々につきましても機会あるごとに、ただいまご指摘のように市長会等々で議題となれば要望してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） よろしくお願いいいたします。

それで、三条台の入り口の信号機の問題ですけども、ここの交差点はですね、まほろば号が通る道になってまして、三条台にそっから入ります。それから、三条台から県道の方に出てい

くわけですが、やはりまほろば号は通る、要するに集団のバスが通るとい道路になって  
おりまして、これはやはりそういった点を十分強調されましてですね、もう随分三条台の  
方々、平成6年から出されて、もう10年になるわけですね。やはり「もう今度か今度か」とい  
う声なんです。見通しとしてはどんなんでしょうか。このまほろば号の運行もやっていると  
いう状況ですね、強く公安委員会の方に要望をしていただいて、市としての見通しですね、そ  
れはどんなふうでございますか、わかりましたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 筑紫野署経由県公安ということで、市で最大限の努力は今後もいたして  
いきたいというふうに考えます。県の方にもできるだけ伝えていきたいというふうに思いま  
す。今のところそういうことしか我々としては手段がないということでございますので、熱意  
を持って伝えていく、そういうふうにつけてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひよろしくお願いいたします。これ最後、もうちょっと時間がオーバ  
ーしまして申しわけないんですけども、横断歩道の白線を引くんですけども、これもやはり県  
の方でするんでしょうか、それとも県の公安の方に許可いただければ、市の方で独自に白線は  
引くということはどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 冒頭お答えしましたように、すべて公安委員会の承諾が必要ということ  
でございますので、ご了解いただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） なかなか市としても、市の方で思うようにならないというような状況で  
ですね、非常にジレンマもお互いにあることと思いますけども、やはり強くですね、県の方に  
要望していただきたいとします。

これで私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日9月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時37分

~~~~~



1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 柳 道 枝 (12)	<p>1. 学生キャンパスネットの組織化について</p> <p>(1) 太宰府キャンパスネットワーク会議の現在の活動状況について。</p> <p>(2) 市内の各大学、専門学校の学生代表による学生キャンパスネットの組織化についての考えは。</p> <p>(3) 学生と地域社会との連帯活動を行う上での本市の担当部署や学生に対する支援策について。</p> <p>2. 五条橋・建重寺橋線付近の交通安全確保について</p> <p>(1) 朝、夕の通勤・通学時における対応は。</p> <p>(2) 体育センター付近の対応は。</p>
2	中 林 宗 樹 (5)	<p>1. 都府楼跡周辺の観光浮揚策について</p> <p>天満宮周辺の観光復活の起爆剤として、太宰府館のオープン、そして来秋の九州国立博物館(仮称)のオープンとあるが、都府楼跡や観世音寺周辺の浮揚はどう考えているか、伺う。</p> <p>2. 住みよいまちづくりについて</p> <p>住みよいまちづくりのため、ハード面、ソフト面でいろいろな施策が行われているが、古い団地のリニューアル等、高齢化対策について伺う。</p>
3	片 井 智 鶴 枝 (1)	<p>1. 市の情報公開のあり方と説明責任について</p> <p>市民の信頼を得、協働のまちづくりを進めていく上で、積極的な情報公開と説明責任は不可欠である。最近、市の説明責任について市民からの不満の声が上がり、またマスコミでも取り上げられている。このことについて市の考え方を伺う。</p> <p>(1) 市有地の払い下げについて。</p> <p>(2) ホームページ上での情報公開について。</p> <p>(3) 保育所の民間委譲化について。</p> <p>2. 災害に強いまちづくりへの取り組みについて</p> <p>市民意識調査でも災害に強いまちづくりの要望が一番高い。昨年</p>

		の災害を検証し、市民の被害を最小限に食い止めるため、市はどのように取り組んできたのか。
4	橋本健 (4)	<p>1. 環境問題について</p> <p>現在、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出の影響で地球温暖化により、海面上昇や気候変動が起きている。事の重大さを認識し、広く市民にもCO<sub>2</sub>削減のための省エネを訴え、意識の高揚を図る必要があると思うが、本市の取り組みについて伺う。</p> <p>2. 青少年健全育成について</p> <p>少年犯罪の凶悪化と低年齢化に将来を不安視する大人は多い。青少年育成市民の会各支部が機能するよう、活性化を図り、真剣な論議の中でその対策を練る必要があるのではないかと。</p>
5	渡邊美穂 (8)	<p>子育てにおける公の役割とその構築方法について</p> <p>(1) 居宅をはじめとする育児をしている親のカウンセリングについて。</p> <p>(2) 学童保育のあり方について。</p> <p>(3) 保育所をはじめとする民間導入における行政のあり方について。</p>
6	山路一恵 (11)	<p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 市内の開発行為に対して、市は要綱に沿って地域住民と事業者との調整を行う責務がある。しかし、その責任が充分果たされているかと言えば住民側への説明責任が軽視されているように見受けられる。その点について執行部の考えを伺う。</p> <p>(2) 今、自治体独自のまちづくり条例を制定し、開発等協議の義務付け、調整会開催請求や、業者が悪質な場合には罰則規定を設けるなど、積極的な取り組みが各地で広がっている。本市でも条例化を検討していただきたい。</p> <p>2. 保育所の民営化について</p> <p>保育所の民営化は公的責任を放棄するものであり、子育て支援を今後充実させていく上でも公立保育所は必要である。民営化の白紙撤回を求める。</p>
7	門田直樹 (6)	<p>ボランティアによる青少年健全育成について</p> <p>(1) 市内5ヶ所でアンビシャス広場が開設され、協力しながら活動しているが、市は支援を考えているか。</p> <p>(2) 電子機器による仮想ゲームに熱中する子どもが多いが、心身に与える影響をどう考えるか。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員

2番 力丸義行 議員

3番 後藤 邦 晴 議員  
5番 中林 宗 樹 議員  
7番 不老 光 幸 議員  
9番 大田 勝 義 議員  
11番 山路 一 恵 議員  
13番 清水 章 一 議員  
15番 安部 陽 議員  
17番 福廣 和 美 議員  
19番 武藤 哲 志 議員

4番 橋本 健 議員  
6番 門田 直 樹 議員  
8番 渡邊 美 穂 議員  
10番 安部 啓 治 議員  
12番 小柳 道 枝 議員  
14番 佐伯 修 議員  
16番 田川 武 茂 議員  
18番 岡部 茂 夫 議員  
20番 村山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	佐藤 善 郎	助 役	井上 保 廣
収入役	松島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総務部長	平島 鉄 信	地域振興部長	石橋 正 直
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰 博
建設部長	富田 謙	上下水道部長	永田 克 人
教育部長	松永 栄 人	監査委員事務局長	花田 勝 彦
総務部次長	松田 幸 夫	地域振興部次長	三笠 哲 生
健康福祉部次長	村尾 昭 子	総務課長	松島 健 二
行政経営課長	宮原 仁	財政課長	井上 義 昭
地域振興課長	大藪 勝 一	まちづくり企画課長	清本 保 正
産業・交通課長	松田 満 男	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷川 二三雄	子育て支援課長	和田 敏 信
すこやか長寿課長	有岡 輝 二	建設課長	武藤 三 郎
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	上下水道課長	宮原 勝 美
施設課長	轟 満	教務課長	井上 和 雄
学校教育課長	花田 正 信	社会教育課長	志牟田 健 次
文化財課長	木村 和 美		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石 純 一  
議事課長 木村 洋  
書記 伊藤 剛  
書記 満崎 哲也  
書記 高田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、学生キャンパスネットワークの組織化についてお伺いいたします。

本市では、平成10年、市内にある大学、学園の学長と、市長によって構成された太宰府キャンパスネットワーク会議を発足されました。

地域における大学間の相互連携及び大学と市側の意見や情報交換を行うとともに、大学・行政・地域との連携を図るべく、活発な活動が続けられており、公開講座や学園開放などに取り組み、その成果についても開かれた大学として市民に大変喜ばれております。

その太宰府キャンパスネットワーク会議のより一層の充実を図るためにも、そこにもう一つの組織づくりの必要性があると考えられます。

それは、市内に学ぶ学生を中心とした学生主体による学生キャンパスネットの組織化を図ることではないかと考えます。

本市の大学には日本全国はもとより、近年ではアジア諸国を中心に、市内の大学、専門学校で学ぶ留学生も500人にも及ぶと聞いております。

また、市内にある9つの大学に在学している学生の人数も、約1万人以上となっているようでございます。

少子・高齢化が進み、若年層の人口が減少する中で、本市の大学、専門学校には、福祉、保育、情報科など様々な学部のあることから、多数の若い人々が移り住んできております。高校を卒業後、遠く親元を離れ、初めてのひとり暮らしを始める学生や、外国からの留学生も数多くいるようです。

このような学生たちが一日も早く大学や地元になれ親しんで、有意義な学生生活を送っていくためにも、地域住民との連携や協力は欠かせないものがあります。

また、本市のまちづくりに掲げている3大プロジェクトを推進していく上でも、この若い世代の協力が不可欠であり、またそれによって3大プロジェクトの活性化が図られると考えます。

このようなことから、学生キャンパスネットワークの組織化、その活動の拠点となる行政の担当部署の設置、学生の活動に対する支援策についてと、太宰府キャンパスネットワーク会議の現在までの活動状況、将来の展望についてお伺いいたします。

なお、この質問につきましては、平成14年3月議会においてお尋ねいたしました折、「市民と学生が豊かに交流できるよう早期に新たな学生の組織を設置することが必要」とのご答弁もいただいておりますが、機構改革などが行われ、担当部署の変更などもあったことから、その後、どのような取り組みがなされたのか。そして、現在どのようなお考えなのか。具体的な説明をあわせてお尋ねいたします。

次に、五条橋・建重寺橋線付近の交通安全確保についてお伺いいたします。

御笠川沿いの筑紫台高等学校正門から筑紫農協太宰府中央支店までの道路は、朝夕の通勤、通学、保育所の送迎、老人福祉センター利用者の送迎、土曜、日曜、祝日の太宰府天満宮大駐車場利用者の抜け道、体育センター利用者など、太宰府市民をはじめ、実に多くの人々が利用する道路であります。

しかしながら、それぞれの利用時間帯や土曜、日曜、祝日を見ますと、車の離合もままならず、歩行者にとっても安全が確保された道路とは思えません。技術的な問題や財政的な問題があるかとは思いますが、道路の交通規制や拡幅など、この道路の交通安全確保に対する対応についてのお考えをお伺いいたします。

ご答弁につきましては項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問いたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の学生キャンパスネットの組織化についてご回答を申し上げます。

最初に、太宰府キャンパスネットワーク会議につきましては、市内大学等9校の長、市長及び教育長によって構成されておまして、会議の円滑な運営を図るための幹事会を各大学等の事務局長及び地域振興部長、教育部長をもって組織いたしております。

また、会議の目的に沿って、事業の積極的な推進を図るため、各大学等の学生により学生連絡会を組織しております。

なお、この業務につきましては昨年10月の機構改革により、広く大学等とコミュニティづくりとの連携を図る観点から、教育部局より市長部局の地域振興部地域振興課へ所管替えいたしました。

現在までの活動状況といたしましては、毎年キャンパスネットワーク会議及び幹事会を開催しており、意見交換、報告等を行い、毎年2回各大学等の公開講座等の情報を市民はもちろん市外の皆さんにも提供するためのキャンパスネット情報の発行等を行っているところでござい

ます。

先月、幹事会を開催いたしましたし、今月24日にはキャンパスネットワーク会議を開催することといたしております。

また、本年度から各大学より負担金をいただいております。活動の充実、活性化に充てていきたいと考えております。

キャンパスネット事業の参加状況としましては、公開講座等に昨年は市民及び市外者の参加が延べ1万人以上あるなど、大学等と市民との交流が行われ、生涯学習に関する機能と情報を広く地域社会へ開放する等、初期の目的が達成されており、情報誌発行の効果が出ているものと考えております。

また、各大学等の教授等を人材登録し、各種事業の講師として紹介したり、サークルマップを登録し、地域住民のコミュニケーション事業にも紹介を行っております。

次に、市内の各大学、専門学校の学生による組織化と学生と地域社会との連帯活動を行う上での支援策についてでございますが、平成14年7月に太宰府キャンパスネットワーク会議学生連絡会が発足しております。

現在、具体的な組織活動として行われてはおりませんが、市内でのボランティア活動や毎年市民政庁まつりには、市内の大学生等に参加をいただき、ステージで劇を披露していただいたり、各学校のPRをしてもらったりしております。

まずは、この学生連絡会の活性化を図るため、今までの状況、経過を踏まえながら各学校と協議をしているところであり、早急にキャンパスネットワーク会議における組織として活動できるよう進めていきたいと考えております。

その中で、学生連絡会の組織の充実と事業内容を踏まえた学生に対する支援についても検討していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいま地域振興部長より経過の説明をいただきました。

その中で、お尋ねしたいことは、まず学生連絡会が発足したということでございますが、その拠点とかその支援策とか、そういう具体的な活動の、まあ何て言うんですかね、学生が活動できるような場づくりとか、そういう具体例などはお考えの持ち合わせがあるんでしょうか。お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の中の学生連絡会につきましては、各大学の事情もございまして、キャンパスネットワーク会議として出せる学生については、やはり学生課を経由して出すべきだという意見もございまして、今のところまだはっきりとした連絡会の委員がこちらの方に届いておりませんので、早急に委員さんが決まった後に集めまして、その具体策等については一緒に協議をしていきたいというふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ということは、太宰府キャンパスネットワーク会議の中に含んだ学生連絡会ということでございますね。私が考えておりますのは、その学生中心の学生主体によるキャンパスの組織化ということをお願いしております。

なぜかと申しますと、キャンパスネットワーク会議は平成10年に発足されて以来、先ほど説明にもありましたように本当に市内外から1万人ほどの利用があるということで、大変私も利用させてもらって専門的な分野で、また国立博物館が来るのでそれに向かった専門的な教授の講演とかを聞かせていただきました。本当に喜ばしいことと思います。

その反面、その学生たちはまだまだほど遠いと思うんですよ。今現在、ボランティア促進室で活動してらっしゃる福祉ボランティアの学生の団体があります。それと同時に、今先ほどもありましたように市民政府まつりのボランティア、これ去年はございませんでしたけど、残念なことに。その前の年はたしか400名ほどの太宰府の若い世代が、本当に政庁跡の祭りの中にボランティア入っておりました。そこまでたどり着くまでの間の学生によるキャンパスの組織化というのが、私の願いでありまして、また、学生さんたちもそれを願っております。管理下におかれることよりも、学生が地域の方々と密着して、より一層親密にこの太宰府市の中で活動できる拠点づくり、その支援策というのが願っておりますが、その支援策の考えとその辺のお考えをお知らせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） あくまでも現在進めておりますのは、キャンパスネットワーク会議の組織として学生連絡会を設置しようということで進めております。

なぜかといいますと、学生連絡会でそういうボランティア活動をするにしても、いろいろ行事をするにしても、やはり学校の理解と支援が必要です。

そういうことから、やはり学校の代表として学生たちが出てきてるんだという意識のもとに支援も考えていく必要はございますけども、進めていくべきだという考え方を持っております。

ただ、以前、文教の里交流会という学生の組織、任意の組織がございましたが、やはり学校等の支援がないがためにですね、自然崩壊したというようなこともございますので、きちっとした組織のもとに連絡会を動かしていってもらいたいということで現在は進めております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 前向きなご検討だと思いますが、それを踏まえましてちょっと要望というんですかね、考えてもらいたいと思うんですが、先ほど今年予算の中に各大学から90万円という予算が計上されておまして、それを元にこういう今年はまだ立派なキャンパスネットワークのこういう情報誌ですかね、出ておまして、本当に目にとまりうれしく思います。

そのような中でですよ、例えば、その予算化をしている中でこの学生の組織の方にですね、一緒に含んだとこでできないものか。と申しますのも、平成13年に私総務文教委員で八王子市のキャンパスの視察に行っただけです。これ、前のときにも申し上げましたけれども、そ

の中で、学校と行政とが協力して学生が活動しやすい基金を集めて、その一部を学生の組織の中に配分していくと。そうすることが、地域住民との連携が取られ、図られ、そして学生も地域密着型の活動ができ、充実した大学生活が行われてるということを私は前回は申し上げたつもりでございます。

それと同時に、また今年も八王子市の方にインターンシップについて行かせていただきました。その折に、大学と市の方で連携を取ってインターンシップ、要するにゲストティーチャーならぬ学校における若い世代の学生さんの活動の場ということがあります。そういうものにもつながっていくのではないかなと思いますので、どうぞその辺もご検討していただけるのか。

また、本当に太宰府らしい学園都市のまちづくりにですね、頑張ってもらいたいと思いますので、その辺のご答弁、ちょっとお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算の配分についてでございますが、やはりキャンパスネットワーク会議の一番下部組織として、一番活動をしてもらいたいのが学生連絡会でございますので、当然事業計画を立ててもらって、予算も配分していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それと同時にですね、太宰府キャンパスネットワーク会議の中で組織されております人数ですかね。市長部局の地域振興課の課長さん、部長さんと二段階の組織があるように聞いてますが、間違いございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 二段階の組織はございません。

あくまでもネットワーク会議は学長及び校長と教育長、市長でございます。その中に、幹事会という組織がございます、各学校、大学の事務局長、それに地域振興部長、教育部長が幹事として幹事会を進めると。その下に学生連絡会という組織になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） はい、わかりました。

で、その幹事会の中にですね、例えば行政と大学だけではなくね、地域の方々も含めたところでできないものかなという考えもいたします。

と申しますのは、もう高齢化社会を迎えております。そして、地域でアパートに住んだりマンションに住んだり、いろんなところがありますので、やっぱり学生が一番身近に感じるのはその辺じゃないかなと思いますので、地域の情報を直接学校に届ける。学校の方はいろんな土地から学校に学ぶ学生が多いんですけれども、遠くからみえとりますので親元を離れとります。一番頼りになるのは地域住民ではないかなと思いますので、その辺のご検討もあわせてできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 幹事会という組織がございますので、幹事会の中にその話を挙げま



して、論議をしていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それとですね、一つは私この18歳の人口が減ってる中で、太宰府に18歳人口、要するに若い世代がですね、移り住んでくるわけですよ。そういったしますと、あくまでもまだ18歳という年齢は未成年だととらえております。学校側は学校の方に在学させ、そして住むのはこの地域、市内なんですよ。

そういう中で、不安定な時期を迎えてる、子どもさんというのか学生さんを青少年健全育成の観点からですね、考えたときに市に徘徊ならぬ、とにかく夏場になれば五条駅前かいわいでうろうろいたしましたり、またいろんな被害にあったりとかそういう話もまま耳にいたします。そういうところも踏まえたところでですね、学園サイドの方に行政として青少年育成の立場からも取り組んでもらえればと願っておりますが、その辺は連絡協議会の、その何ですか、キャンパスネットワークの中でそういうお話とか、そういう具体的な例は出ますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先日、幹事会を行ったわけですが、そういうふうな話をするまだ場にはなっていないように感じております。

それで、今小柳議員さんが言われますように、いろいろ地域のそういう問題を幹事会の中に持ち上げてもらって、そして論議していくことによってネットワーク会議が活性化するのではないかというふうに考えておりますので、そういうふうな形に持っていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ早急にそういう子どもたちが、そして学生と市民が密に連絡を取れるような場づくりをお願い申し上げます。

これ余談になりますけれども、せんだって私ども広報委員会をいたしております、議会だよりを作成するに当たりましてですね、その中で100号という記念号を発行いたしました。そのような中で資料を探っておりますら、昭和57年の11月議会においてですね、今と同じように街角のコミュニティカレッジの創作、いわゆる地域市民と大学が一体となり社会教育、生涯学習の一環としてはどうかという質問が先輩議員からなされておりました。本当にその学園都市太宰府らしい発想だったんじゃないかと私ども今喜んでおります。

そういう中で当時から学園都市太宰府としての展望を描いてきたんではないかなと思っておりますが、また、本市においては長年の念願でもありました国立博物館も来年の秋には開館を迎える予定でございます。日本全国はもとより、アジアからもアジアの文化交流の拠点としましても、注目されてる太宰府であると思っております。

このような教育環境が充実し、歴史と緑豊かな文化のまちづくり、本市がまた目指しております地域コミュニティ推進、まるごと博物館推進プロジェクト、福祉でまちづくり、ここにもこの若い力は寄与することと思っておりますので、どうぞ今後のまちづくりの発展のためにもこの若

い世代を宝物と思ひまして、一緒に共同できるような太宰府のまちづくりをお願いをいたしたいと思ひます。私どもも頑張つてキャンパスネットワークの組織化を応援してまいりたいと思ひます。

以上でこの問題を終わります。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、次にお尋ねの五条橋・建重寺橋線の交通安全確保についてということでお尋ねがございます。

まず1つが、朝夕通勤、通学時の対応と、それから体育センター付近の対応ということでございますので、一括してお答えいたします。

この認定道路につきましては、おっしゃいましたように通学、通勤、保育園、老人福祉センターの送迎ということで、数多くの利用がされております。そのようなことから、歩行者の安全につきましては、これは白川橋から上流になりますけれども、建重寺橋まで歩道を設置いたしております。御笠川の左岸側、下流に向かって左岸側につきましては、建重寺橋から五条橋まで河川堤を利用した歩行者専用道路を県から管理移管を受けております。そのようなことから、こちらを整備しておりますので、利用していただければ歩行者の安全も図られると思っております。雑草等が繁茂いたしておりますことから、草刈り等を行い、安全を期していきたいと思っております。

次に、体育センター付近の対応についてでございますが、おっしゃったいろいろな施設がございます。駐車場は十分でないということは承知してありまして、このようなことから、各種団体による大会等が開催される場合は、できる限り庁舎周辺にはたくさんの駐車場がございますので、この駐車場を有効的に利用していただくようお願いをしております。

また、コミュニティバスまほろば号の利用の促進。それから、交通規制につきましても、関係課と連携を図りながら検討を加えていきたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 五条橋・建重寺橋線の今現在こちらにありますのが、市の施設、私立高等学校、保育園を含めると公的な大きな利用なところがあるところが8か所あるんですね。調べて初めてわかったんですが、この道路の中にですね、やっぱり朝、晩、高校生は自転車で。そして、保育園の送迎はお車で。そしてまた、その中に老人福祉センターもありまして大きな送迎のバスが入ってくるわけですね。

でも、お天気のとくもそうなんでしょうけれども、雨が降りますと歩行者にとってはですね、本当に厳しい道路ではないかなと、もう皆さんも重々にご存じだと思いますが、それと同時に天満宮の大駐車場からの抜け道というのが、皆さん、観光客の方もご存じでございますので、ちょっと厳しいんじゃないかなと思います。

先ほど答弁にありましたように、確かに途中までは歩道があるわけなんですよ。白川橋から五条橋までの間が歩道はないんですよ。先ほど隣にあります道路を県の方から管理委託を受けてそこを整備してありますのでお使いくださいということなんですけれども、昨日、月曜日でしたかね。ちょっとそこを歩いてみましたら、先ほどおっしゃいましたように草がぼうぼう生えてるし、今季節の萩の花が花盛りでございました。と同時に、さくですかね。あれがとても低いところがあります。結局増水やらしますとですね、ちょっと危ないんじゃないかなと思います。以前聞いたのは、通学路として何かつくったような話をちょっと聞き及んでおりますが、その通学路及び市民が安全に通行できるようにするには、何かの対策が必要じゃないかなと考えますが、その辺の対策、お考えはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 手入れがちょっと行き届かないことは申しわけございませんが、この五条橋・建重寺橋線は、六百数十mございます。市の方も過去できるだけ歩行者の安全、そういうものを図るためにということで、御笠川改修のときに御笠川ののりを立ち上げて白川橋まではできたということで、それで歩道をほんの1.5mですけども、それをつくってきた経過がございますし、あと白川橋から五条橋までは、体育館の横あたりになるんですけども一部4mと狭いとございまして、そこについても何とか歩道の設置ができんかというようなことで、技術的にいろいろ検討した経過があるということでございますが、なかなかできなかったというようなことで、そういう河川堤を利用したということで、左岸側を加工してきたという経過がございます。

で、ご承知のとおりその道路につきましては、広くするというのがなかなかご承知と思えますけどできません。で、歩行者の安全ということで先ほど言ったようなところを県の整備を使ってしてきたということで、できあがったのが平成13年か平成14年。白川橋から下流の方は平成6年か平成7年と聞いております。

そういうふうで、できることはやってきておりますし、交通規制につきましても五条交差点から太宰府駅の方に大きな駐車場のところに向かう大きな道路、市道でございますけども、あそこの轟商店から入る道路が一方通行になっとなって、一方通行の方も当時随分と研究したということでございますが、いろんな地域の事情もあって現在のようになっているということでございます。再度、もっと細かな現状も変わってきてるかと思っておりますので、そういう交通規制あたりについては、もう一遍検討するというところでございます。

で、先ほど言いました学童が通ります道路についてはですね、たしか委員会で現地視察をしたときにもちょっと低いところがございます。そういうところは、交通安全を期すために何らかの安全策をとっていききたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 安全策をとっていただくとするんですが、それよりもですね、やっぱりその道路の農協から筑紫台高校までの間に歩道のあるところはいいんですよけれども、その

白川橋の方からですね、先ほど申しました通学路としてつくられた道路を利用させて市民に利用していただくためには、その安全対策、どういうご指摘があったのか、今答弁の中にはありませんけれども、聞くところによりますとさくの間が何か広いとか、そしてまた向こうの建重寺橋から太宰府小学校に抜けるところ、駐車場のところはさくが低いとか、そういういろんなその何ですか、危険を伴うところがあることだと思いますので、その辺は市の方がなさるんですか。県の方がなさるんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど答弁しましたように、移管を市の方が受けておりますので、市の方がするという事になるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） そういうことであればですね、今この建重寺橋付近のですね、交通に対して本当に市民を大事に思われるのであれば、早急にその取り組みを、防護さくをつけるなり、早急になさっていただきたいと思えます。

そして、市民が安全で安心して通れるような策を市の方に強く要望しておきたいと思えます。

それと同時に、そこを使っている方がおればですね、割と草も生えないと思うんですよ。例えばこちらの方を行けますよとか、何かこう案内板をおつけになるとか、何かそういう策も考えが必要じゃないかなと思えますので、この件は強く要望しておきたいと思えます。

それと、体育館の駐車スペースの件なんですけど、私も体育館を使ったりまたそこを通ったりするときにはですね、いつも困るんですよ。行ってまた市役所に来てというのは、太宰府市内の何かのイベントであればいいんですけども、例えば筑紫地区とか、中体連で行うとか、そういう広域的な会場になった場合ですね、どうしても荷物の搬入とかありますので、もしこれできるかどうかわかりませんが、隣の筑紫農協をですね、もし駐車場としてお借りできれば多少緩和ができるのではないかなとも考えますが、その辺のお考えあたりをその主催者側との打ち合わせあたりでできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 農協さんあたり、協議できればですね、したことあるんじゃないかなとは思いますが、できる可能性はありますので、十分検討していきたいというふうに思えます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） そのように対策がちょっと運営なさるサイドの方にこういうことがありますよとか、こういうお知らせも必要じゃないかなと思えます。

それと同時に、無理なのは承知なんですけれども、以前議会でもありましたように、質問私覚えがあるんですが、御笠川にふたをして駐車場にするわけにいきませんかという話もあって、無理だということは聞いておりましたが、現状でも無理なんじゃないかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 難しいと思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） それはいろいろ事情はあると思いますけれども、あそこにふたをして  
というか、こう中洲あたりに行きますと河川に橋げたみたいなのがあってそこにこうあるんで  
すが、何て説明していいのかわからなくて済みませんが、そういうふうな少し  
駐車スペースとか、市民の安全なんですよね。結局そういうところがあれば、市民は安全で安  
心して通行できるということでございますので、どうぞ市民の立場に立たせて今後とも厳  
しい中とは思いますが、ご検討していただいて、安心して住みやすい太宰府のまちづくりをお  
願いたしまして、私の一般質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたして  
おりました2項目について質問させていただきます。

まず1番に、都府楼跡周辺の観光浮揚策についてお尋ねいたします。

太宰府館が10月1日にオープンすることは、太宰府市の観光行政の転換点になるのではない  
かと期待しております。太宰府館のオープン、そして来年秋の国博の開館と天満宮周辺の観光  
施設は充実してまいります。本市の観光を考えると、天満宮周辺だけではその厚みとい  
いますか、ボリュームが足りないと思います。

そこで、都府楼跡周辺の観光の活性化が必要だと思えます。

本市の産業・観光活性化プランを見ますと、事業推進コンセプトとして、

1、まるごと博物館推進に積極的に参加してもらうため、全市挙げてのコミュニティづくり  
を推進します。

2、市民の協力を得て手づくりの発見の小径づくりを実施する。そして、市民と連携し、ハ  
ード的機能からソフト事業に至るまで定期的にできるシステムをつくります。

3、市内全域がインフォメーションのまち太宰府。市民一人ひとりが情報発信者として機能  
できるシステムの構築を目指します。また、ボランティア活動等を通じて、人おこし、人づ  
くりを実践し、市民が主役のまちづくりを推進しますとあります。

また、プランの展開として、まるごと博物館基本計画との連携とし、

1、市内全域を対象とした魅力ある観光コースづくり、人々の憩いの場となるような茶店の  
出店を促し、回遊性の向上を図る観光プログラムの開発を進める。

2、特産品の開発。

3、特産品としての農産物づくりを促進する。

次に、有効利用の要素として、

1、水城跡の保存、周辺整備の活用、広く市民、観光客に伝え観光資源として活用していき、西部回遊拠点地区の大きな柱としていきます。

2、筑紫万葉の道。律令制の平安時代には山上憶良、大伴旅人を中心とする筑紫万葉歌壇が生まれました。万葉集には筑紫万葉歌壇から30人も登場しています。筑紫万葉の道ルートへの復元も考えられます等と列記されております。

この西地区の観光資源の開発に力を入れてあるのがうかがえます。このプランは、平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5か年とするとなっており、今ちょうどその折り返し点でございます。

そこで、その具体的な取り組みはどうされているのか。それが現在どのような形で具現化されているのか、お尋ねいたします。

また、都府楼跡や観世音寺、水城跡のある西地区への誘客を今後どのようにしようと考えておられるのかお伺いいたします。

次に、2番、住みよいまちづくりについてお尋ねいたします。

本市では、住みよいまちづくりのためにいろいろな施策がとられておりますが、市民が一番望んでいるのは、自分たちが住んでいるところ、生活している地域、生活環境をいかによくしてもらおうかということでございます。太宰府館や国博ができれば観光客も増え、市の活性化につながりますが、大きな事業だけでは市民の皆さんは納得いたしません。それらと並行して市民生活の利便性や安全、生活環境の整備についてももっと力を入れていくべきだと思います。

そこで、市内には昭和40年代から50年代にできた団地がたくさんあります。これらの団地の1つに、高雄台、それと梅ヶ丘団地があります。この団地内を歩いてみますと、その道路はほとんど団地ができたときのままで、悪くなったところだけ補修する程度で済まされております。全体的に道路はでこぼこ状態であり、歩道は形ばかりありますが、これまた歩道もでこぼこがひどく歩ける状態にありません。片側は電柱が歩道いっぱい立っており通れません。一歩横道へ入りますと幅員も狭く道の両側には側溝が口をあけています。車の離合にも支障を来しております。

このような状態にあることは市の方でも把握しておられると思いますが、平成17年度には、まほろば号の運行も始まります。バスが通るとなると、路面の強度もそれなりに必要になるでしょう。また狭い道路については拡幅もできないでしょう。

しかし、せめて側溝にふたをするということで80cmくらいは広く使えるようになります。そうすると団地はきれいになります。それにまほろば号の運行が始まれば、交通の便もよくなります。住宅地としての魅力は倍加されます。高雄台には空き地も空き家もたくさんあります。

一方、これらの団地では高齢化が進んでおります。これは、新しい人たちが入ってこないからです。魅力ある住宅地となれば人は入ってきます。新しい若い人たちは家を建てます。団地も活気が出てまいります。側溝にふたをする事業について見れば、現在の市の予算ではいつ終わるかわかりません。小さなことですが、これは市民生活に直結していることです。まちの活

性化は、観光客の誘致ばかりではなく、こんなところからもできるのです。

団地の再生、道路の改修、側溝にふたをするということを重点施策として取り組んでいただきたいと思います。団地の再生をして、市の活性化を図っていただきたいと思います。この点についてお伺いいたします。

次に、住みよいまちづくりということで、空き巣や車上ねらいの防犯についてお伺いいたします。

防犯意識の向上のために、啓発活動は行われておりますが、警察との連携がいま一つではないかと思われます。提案ですが、各地区の公民館で警察による防犯教室や地域のことが一番わかっておられる交番との懇談会など開催を行うことはできないでしょうか。交番との懇談会につきましては、昔はなされていたと聞いておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

あとは自席にて質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の都府楼跡周辺の観光浮揚策についてお答えいたします。

現在、平成13年度に策定しました地域の産業・観光活性化プランに基づきまして、九州国立博物館の開設を観光資源ととらえ、現在の天満宮参道に集中しています観光客を、九州国立博物館だけでなく、観世音寺、都府楼跡、水城跡など、市内全域へ誘導するための情報発信の中核施設として、太宰府館を活用してまいりたいと考え、努力しているところでございます。

ご質問にありましたように、都府楼跡や観世音寺周辺へ観光客を誘致し、市内全域へ誘導する方策の一つとして、史跡解説員や万葉会など地元の方々の協力を得ながら、観光プログラムを策定いたしました。この観光プログラムは、市内に点在する豊富な歴史資源を活かしながら、観光客の様々なライフスタイルに対応し、季節ごとの太宰府の魅力を満喫していただくため、回遊できる観光コースを準備しておくものでございます。今後はこのプログラムに添いまして、観光客を迎え入れられるよう協力者の方々とその受け入れ態勢を具体的に整える作業を行いながら、各コースの紹介を市のホームページに載せていくことといたしております。

また、散策途中での休憩希望に対応するため、観光協会において五条から関屋交差点にあります店舗を重点的に、新規会員の勧誘活動を行いました。協会加盟店情報として観光協会のホームページでも紹介しており、今後は観光客が気軽に立ち寄れるような、例えばギャラリー、トイレ、季節の花、食事マップのような情報を提供していきたいと考えております。

次に、特産品の開発についてでございますが、現在数社の方々と太宰府にちなんだ商品の開発について協議を行っておりまして、継続して新商品の開発が実現するよう努力しております。

次に、筑紫万葉の道ルートですが、有名な温泉地や天拝山を有し、万葉歌碑も整備している筑紫野市との連携事業として、JR二日市周辺から水城、都府楼跡や観世音寺、天満宮周辺までの散策ルートを検討し、宣伝するため共通の観光ウォーキングマップを作成していくこと

で、筑紫野市と協議をいたしております。

先ほどからご提案もいただきましたように、歴史遺産だけでなく、筑紫万葉歌壇の里でもある筑紫地域の文化遺産をもあわせた観光振興をお互いに協力して活性化させていくことといたしております。

また、今後のハード面の整備課題としまして、水城堤防周辺の景観を見渡せる展望台や、都府楼政庁跡前の大型バスなどの駐車場整備、坂本地区の田園風景の保存、PRなども、計画的に推進していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 先日、観光プログラムをちょっと見せていただきましたけれども、非常に立派なプログラムができておりました、コースも幾つか立派なコースができております。このプログラムをつくられました、関係されました皆様に対しては大変敬意を表したいと思っております。

そこで、提案でございますが、この産業・観光活性化プランの中にあります推進事業コンセプトで、「市民一人ひとりが情報発信者になる」と書いてありますが、この市民一人ひとりが情報発信者になるということは非常に大事なことだと思います。

それで、これはどうすればその市民一人ひとりが発信者になることができるかということを考えますと、やはり私も長年営業をやっておりますが、営業をやる場合には商品売り込みますけども、商品売り込むときにはまず、その商品に自分がほれ込み、そしてその商品に自信を持たなければならないということがあります。

それで、この観光コースいわゆる太宰府を売り込むためには、やはり市民の皆様がそれぞれに太宰府のよさということに対して理解をいただき、そして自信を持ってその紹介をしていただけるようになっていただくことが大事ではないかと思っております。

そこで、市民の皆様はその理解をしていただくために、やはり先ほど言われましたけれども、史跡解説員とか万葉会の皆さんとかごく一部の方じゃなくて、太宰府市民全員を対象として、今年度からは太宰府塾が開校されるということになっておりますので、この太宰府塾をですね、呼びかけ人としてですね、広く太宰府市民にですね、この観光コース一つ一つをですね、わかっているために呼びかけをやっていただいで、そのみんな一緒にやるわけにはちょっと時間的に無理かと思えますけど、一つ一つを呼びかけて、今日は都府楼跡について歴史の勉強をします。今日は観世音寺について勉強します。その中に、どのような国宝の仏像があると。そういうことをですね、一つ一つ太宰府塾の中でやっていければですね、市民の皆さんもまた、その太宰府の歴史とか史跡についてですね、理解していただいで、今度は自分のところにお客さんが来られたときには、今までは天満宮だけやったけども、今度はこないだあそこで勉強した観世音寺に連れていこうとか、それとか水城跡に連れていこうとか、そういう話になると思いますのでですね。やはりこういうのが回遊性を高くするというか、やはりそうい



うその観光の厚みが出てくると思いますので、この太宰府塾ですね、施設の何て言うんですか、学芸委員さんを要請するだけではなくて、多く広く市民の方に参加していただいて呼びかけができるような方策はできないか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 何せ今、プログラムができたばかりですので、一応史跡解説員とか万葉の会の協力を得てということにしておりますが、その史跡解説委員、万葉の会だけではプログラムの消化も恐らく無理だというふうに思っておりますので、そういう方たちと今後どう市民を巻き込んでいくか、協議を十分しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことで、市民みんなを取り込んだ情報発信ができるようなシステムをつくっていただきたいと思います。

次に、観光についてはですね、見る、買う、食べるが必要と言われておりますが、この見ることについてですね、やはり都府楼跡とか学校院跡とかへ行きますと、ただ広っぱで、都府楼跡については広場としての活用ができていたというようなこともありますけども、これも私3月の議会ですね、質問いたしまして、何とか具体的に建物が建たないかということで質問いたしましたときに、市長はちょっと具体的にその実態がわからないんで、そういうのはできないんじゃないかということでご答弁いただいておりますけども、やはりここにはですね、何らかの形で形のあるものをちょっとつくっていただいて、いわゆるいにしへの太宰府をですね、イメージしていただくということが、やっぱり観光客にとっては大事じゃないかなと思いますので、歴史資料館あたりに大宰府政庁の模型なんかもできているということでございますので、そういうのをもとにですね、何とかその具体的に建物が建てるようなことはできないか。これは文化庁がなかなかうんと言わないということもございますけども、やはり私たちの営業の中ではですね、断られたところから営業が始まるという言葉もございます。文化庁がだめだと言われて、はいそうですかと言って引き下がっていたんではですね、この太宰府市における史跡の活用がですね、なかなかできないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はですね、粘り強くですね、文化庁に対しましても働きかけをしていただいて、やはりそこに何らかの形の建物を建てるとか、その駐車場の問題にしましてもですね、駐車場ができるということですね、やはり粘り強く文化庁とですね、交渉をやっていただきたいと思っておりますけど、この辺についてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 建物につきましては、文化庁の許可といいますか、大変難しいと考えておりますけれども、文化財保護法の趣旨でございますけれども、文化財の保存や保護を目的といたしております。

で、その保護の趣旨や目的を十分に考慮した中で今のお話がありました粘り強く働きかけるということでございますので、そのように心得ていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうことで、大変文化庁の方も文化財の保存については非常に厳しいといいますが、ガイドライン持っているようでございますので、なかなか難しいと思いますけども、粘り強くやっていただきたいと思います。

次に、観光の中でですね、買うというところがありますけれども、この新しくできました観光コースを見ますと、この中では買うという場所がほとんどございません。いわゆるあそこの天満宮の大駐車場の裏からずっと、何と言いますか、観世音寺の裏、それから都府楼跡、万葉の小径というようなところを通りますと、あそこら辺はほとんどお店はございません。やはり観光客は買うという楽しみもありますので、観光客を呼び込むには、梅大路から政庁通りを通過して、政庁前へ行く。それから、水城へ誘導するというような形がいいと思います。

そこで、政庁通りの史跡地内にはそういう物販店はできませんけども、政庁通りの南側にですね、最近店もできておりますけども、まだ空き地もたくさんあります。そこを見ましたときにですね、都市計画の用途地域を見ますと、あそこは第一種低層住居専用地域ということで、あそこはなかなか店ができない地域になっております。ここはもう皆さんご存じだと思いますけども、あそこへ店を出そうとしてもですね、住居の建物を建てて、その半分が住居で半分しか店ができないというような地域になっております。これではいつまでたってもなかなかその物販店はできないと思いますので、ここをですね、何とか第一種住専じゃなくて住居地域にして、いわゆる土産物店とか大型の駐車場とかそういうのができる地域へですね、指定変えができないかどうか。これについてちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 都府楼政庁跡の南側につきましては、今お話があったように、第一種低層住宅地域でございます。ここは、観世音寺区画整理事業で整理をしたところでございます。良好な環境の住宅地という位置づけをされておりまして、兼用住宅の建設しかできないということで位置づけがされております。政庁跡周辺の環境を見ます限り、やはり今の状況が一番好ましいのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 優良な住環境整備ということでもありますけども、やはりあそこはいわゆる観光客の入ってくるメイン通りでもありますし、やはりここですね、当時はそういうことで指定をされておったと思いますが、今この観光を考えたときにですね、やはり太宰府市の活性化、観光浮揚についてですね、考えるときにやはりあそこには、そういうお土産物屋さんとかいるんな形ですね、お店ができればですね、活性化になってくるんじゃないかと思えます。それと今全国あちこち道の駅というのができておりますけども、これは大型の施設ですけども、この中でですね、朝取り野菜を売るということで非常に人気があるそうでございます。これは時間がちょっと外れますともう売り切れ状態になっているというようなことですね、や

はりこの政庁前の空き地あたりですね、そういう道の駅みたいな小さなミニ版みたいなものをつくっていただいでですね、そこへ近隣のお客さんを呼ぶということで、そうすればですね、また新しいそこに観光客ができてくると。そこに朝取り野菜を買いに来られるのは1回だけじゃなくて、毎日あるいは1週間に一遍来られますので、リピーターとして来られますので、その方々がですね、新しい太宰府の情報発信者となっていただけますのでですね、こういう観点から見ましてもこの第一種住専をですね、何とか住居地域に指定し、そういう物販店ができるような方策をとっていただきたいと思えますけど、これも前向きに考えていただいでやはり取り組んでいただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども申しましたとおり、大宰府政庁跡周辺の環境を考える以上は、現状の都市計画区域でまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そこで今言いましたように、前向きに考えて観光浮揚のためにですね、あの地域、せめて道路から50m程度ですね、地域をですね、住居地域としてやっていただきたいと思えます。

これ以上、部長とお話ししとってですね、なかなか回答が出ないと思えますので、これは要望としてお願いしときます。

議長（村山弘行議員） 1番はこれでよろしいですか。

5番（中林宗樹議員） 1番はこれで終わります。

議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 中林議員の質問につきましてご回答いたします。

開発後、数十年経過した住宅団地におきましては、高齢化が進み、団地のリニューアルが求められているところもあるようでございます。平成15年度に実施しました、住みよか太宰府まちづくり市民意識調査におきまして、福祉、健康面ではバリアフリーに配慮した道路や公共施設の満足度が最も低く、また安全性、防災面でも安全性や防災に対する安心度が低いということが浮き彫りになっております。こうしたことから関係機関や専門家の方々も勉強会を行いながら、健全な市街地の形成に向け、ハード面ソフト面の方策を探っていきたいと考えております。とりわけ住みよいまちづくりの実現には、大局的見地から様々な施策を総合的に推し進めていくことが肝要であると考えております。そこで、防犯、防災などの安全で安心して暮らすことができるハード、ソフト面の取り組み、地域での連帯を醸成する地域コミュニティの形

成、まちづくりの観点からの福祉施策の充実や若い世代が住みたくなるような施策の総合的見解など、市民一人ひとりがもっと住み続けたいと思えるような魅力あるまちの実現を目指して努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私の方からは、古い団地の側溝対策、そのことについてお答えいたします。

太宰府市に古い団地として秋山住宅、榎寺住宅がございまして、これは昭和30年代前ぐらいだと思います。そして、昭和30年代から湯の谷、白川団地等の大きな団地の開発が始まり、昭和40年代、昭和50年代にはさらに大型団地造成が行われてまいりました。初期の開発団地は、道路幅員が4.0m、ふたのない側溝で、当時は車の通行も少なく、生活に支障がなかったようですが、昭和40年代後半からマイカー時代の到来ということで、道路幅員のない、ふたのない側溝が支障を来し始めたところでございます。

そのようなことから、その後市営土木工事費の中で側溝と舗装の改修に取り組んでまいったところでございます。平成7年度からは、団地等の道路側溝整備予算として実施計画の中に織り込みまして工事を始めております。現在も工事を進めておるところでございます。間もなく湯の谷団地、白川団地等がおおむね終了するということでございます。今後も高雄台、梅ヶ丘、そういう団地も含めまして、実施計画によって無蓋側溝の団地の道路改良に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最後のご質問であります防犯活動についてご回答を申し上げます。

市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちをつくるために、市では今日まで様々な取り組みを行っております。例えば、筑紫地区防犯協会が発行いたしております防犯ふくおか、あるいは校区別地域犯罪状況一覧というものをひとつの情報紙として各隣組へ回覧をいたしております。このように市民の皆さん一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで守るというふうな自主防犯意識の啓蒙に努めております。

また、安全な生活環境を守るために、防犯啓発の立て看板を各区に配布するなど、防犯環境の整備等も行っておるところでございます。

ご質問にあります警察との連携につきましては、現在、筑紫野署管内の4市1町と地域住民関係者で組織をいたします、街頭犯罪等抑止対策連絡会議というものを設置いたしまして、それぞれ地域活動のあり方など、様々な情報交換等も行っております。今後さらに安全で住みよいまちづくりにつながりますように、ご提案をいただきました身近な交番との懇談会の開催などもあわせて、今後さらにそれぞれ地域ごとにおきます自主的な防犯組織の設置促進に向けましても、それぞれ地域の皆さん方と協議を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 側溝のふたの事業でございますけども、平成7年から順次行われているということでございますが、これにつきまして平成15年度、昨年度ですね、昨年度はどのくらいの金額の事業をなされ、そして長さにしましたら何kmぐらいなされたか、それから平成16年度においては金額にして幾らぐらいで長さにしてどの程度される予定かということをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 具体的な質問でございますが、平成15年度は、もうご承知のように災害がございまして、まちづくり技術開発課全体が災害復旧ということで、ほとんどなし得てない状況でございます。本来1,000万円という枠をとって実施計画で予算化しておりましたが、災害等に大変なお金が要するというので、半分ぐらいに削られたところでございます。ここ数年は、そういう枠の中でやっていきたいと、そういうふうに思っております。財政状況が好転した暁には、一定の予算をとって進めていきたいという、これは方針でございますけれども、そういうところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 複合施設やら散策道路やら大型事業にそれなりにお金は使っておりますんで、それも必要であるという、その意義についてはわかりますが、こういう小さなことと言ったら怒られるかもしれませんが、やはり生活に密着した生活道路に対して、これについてはもっと1,000万円、500万円でのどのくらいの距離の側溝の事業ができるか、これはほとんど10mか20mぐらいやればもうこのくらいのお金は吹っ飛んでいくんじゃないかと思いますが、そういう散策道路やら複合施設やら区画整理事業やら大きなお金を使う大型事業も大事でございますけども、こういう市民の生活に直結した、毎日毎日市民の皆さんは車の出し入れをするのに横の側溝に車を落とさんやろうかということで心配しながら生活されてるんですね。やっぱりこら辺も重点施策として今から取り組んでいただきたいと思いますが、そのような方針はいかがでございましょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） おっしゃるとおりだと思います。

生活道路として本当に皆さんが使われる道路、そういう部分をきめ細かく整備していくということは大変重要だと思っております。そういうことから、数年前から特別な枠として実計枠というのをとって、それも本当に実際工事すると言ったら余り大きな距離はできないというふうに思いますけども、市営土木費の中でも対応し、特別予算の中でも対応したいと、そういうふうに思っております。できるだけきめ細やかな、そういう道路整備も必要と、そういうふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 側溝事業につきましては、来年度平成17年度予算ももうそろそろ編成が始まると思いますけども、1,000万円、500万円ではなくて、もっと大きな金額を積んでいただいて、高雄台なんか非常に住民が困っておられますので、ひとつ事業を早く推進していただきたいと思います。これは要望としておきます。

それから次に、古い団地は石坂とか星ヶ丘、東ヶ丘あたりは、住宅団地が昭和40年代にできておりますので、こちら辺はできた当初は敷地が大体80坪から100坪、120坪ぐらいの大きな区画でできております。それで、ここに家を建てろうということでは家を建てたいという希望の方はたくさんおられるんですけども、やはり面積が大きいもんですから、最近地価も下がっておりますけども絶対金額が大きくなりますのでですね、なかなかその敷地を購入するということに予算的に手が届かないというような状況もありますけども、そこでいわゆる第一種低層住居地域につきましては、最低敷地面積が本市におきましては165㎡、50坪ということで一応設定されておりますけども、この最低敷地面積を若干下げていただいて40坪ぐらいにさせていただくと、この100坪、80坪の敷地が半分に切れて、そこへ家が建つということになりますと、大体1区画1,500万円から1,700、1,800万円する分が半分になりますので、単純計算で大体1,000万円弱の敷地になるということで、これだと今の家を求められてる需要層の方々にはご購入いただける金額になりますので、やはりこれもまちづくり、いわゆるまちの活性化のために、今石坂にしても高雄台にしても非常に空き地それから空き家が増えておりますけども、そういう事情で売れない状況にありますのでですね、やはりこちら辺も最低敷地面積を引き下げていただいて、大きな区画が2つに割れて、そこへ家が建てられるような方策をしていただければ市の人口も増えますし、市税も若干潤ってくるのではないかと思います、こちら辺についていかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 第一種低層住居専用地域の面積の関係ですけども、このことにつきましては法律で定められておりますので、それぞれの市町村で考え方を改めるということではできないというふうに解しております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 以前はそうでしたけども、最近は法律も変わりまして、建築基準法も変わりまして、各市でそういう政策もとれるということで、本市では先ほど天満宮周辺の参道周辺の都市計画の基準でいきまして、高さを15mでしたということは、これはこの法律を使ってやってるんでございますので、やはりこれも先ほどの政庁通りの南側と一緒にございまして、やはりやるということになれば、本市が決めればやれるということでございまして、こちら辺ご検討いただけませんかでしょうか。お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 詳しく勉強させていただいて、検討できるものであれば検討していきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうことで、そしたらこれも前向きに検討していただいて、いい結果が出ますようお願いしたいと思います。

次に、防犯について若干お話しさせていただきます。

先ほど、防犯についてご説明をいただきましたけども、防犯については市民一人ひとりがやはり防犯意識を高めるということが非常に大事でございます。そのために市の方でそれを手助けする意味で防犯についての啓発活動をやっていただきたいと思います。私どもが見ますと、いろんな連絡協議会とかありますけども、それは直接的には市民に対する防犯啓発にはかかわってこないと思います。それで、今私見ますところでは、防犯ふくおか等、何と申しますか、犯罪の発生件数を回覧板で回してあると。もうこれ程度のことで、市民への防犯啓発をやっているということでは若干手ぬるいんじゃないかと思しますので、今後、先ほど言われましたように、地域地域ごとにそれぞれの公民館活動の中で防犯の啓蒙啓発をやっていただくということで、これは要望としておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、1 番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして次の 2 点につき質問をさせていただきます。

1 点目は、市の情報公開のあり方と説明責任についてお尋ねいたします。

この情報公開は、消費者や市民運動を担う人々が情報公開の制度化を強く求めたことがきっかけでもありますが、情報公開制度の原則は行政の説明責任と透明性、市民の参画と監視を基本としています。今、納税者である市民から、税の使われ方や政策形成の過程、また公共事業の費用対効果など、また市民の負託を受けた議会に対しても大変厳しい監視の目が向けられ、各地で市民オンブズマン的な団体の活動により様々な矛盾や税の無駄遣いではないかという事例が取り上げられ、マスコミでも連日報道されています。

このような現状の中、太宰府市の情報公開と説明責任のあり方を見てもみると、積極的とは言えず、請求があったら情報を提供します。また、市民の疑問に対しても親切丁寧には答えていないとは思えない点も多く、全般的に消極的な姿勢に見受けられます。このことを顕著にあらわしている事例として、最近では都府楼保育所の民間委譲化、朱雀の市有地払い下げがまず上げられます。この件では、当事者である市民が、「市は説明責任を果たしていない」と大きな声を上げ、行動を起こしたことは周知の事実です。市は、この件に対し説明をしたという見解を持っているようですが、市民が説明で理解できないというのであれば、説明責任を果たしたことになるはずではありません。

また、この問題に関しては、ご存じのように新聞にも大きく取り上げられました。マスコミ

が行政に対して極めて手厳しいこと、また利害の当事者である市民側の誤解や認識のずれがあったのではという点を差し引いても、短期間にマスコミにこのような問題が取り上げられたということは、市のイメージを極めて失墜させる一方、何か市の姿勢に大きな問題があるのではないかと考えています。市は一つ一つの政策を反映させるため、様々な事業を進めていくわけですが、その事業の中には一部の市民が喜ばないこともあります。

しかしながら、公共の福祉は、個人に優先するという項目が憲法にもありますように、市は総合的に判断し、政策を実行していかなければなりません。その際、一番問われるのは、利害関係がある当事者である市民への積極的な情報の開示と、その疑問に対し明確に答えること、すなわち説明責任を果たし、市民の不満や不安を少しでも解消させ、理解を得る姿勢です。

しかし、この2件で見る限り、そのような姿勢は見受けられませんでした。このような市の姿勢は、市民に不信感を持たせ、收拾のつかない事態を招くきっかけとなります。このことは、歴史と文化の環境税のときも議論されたはずで、一連の市の行政手法は、市民無視、市民不在ととらえられても仕方ありません。この行政手法では市民の信頼、理解を得ることは到底できないと考えます。

そこで、質問の第1点目ですが、市有地の払い下げに関してお尋ねいたします。

現在、福岡市の第三セクターである博多港開発におけるケヤキの購入をめぐる不正疑惑が現在司法の場で争われていますように、公的な機関である市や民間との契約については癒着や談合など不祥事の温床になりやすく、公共事業や公有財産の取得、処分については公平、公正ある手続がなされ、透明性が確保されなければならないと考えます。今回、市有地の処分においては、随意契約で既に売買契約がなされていますが、公募入札を経ずに随意契約がなされるのはどのような場合なのか、またこれまでの市有地売却において、入札を行わず契約に至ったことが過去あったのかどうかお尋ねをいたします。

2点目は、ホームページ上の情報公開についてであります。

まず、この業務はどの部門が担当し、ホームページに載せる内容についてはどのような経緯で決定されているのかお尋ねいたします。

3点目は、保育所の民間移譲化についてであります。

この問題では、保護者会から議会に対し説明会開催を求める2度の請願がなされた後、市による説明会が行われてきました。私もこの説明会に数回出席をいたしました。保護者会の多くの方が持った感想と同じく、市は説明責任を果たしていなかったと感じています。保護者会側が市に当初求めたものは、公立から民間移譲化という、子どもの保育環境が大きく変化するような計画があるのであれば、その経緯や内容について当事者である保護者会に事前に十分な説明をしてほしいということだったはずで、私は、保育所の民間移譲化はやむを得ないと考えています。公立には公立の、民間には民間のそれぞれのよさがあると思うからです。

しかしながら、市には保護者の不安を解消させる姿勢が見えませんでした。これでは民間に移譲されたらどうなるのだろうかという保護者の不安は払拭されるどころか、結果的に不安を



あおり、市への不信感を募らせてしまったと思います。これでは市民不在と言われても仕方がなく、昨今大きな議論を呼んでいるプロ野球合併問題と共通するところがあります。経営者側の論理、置きかえると市の論理だけで進められています。

では、3点目の保育所の民間委譲化についての質問ですが、保護者にとって民間委譲化という重要な問題を市はどのような経緯で進めてきたのか、時間を追って説明ください。そして、どの段階で保護者への説明がなされる予定だったのかについてもあわせてお答えください。

なお、この民間委譲化につきましては、保護者会の署名活動など熱心な活動が実り、委譲が1年間延長され、保護者会側と協議しながら進めていくこととなったことは、大変喜ばしく思っております。

しかしながら、市の政策が決められていく過程と市民への説明責任に対する市の姿勢に疑問を感じましたので、あえてこの質問をしております。

次、第2項目めは、災害に強いまちづくりへの取り組みについてです。

昨年の災害を忘れず、教訓とするという目的で7月19日フォーラムが開催されましたが、まずそのフォーラムについて質問いたします。

私も参加をいたしまして、専門家による土石流発生メカニズムなど、興味深く聞かせていただきました。また、自然災害を予知することの困難さと今住んでいる地域の状況がどうか、市民一人ひとりが正しく認知し、まず危険を感じたら避難するという意識を持つこと、言いかえれば市民一人ひとりが防災意識を持ち、危機管理能力を高めていかなければいけないという趣旨の内容だったと思いますが、その点は同感しております。

では、あのフォーラムはだれを対象にされたのか、また市民へは町内会での回覧という方法で知らされましたが、このフォーラムが計画されたのはいつだったのかお尋ねいたします。

以下、再質問に関しましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1点目の市有地の払い下げについてでございますけども、太宰府市での不動産の売買契約につきましては、地方自治法の第234条に規定されておまして、当市もこれに準じて行っているところでございます。

土地の払い下げについては、3つの形態があるというふうに考えております。

1つ目の当該地払い下げについては、土地区画整理事業で今行っておりますけども、保留地を売って、それを財源に区画整理をやっておりますので、売り払いを前提にしておりますので、一般に公募をいたしまして売り払いを行っております。

2つ目には、申請による払い下げです。例えば、自分が持っている土地にプラス市有地が、小さな市有地でございます、例えばもう不要になった道路、水路等々がございまして、それを合わせれば隣接地として活用できるような場合。この場合は特定のものが活用できますので、そういう場合の払い下げですね。その場合は、申請がございまして払い下げを行っております。

3つ目は、今後の事業等で必要な公共用地として有効活用が認めない土地、つまり現在ではもう不必要な土地の処分でございます。そういう場合については、土地の状況等により、その時々で一般競争入札で行う場合、あるいは随意契約で行う場合がございます、その3点でございます。

先ほど公正、公平にというふうなお話ございましたので、価格については不動産の鑑定価格をもとに大体行っておりまして、それによらない場合は近隣の取引状況、あるいは近くの地価の公示価格がございますので、そういうものを参考に価格を決定いたしまして、厳正に対処をいたしております。

随意契約はあるのかなのかというようなお尋ねでございますが、昨年平成15年度では、総務部で4件ほど随意契約を行っております。これは、地方自治法の施行令第167条の2項の規定に基づきまして随意契約をして払い下げを行ったところでございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1項目めの2点目についてご回答を申し上げます。

本市のホームページにつきましては、平成12年9月に開設、平成15年4月1日からリニューアルしており、ホームページの運用、管理につきましては平成15年5月に太宰府市公式ホームページ運用管理要領を定め行っております。

具体的には、ホームページサーバーやプログラムの管理等の全体的な管理、運営につきましては地域振興部地域振興課で行い、各課所管の情報内容の新規作成や更新については、ホームページ作成ツールを使いまして各課の職員が作成し、所管の係長、課長の承認を受け、行政情報を公開いたしております。

本年7月からは、新しく本市の附属機関等の開催情報などを公開するなど、今後も積極的にホームページにおける情報提供を行っていくことといたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次に、3点目の保育所の民間委譲についてご回答を申し上げます。

本市では、行政運営の仕組みや費用の見直しを行う行政改革を昭和63年から取り組んでおります。これは、行政が主体的になるべき領域、それから事業方法の見直しを行っているもので、公立保育所におきましてもその趣旨を踏まえて見直しを行うものでございます。

昭和63年に策定しました第1次行政改革大綱から、現在まで継続して行政改革を実施してきていることを踏まえ、民間にゆだねることができるものは民間にゆだねることとし、公立保育所の役割を見直し、都府楼保育所を民営化することといたしました。

このことから、平成15年4月に1か所を平成16年4月から民間委託とする方針を決定し、同年10月に都府楼保育所を民間委託することを決定いたしました。翌11月に入りまして、実施時期を平成17年4月に変更したと、それから民間委託から民間移譲に変更する決定をいたしたところでございます。

保護者の方々につきましては、平成15年11月に入って、保護者会の会長さんに2回説明を行いました。本年3月議会終了後につきましては、保護者会説明会開催に向け3月から4月まで10回にわたり保護者会会長さんとの協議を重ね、5月8日に第1回目を開催するに至りました。説明会につきましては、その後欠席されている保護者の方々への文書案内も行い、7月25日まで7回行ってきたところでございます。この間、本市は説明会において説明資料を配布し、保護者会からは要望書や質問書等が3回提出されております。回答書につきましては、資料を含め3回提示をいたしたところでございます。説明会の中で、保護者から要望として出されましたものも、受託法人の選考実施基準の中に織り込み、今後のスケジュールもあわせて提示してまいりました。その後、保護者会から8月27日付で都府楼保育所の民間移譲の延期を求める請願が議会に対し提出されましたが、保護者会としては民営化には反対していないこと、それと平成18年4月1日実施なら了承するという考えであることから、本市としましては選択の余地があるということを保護者会にお伝えをしたところでございます。その後、精力的に協議を重ねてまいりました。その結果、請願書は9月2日に取り下げられ、保護者会との確認書の取り交わしを行いました。

今後につきましては、法人移譲に伴う保育内容にかかわる事項につきましては、本年12月をめどに協議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今の部長の答弁で、平成15年に4件の随意契約があるとお聞きしました。このことについてはここではお尋ねはしませんけども、今回の朱雀の市有地の払い下げについては、地方自治法の167条2の5の規定により随意契約になっております。その中には、7つほど随意契約ができる場合が載ってるんですけども、その中の「地価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」となってます。恐らくこの事項に該当するのだということだと思えますけども、鑑定価格というのは最低売却価格であり、坪16万円が著しく有利な取引であるとは言えないと思います。何を基準に著しく有利だと判断したのでしょうか。その説明をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 具体的に今回の五条西の市有地の払い下げだろうと思います。

鑑定価格というのは最低価格ではなくて、今あるべき普通の価格、例えば土地の場合は、売りたい場合は値段が安くなります。買いたい場合はやはり少し値段を高くしてでも買いたいというような、いろんな条件があると思うんですが、その土地が持つ一般の正常な何もない価格で鑑定をされておりますので、私たちが言うところの正常な価格というふうに言っとるんですけども、高くもない安くもない、皆さんから見ての価格だというふうに考えております。

今回、建設部の方で判断しましたのが、今土地の値下がりがあるところでは8%あるいは5%前後、値段が下がっているという傾向があります。太宰府市の住宅地においてもそうい

うふうな傾向がございます。そこで1年前の鑑定価格で売れたというところにこの地方自治法施行令第167条の2の第1項の第5号、地価に比べてかなり高く売れたのではないかというふうなことから、随意契約の方に必すと。なかなか宅地の方も、60坪前後の宅地ですと、先ほど中林議員さんがおっしゃったように、ある程度需要がある面積については土地がかなり売れます。私も区画整理をやった経験からいいますと、それが100坪も150坪もあると、なかなか売れないというのがあります。今回も300坪ほどございましたので、買う方が特定されます。それでなかなか売れないということ、あるいは形状によっても、真四角のものについては売れますけれども、形が悪いものについては使い勝手が悪いということでもなかなか売れないということもございまして、そういうことを勘案して1年前の価格で購入していただけるということであればこの5号に該当するというふうに私も説明を受けて、そんなふうな考え方を持っております。この地方自治法施行令に該当するのではないかというふうに私の方も判断いたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この該当する土地は田ですね。それで不成形の土地、それと今市は財政難の折、有利な内容で売却して、できるだけ市有地の塩漬けを少しでも解消したいという思いがあったと思います。私がもし個人の立場だったら、相手の気が変わらないうちに早く売ってしまいたかったと思います。

しかし、市有地っていうのは市民の財産でもありますし、売却するという行政行為においては特に客観的な判断が必要になるのではないのでしょうか。これは有利だろうとかという、職員個人個人の主観が入る余地はないし、主観で進められるべきものではないと思います。これは参考までに今年の平成16年8月13日の西日本新聞の記事なんですけども、県の土地が、県が試算した値段の20億円の実は2倍、落札42億円で売っております。今年の8月13日です。これは、やはり予想を大幅に上回る売却益が県の中に入っております。ですから、こうなるだろう、ああなるだろうっていうのは、それは主観でありまして、結局市民に対してはそういう主観は、私は通じないと思います。客観的な判断には公募でしかなかったと思うんですけども、公募というのは、例えば市政だよりとか市役所の前に公示板がありまして、そこに公示っていう方法をとったら、それも公に知らせるということで効果はあったと思いますけども、この公募という手続をとろうという議論は担当課とか担当部、その間でそういう議論は一度もなされなかったのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 昨日もそのことでご説明したと思いますが、代替地ということで、一定の事業期間の確保、そういうものが必要でございました。そういうことで、先も見えてきたところから、ほかにも代替地ございますので何とかしなければならんという考えはございました。そういう中で、今回の話が出てきましたので、公募という形はとらずに随意契約をさせていただいたということでございます。

公募を今回なぜとらなかったかと言うと、その事業の背景とかタイミングとかそういうのがございまして、随意契約にさせていただいたということでございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この市有地に関しまして、関係市民の方は5月23日の日に、この市有地が売却されているってことを聞いております。その後、市に対して、そうですね、5回ほど説明を求めています。この手続を見ましたら、市民からも陳情書が議会にも出されている中、契約を急いで締結したように私には見受けられます。業者がまず市に買い取りたいという希望を申し出たのはいつなのか、それと契約の日にちが8月18日となっておりますけども、この契約日ってというのはいつごろ決められたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） このお話が来ましたのは、平成15年の春ごろでございます。市の方も、先ほど言いましたような中から、一定この代替地について何とか売る方向で考えておりましたことから、その仲介業者の中で一体的な土地の利用を図るということでございました。その間災害等もございまして、またいろんな土地の話も他の業者から来たということも伺っておりますが、平成16年になりまして、仲介業者から具体的な話が出てまいりまして、今回の話になったということでございます。

住民の方については、改めて6月に入りまして経過等もできる限りお話をしてきておりますし、市の方といたしましては、大体もう少し早い時期に業者の方の話があっておりましたけども、市民の方のお話をできるだけ聞くということで、3回、4回とお話し合いをしてきたということでございます。そういう中から、盆を過ぎたところに売買随意契約をするというような運びになったところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今経過をお聞きしましたが、最終的にこの随意契約によるとか売買価格の最終的な決済ってというのはどなたが行うのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 金額によって決裁権限が違いますけども、この場合は、最終的には金額が大きうございますので、市長決裁という形になります。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 市長決裁とお聞きしましたが、じゃあ市長にお尋ねいたしますけども、これ地方自治法の167条の2の5の運用の基準内で正しく運用されたとの見解を持っているようですけども、しかしその解釈に、瑕疵いわゆる欠陥があったのではないかということ。これは最終的には司法の判断にゆだねると思うんですけども、それと今回は防災公園の設立をと陳情請願もなされてました。それなのに市は随意契約でもう既に売却を行ってました。用地買収事業は多額の公金、すなわちその主な財源は税金であります。その手続は、納税者で

ある市民に対し透明性を確保しなければならない。この一連の経過に対し、市長には市民への説明責任の義務があると思いますけども、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の市有地の払い下げの問題でございますけれども、ご承知のように売却いたしました用地というのは、地区道路整備事業の中のいわゆる代替用地として確保したものでございます。決して遊休地の用地ではございません。ということで、今回事業の見通しが立ったんで、売却の対象とした、まずこの事実がございまして、したがって、これをどこに払い下げるかの問題につきましては、ただいま担当部長からも説明いたしましたように、いわゆる一番有利な方法、そしてまた目的が地域の発展等々に十分意を尽くした形での売却ということで、随意契約による売買の決定をしたと。価格につきましては、いろいろ問題点上げてございまして、不動産価格の鑑定、隣接等の売買価格等を勘案して、この価格で決定したということの報告を受けまして、私はこの決定、売却については、事務手続においては妥当であるということで決裁をいたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長のご答弁の中で、事務手続に関しては妥当だとお返事いただきましたけど、確かに公共事業のための用地取得というのは大変多くの地権者の同意が必要で、担当課の職員の方にはご苦労が伴うと思います。しかし、それに伴う費用というのは、市民の税金でありますので、できるだけ透明性ある手続っていうのが確保されなければいけないと思います。そういうふうな見解に立って、これから市有地の払い下げについて、また全体的な市有地の払い下げについて、市はどういうふうなお考えをお持ちなのか、もう一度確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども、法律を守りながら業務をしておりますので、地方自治法、あるいは先ほどから言っております地方自治法施行令、あるいは私どもで契約事務規定というのがございますので、そういうことを守りながら今後とも進めていきたいというふうに考えております。その結果については、今回も議会の方に平成15年度の決算の認定において、どこの地目をお幾らで売却しましたよという報告をいたしておりますので、今後ともそういう形で市民にわかりやすく情報公開っていうんですかね、をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 1番目は終わります。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き開議を開きます。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ホームページ上の情報公開についてお尋ねいたします。

ホームページを近隣の市町村等を見ても、大きな違いとして市の観光関連の話題は充実しています。カラー刷りになってます。ただ、市のホームページに掲載されてませんが条例集、それと入札工事発注見通し、結果に関する情報、それと市長のタウンミーティングの日程とか市長交際費っていうのが、ほかの市町村、春日、大野城、福岡、筑紫野では載っております。この市長交際費については、これまでの情報公開の運用状況の中では平成15年4月1日から平成16年3月31日までの請求の中でも一番項目が多いところになってます。今後これらを載せていく予定があるかということ、それとこのホームページについては担当課の職員がやってるってことを聞きましたけども、IT化ではかなり設備投資しておりますので、迅速に対応するには兼務じゃなくて専任の職員の配置が必要じゃないかと思います。それと専門性を高めるためにも、職員の技術的な向上を目指した人材育成の必要があると思いますけども、そのあたりの市の考えをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ホームページ掲載の取り扱いにつきましては、各所管で行っておりますので、その必要性に応じて掲載されるものというふうに考えております。

それから、コンピューター関係の研修につきましては、時期を見ながら研修を行っておりますので、その研修のアンケート等をとっておりますので、そういう専門性の研修が必要というようなことになれば検討していきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ここにいる執行部の方も議員の方もホームページを開く機会が多いと思いますので、ホームページのよさっていうのは、いつでもどこでも迅速に見れることだと思いますので、できるだけ職員の人材育成、そして専門、そこをホームページの担当係にして、ぜひホームページの内容を充実して欲しいと思います。

次、3 番目の保育所の民間委譲化についてお尋ねいたします。

保育所の民間委譲化では、これまで7回の保護者会の説明会をして、そのときの市の姿勢っていうのは、一貫して平成17年度実施ということで強行だったのに、急に1年間延長が決定されました。これは、なぜこのように1年間延長になったのか、日にちを追っていきますと、市の方からは8月31日に保護者会に対して合意書が提案されてます。それで9月1日に保護者会で合意かどうかの話し合い、それと9月1日付で合意となっておりますが、今回の保育所の民間委譲化について私思いましたことは、本来ならば合意形成がなされた後、民間委譲化を計画的に進めていくべきだと思うんですが、順序が逆ではなかったかと思います。これは歴史と文化の環境税のときも全く同じような手法で混乱を招いてます。市には、何か当事者の理解を求めていくっていう姿勢がとても欠けているのではないかと思います。この件については助役が説明会にずっと来ておりました。助役のご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 説明責任が欠如しておるんじゃないかというようなことでございますが、いろんな見方はあろうかと思えます。職員も私どもも精いっぱい説明責任は果たしておるつもりでございます。

今ご指摘の件でございますけれども、部長が詳細については説明をいたしました。5月8日に第1回目の保護者の説明会を開催し、そして7回にわたる説明会を実施してきております。それは見える形でございます、見えない中においては、事務協議の中におきましては課長あるいは部長、次長というような中で説明会を、事務協議を重ねてきておる部分はございます。そういった経緯が、いろいろ議会の皆さん方にも請願という形の中でいろいろ出ました。そのことも含めて肝に銘じて私どもは説明会にも当たりましたけれども、9月2日付をもちまして合意に達したというようなことでございます。都府楼保育所の民営化については了承するというふうな保護者会の回答等がございます。そういったことがあって、実施時期を平成18年の4月1日とするというふうなことで決めたわけでございます。

その間、法人移譲に伴いますところの保育内容にかかわる問題、あるいは第7回まで保護者の説明会を行い要望事項等を行ってきた、聞いてきたわけでございます。その以外の部分等につきましては、その間12月までというふうな説明をしましたけれども、担当部長、次長を中心とした事務協議になろうと思えますけれども、必要に応じて事務協議を行い、そして調整をするというふうなことで合意をいたしております。この保育内容の中で一番の争点というふうに私も7回参加しまして思っておりますのは、保護者の皆さん方につきましては、都府楼保育所の保育方針を継承してもらいたいというのが一番の願いだったと。人権の視点あるいは特別保育の要望、ハンディを持った幼児の保育の問題、あるいは延長保育の問題、乳児保育の問題、一時保育、休日保育等、こういった問題等々が課題として出てまいりました。それが第7回までの部分でございます、私どもはこの民営化に伴って、新たな喫緊の課題でありますところの子育て支援策、大きく分けまして、この説明会の中におきましても申し上げておったわけでございますけれども、子どもを取り巻く社会環境あるいは情勢が変化をしてきておると。新たなこの議会の中でも要望事項等がたくさん出されました。やはり在宅の中で子どもたちを育ててある方々あるいは保育所に預けてある方、幼稚園に預けてある方、たくさん5,000人ほどございます。その中での約3,000人ぐらいですかね、家庭におられる方がいらっしゃるわけです。そういった方々が、地域の希薄化でありますとか、そういった中で子育てに対して悩んである、そういった中でいろんな事象が起きておることも事実です。

そういったものを解消する子育て支援策に私どもは重点施策として置いておく必要があると。そういったところから今回の民営化に踏み切り、平成17年以降の中でその取り組みを強化していこうというふうなことで行ってきておりました。そういった説明を部長、次長、職員上げて説明をしておりました。私どもの中においては不足した部分もあるかもしれませんが、限りを尽くして私どもは行ったというふうなことをご理解いただきたいというように思い



ます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 1年間ただ延長するということではなくて、公立から民間へと経営形態が変わるっていうのは、保護者、子どもたちも本当に大きな不安になりますので、できるだけ保護者に最大限の配慮をしていただきたいと思います。

それと、過渡期といいますか、移行期、しばらくはいろんなトラブルとかいろんな問題が発生すると思うんですけども、そのときに市はその委譲先に対して調整が図られているのか、また市が指導することができるか、そこら辺はどうなっているかということと、実際この移譲先の方が何社か現地の方を視察に行ってますが、保護者会がブラカードを持って何名か移譲反対っていうのを実際その場でやっておりまして、実際移譲先の方はそういう状況を全然知らなかったそうです。そういう状況の中で、果たして民間委譲化にされて本当に保護者の不安を解消できるようなことができるのかどうか、私もそこは一番心配です。時間が押しておりますので、助役そこら辺簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） この問題につきましては、事務的な内容でありますので部長の方から回答させたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 1点目の苦情の件でございますが、いろんな保育所での問題につきましては、いろんな苦情だけじゃないと思うんですが、いろんな悩みとかそういうことは当然出てくるかと思えます。そのための苦情処理委員会ということも説明会の中でもお話しをさせていただきまし、もう一つは保育所に対する第三者評価事業というところがございますので、そういうものも本市としても今後検討していきたいということもお話しさせていただいておりましたので、そういうものを含めまして今後詰めていきたいというふうに思っております。

それから、当然、民間移譲することによっていろんな不安というものが当然あるかと思いますが、そういうものについては、ならし保育期間とか、それから先ほど助役の方から話が出たんですが、12月をめどに、そういう細かな点になってくるかと思いますが、そういうものにつきましては保護者会と、それから私どもの方で詰めていきたいと思っておりますし、詰めた内容についてはきちっと法人の方に伝えていきたいと思っております。

それから、その協議する中で、当然私どもを通じて法人の方に話すことでは伝わりにくいということもございますので、法人も入った中で協議もしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） できるだけ保護者の不安を取り除くように1年間やっていってほしいと思います。

説明責任と情報公開について質問してきましたけども、情報公開とか説明責任は、政策の最高責任者である市長の責務でありますので、できるだけ市長自身のお言葉で自ら市民にわかりやすい説明をしていってほしいと思います。

また、市民への情報公開はもちろんですけども、行政内部ですね、市の職員や議会に対してもやはり提供が積極的ではないと感じてます。よく聞くことですけども、情報を新聞で得ることが多くなって聞きます。ですから、やはり情報を共有化していくってことは、これは一番基本であると思いますので、できるだけ積極的に情報を公開じゃなくて、情報提供をしていただきたいと思います。

1項目めはこれで終わらして、2項目めをお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 2項目めの災害に強いまちづくりへの取り組みについてご回答いたします。

ご質問の本年7月19日の事業につきましては、昨年の災害を今後の教訓とするために、市民啓発の広報活動をはじめ、市役所1階ロビーにおきましては、災害現場等の写真及び資料の展示、そしてその日の夜には、日本応用地質学会九州支部によります土砂災害の概要についての講演会を開催いたしました。

特にお尋ねのこの講演会の開催につきましては、去る6月15日にこの日本応用地質学会九州支部の方から、本市に対しましてその調査結果の説明報告を受けました。その報告内容を市の方で慎重に分析をいたしました結果を、対象地域の皆さん方には今後の対策も含めまして、市としての説明責任の立場、あるいはその必要性からぜひ早急に報告すべきだという判断を行いまして、急遽講師、先生と日程調整を行いまして、この7月19日の一連の事業の一つとして、市民を対象に講演会を開催いたしました。

なお、市民への周知方法につきましては、特に被害がひどうございました四王寺山や宝満山に隣接する行政区を重点的に広報車でお知らせをするとともに、その地域全世帯に対して案内のチラシを配布いたしました。

しかしながら、他の地域につきましては、区長さんを通して緊急回覧という形の中で周知をしたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 私もこのフォーラムには参加いたしましたが、実はフォーラムのお知らせというのがもう終わった後に町内を回ってまして、回覧の時期が少し遅かったんじゃないかなという気がいたしました。

で、この7月19日と前後しまして各地でも同じようなフォーラムがあつてまして、飯塚市、福岡市、水俣市、そういうところでやつてまして、ここに水俣市の方の災害のまちづくりの講演会という資料があるんですけども、この中ではですね、これは1,000円で買えたんですけど

も、この中ではですね、大雨洪水警報発令から災害対策本部の設置までの経緯。また災害対策本部の内容とか、すべて時系列的に書かれています。何時にだれが何時に登庁したのか。そういうことも含めてしっかりとした検証がなされています。やはり検証というのは、こういうのをどうしたかということをしっかり公表しながら、市が悪いところがあればそこを直していくということだと思います。

で、県だとか水俣市でも職員のいろんな処分もあつたりしております。

私は災害はどうしても防げないと思います。しかし、災害の被害を少なくするということはやはり日ごろの備えになってくると思うんですけども、今回その早期避難の必要性和市民の防災意識の上げていくということで、この部分に集中して質問したいと思うんですけども、例えば早期避難するにもですね、何を基準に避難勧告を出すのかというのがありますが、その際にやはりこれまで大雨洪水警報だとか、そういったことになってましたけども、やはりこれさっきの話になりますけど、客観的に数字で見ることだと思うんですね。で、三条の方は土石流のセンサーがつかまして、そこで随時見れますけども、やはり三条台とか国分地区というのは、土石流の災害危険箇所に設定されています。で、確かに防治山ダムだとか砂防ダムというのはかなり膨大な費用がかかりますので、市独自ではできないというのはわかりますけど、やはり市民は県だとか国じゃなくて、やはり市を頼るわけですから積極的に関係当局に働きかけていってほしいということ、やはり市で独自にできることがあるのではないかと思います。

ちなみにですね、福岡市では平成12年度から平成15年度の3か年で御笠川流域にですね、カメラと水位計の合計9セットを設置しています。で、今年度も2台設置しています。これは、設備費用としてセットで1,300万円になるんですけども、これはその情報というのは例えば基準水量を超えたとき、警報発令がなされたとき、危険水位を超えたときに携帯電話のメールで登録した人にその情報が瞬時に流れるようになってます。これは今のところ3,000人の方が登録してるということです。これは個人だけかと思いましたがやはりそうじゃなくて、御笠川流域の事業者の方も多いということでした。やはりハード面とソフト面ということのためにはいろんな角度で市はやらないといけないと思うんですけども、こういった水位計だとか、今は目測でなされてると思うんですけども、ほかの公共事業を先延ばしできるものは差しおいてでもやはり市民の安全を守るということは、私は一番最重要課題だと思いますけども、このあたりについてご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今回の災害によりますいわゆる復旧工事関連ですが、特にハード面。ハード事業につきましては、ご承知のとおり到底私も太宰府市だけではなかなかできない部分もございます。国あるいは県の補助あるいはそういう関連の事業を含めて復旧工事の方に全力を注いでるわけですが、まずは私ども市の方でできるというのは、ソフト面がかなり多かるうという判断をします。

特に、人的被害を未然に防ぐためには、それぞれ事前に市民の方に情報を流しながら避難を

してもらおうとか、そういう基準というのを一定設けまして今現在やっております。

特に、今回、前回は申し上げましたけども、地域防災計画の全面的な見直しを行いまして、初動体制の充実を一番に整備をしたわけです。

で、その中で特に今年の4月からその大雨注意報が発令された時点で警戒をするという体制をとりまして、今日まで既にもう25回の警戒本部を設置して、その都度地域の区長さんなり地域防災、自主防災組織の代表の方に電話連絡をして、状況を報告する。あるいは一定の雨量が出たらできるだけ早めに避難をとというような情報を提供しながら、未然のそういう防災活動を今現在やっております。

今後一つの教訓として、いろんなことを体験しておりますので、2度とこういうふうな災害、事故が起きないように体制で今後も万全の体制を図っていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） どうしても私は災害に対策というのは行政だけではできないと思います。やはり市民が一人ひとりが危機意識を持つことであります。それで、本当は今度の災害フォーラムというのは一番いいきっかけではなかったかと思ったんですよね。ですから、該当地区ではなくて、やはりこれは来ても来なくてもそういうことは流す必要があるのではなかったかと思えます。

ちなみに、水俣市と福岡市ではホームページ、新聞、ラジオ。それとか消防関係機関とかです。いろんなところに積極的に呼びかけがなされてます。それでも水俣市の場合は、集まった人が100人、福岡の方は300人でした。

でも、やはり数は少なくとも行政というのは、いろいろ呼びかけをして様々な方法を使って呼びかけをして市民が本当に防災意識を高めるための方策をとっていくのが私は重要ではないかと思っております。今後とも防災に対してやはり市民のアンケートの項目の中でも、市民意識調査でも防災、安全なまちづくりというのは60.3%で一番高かったです。去年は災害があったこともあるんですけども、ですからこの部分に関して積極的に取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

昼食後でちょっと眠気が差す方もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

まず、1項目めは環境問題について本市の見解をお伺いいたします。

今年は台風の来襲が激しく、しかも大型で強い台風が日本各地でその猛威を振るっております。

す。台風16号では、九州東部を中心に激しい雨が降り続き、宮崎県えびのでは4日間で821mmの雨量に達し、鹿児島県枕崎市は最大瞬間風速が観測史上2位の58.1kmを記録しました。また、高潮、高波によって沿岸部の浸水や船舶の転覆、土砂崩れや河川のはんらんで家屋の倒壊や床上、床下浸水、停電などで公民館への避難、さらにけが人も続出し、尊い人命も奪われるなど、自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。

例年、日本に上陸する台風の数はいくつだそうですが、今年はずでに4個が四国に上陸し、徳島県では降り始めからの雨量が1,200mmを超え、記録的な大雨となったことは記憶に新しいところでもあります。

先々月の7月12日から18日にかけて、福井、福島、新潟県におきましては集中豪雨による大損害を被られ、昨年本市も同様の経験があるだけに大変お気の毒に存じます。この場をおかりしまして被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、先日の9月8日の台風18号も九州北部を直撃、日本への台風上陸は7個目で最多となり、統計史上新記録となりました。台風によって航空、鉄道、船舶などの交通機関は麻痺し、高速道路も通行どめとなり、通勤、通学に支障を来しました。

また、九州のナシ落下や東北地方のリンゴ被害に代表されるように、農業、林業また商工業など全国各地でかなりの甚大な被害額になろうかと思えます。

また、アメリカのフロリダではハリケーンの発生や、ここ数年の間に世界各地で通常考えられない地域での大洪水、熱波、寒波などにより、多くの死者が出たり、異常な気候変動が起きている地球環境の変化に不気味さと不安を感じられている方も多いかと存じます。

環境の問題点を上げますと、酸性雨、フロンガスのオゾン層破壊、森林破壊による砂漠化、二酸化炭素の排出で地球温暖化によってもたらされる海面上昇と異常気象が挙げられます。

そこで、国際的な環境問題の取り組みとして、平成9年12月京都で開催され、主に二酸化炭素の総排出量の削減や、先進国、途上国の温暖化対策の国際協力によって、未来の豊かな地球づくりに向けて、人類の力を結集するための基盤づくりをうたった京都議定書があります。世界各国の研究期間では、温暖化と台風との関係について確度の高い予想はまだ得られておりませんが、日本では地球温暖化で海面水温が上昇することによって、我が国に來襲する台風の頻度や台風の強さが影響を受ける可能性が高いと言われてしています。

この温暖化の原因となる温室効果ガスすなわち二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの排出量を抑えることが緊急課題であります。

特に温室効果ガスの64%を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を抑制することで、地球温暖化を少しでも緩和できるよう国民一人ひとりに省エネの徹底認知と普及活動のため、環境省では地方公共団体補助事業の一環として、二酸化炭素排出抑制対策事業が実施されております。全国で県を除く約70か所の市町村がこの事業に取り組んでおられるようですが、温暖化が加速しないよう、冷暖房の温度調節や給湯器の温度を5度下げるとか、テレビは見てないときには消す。あるいは水の出しっぱなしはしないなど、CO<sub>2</sub>削減のための省エネを訴え、徹底した意識の

高揚を図る必要があると思います。

そこでお尋ねします。

県からの事業通達もあっていることと存じますが、本市における現在の取り組みについてお聞かせください。

2項目めは、青少年健全育成についてお伺いいたします。

青少年の育成問題につきましては、たびたび質問させていただいております。

しかし、全国各地で様々な取り組みがなされているようですが、いまだに少年犯罪は後を絶たず、深刻化するばかりです。8月28日の西日本新聞の一面に荒れる小学生という見出しで文科省の平成15年度問題行動調査の報告記事が掲載されておりました。学校の内外で起こした暴力行為は1,777件で前年比27.6%とかなり悪化しており、小学生のいじめも8年ぶりに増え、憂慮すべき状況であるという結論に対して、言葉では言い尽くせない無念さを感じております。

また、佐世保で起きました同級生による殺人事件は全国に波紋を投げかけ、その凶悪性と低年齢化が問題になりました。一般的に暴力やいじめは小学校より中学校の方が圧倒的に多く、その原因は以前に比べると、中学生がさらに精神的に幼くなってきていると指摘する先生もいらっしゃいます。

しかしながら、私いつも申し上げますように、まず家庭の中でお父さんとお母さんが仲のよいことが子どもの健やかな成長に影響を及ぼすと確信しております。確かに中学生になると友人、異性、進路など不安の中で自分を見失い、その不安のはけ口を暴力やいじめに向けているという意見もあり、また週5日制の導入で学力低下が叫ばれ、学力向上のための補習授業や塾通いのためにゆとりをなくしたのではないかと指摘する先生方もいらっしゃいました。

最近、特に無気力、無感動、無表情の子が多くなり、他人とのコミュニケーションを図れない子が目立ってきているとも言われております。

学校においては、心を育むための教育が施されているにもかかわらず、校内暴力、万引き、自転車窃盗、薬物乱用、性非行、また福岡県内の殺人や強盗で検挙、補導された少年は113人で平成14年度より35人、44.9%と大幅に増加しています。

こういった少年犯罪の凶悪化と低年齢化に将来を不安視する大人は多いのです。小学生や中学生を少しでも正しい方向に導くために、青少年育成市民の会各支部が立ち上がり、真剣な論議の中でその対策を練る必要があるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 環境問題についてご答弁申し上げます。

本市では、平成12年度に策定した環境基本計画に地球温暖化対策の推進を重点施策の一つとして掲げ、市全体で地球温暖化防止の取り組みを進めていくための指針として、平成16年3月

に太宰府市地域省エネルギービジョンを策定したところであります。本ビジョンの対象は、市全域で実施期間を平成16年度から平成25年度までの10か年間とし、エネルギー消費量の削減目標年度を平成22年度として、太宰府市のエネルギー消費量を平成9年度比で2.7%の削減、二酸化炭素排出量は5.0%削減を目指すこととしております。

さらに、この省エネルギービジョンを推進する上で、太宰府市の地域特性を踏まえ、市民、事業者、学校・学生、行政、観光客という5つの主体ごとのプロジェクトを設定し、重点的な取り組みを進めることにしております。

なお、この事業を進めるに当たりましては、独立行政法人NEDOや厚生省等が地球温暖化対策事業に必要な経費の補助制度もありますので、これらを有効に活用しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいま本市の取り組みについてのご答弁をいただきました。

で、いろんな細かい活動はされてると思いますけれども、私が知っている限りはですね、庁舎内における節電、節水、それからエコスタイルですね、それぐらいしか私は認識がないんですが、今後ですね、どういうふうな周知をされていくのか。現在日本だけでなく世界的な気候変動、いわゆる異常気象が地球温暖化によるものだと叫ばれながら、私たちの生活を見回したときに一般市民は他人ごとの感覚でしかないのが実情であります。

そこでさらに、行政がリーダーシップをとって、温暖化対策として省エネについて周知徹底させる必要を痛感しております。

本市では、市民に対してどのようにして情報を提供されているのか、その周知方法についてお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在のところ、市広報による啓発が主なものでございます。

毎月15日号にエコライフ欄を設けまして、大気汚染のことや家電品、エアコン、冷蔵庫などの効率的な使い方や待機電力のこと、またマイバックの利用、使い捨て製品の見直しなどを掲載してきております。今後、市地域省エネルギービジョンの推進体制をつくり上げていく中で、省エネルギー普及委員の配置など行いまして、市民と市のパイプをつくりまして情報の提供、交換が密にできますようにしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 確かに広報エコライフ欄、毎月15日に出てるということですが、何となくこう見たなという記憶がございます。それ程度の私認識しかしておりませんが、情報提供については私がうっかりなのか、まだまだ市としてのアピール度が弱いんじゃないかという気がしております。

では、省エネ啓発を呼びかけるイベントを実施したとかですね、現在しているとか、あるいは今後イベントのそういう予定、計画が何かございましたらお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 地球温暖化防止に向けた現在の主な取り組みといたしましては、一つには省エネモニター事業。一つには簡易大気汚染測定事業。一つには環境講演会の開催。あるいは環境ポスターコンクールなどを現在実施をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ところでですね、ここに太宰府市地域省エネルギービジョンというガイドがございます。これはもう大変すばらしい内容になっておりまして、87ページにですね、推進体制としての地区公民館ごとに省エネルギー普及委員や学生代表。あるいは事業者代表からなる組織がここに掲載されております。これは、実在する組織なんですか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現時点ではまだできておりません。市の地域省エネルギービジョンを実施していくには、市民、事業者、学校などの各主体の積極的な行動なしには達成が困難なものとなります。市全体の省エネルギー意識の向上や具体的活動の展開を図るため、推進体制を整えてまいりたいと思います。省エネルギー推進市民会議は省エネルギー普及員を各区に1名以上配置しまして、事業者代表、学生代表など数名を選任いたしまして、それぞれの地域、事業所、学校などで省エネルギーの普及、啓発を担っていただきたいと思っております。

普及員が集まった組織と市と連携いたしまして、相互に意見の交換、協力要請を行うほか、市へ施策の提案や取り組みの報告をしていただくことと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） この省エネルギー推進市民会議というのは、これからの体制づくりということで、これに携わる方ですね、実戦部隊として期待を大いにしておりますので、よろしくお願いいたします。

で、確認させていただきますけども、この中にまたチェックをするといえますかね。環境審議会という組織もございまして、これはビジョンの進行とか点検とか評価。こういう仕事をする組織なんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど橋本議員さんの方から出ましたビジョンの中の87ページに各会議の役割というのがございまして、今ご指摘の太宰府市環境審議会と申しますのは、省エネルギービジョン全体の進行状況の点検、評価を行うというふうにとらえております。

以上でございます。



議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

で、1点目の質問とちょっと関連しますけれども、先ほど活動の中ですね、環境講演会とかポスター、こういったものが出ましたが、今後の展開としてですね、市民への理解を深めるために、また省エネの意識づけの普及啓発活動はどうされるおつもりか。特別に具体的なイベント等などの計画がございましたら、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げました現在取り組んでおります事業につきましては、さらに内容の充実に向けた検討を加えながら、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

なお、これから取り組むべき重点プロジェクトといたしましては、今年度は市庁舎、中央公民館、図書館、いきいき情報センターについて、省エネ診断を行い、公共施設のエネルギー使用量や省エネルギー可能調査を行うことにしております。

また、公用車の低公害車導入促進の一環として、天然ガス車1台の購入を検討しております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご答弁の中でですね、いきいき情報センターとか中央公民館、こういった公共施設のエネルギー使用量の調査を実施されるというお話ですけれども、この時期についてはいつからやられるのか、わかりますか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今のところちょっと取り組みをし切っておりませんので、できるだけ早急にその取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では最後にですね、この環境問題についての最後の質問になりますが、参考までにお聞かせいただけたらと思います。

本市では、個人事業所に対してですね、太陽光発電やソーラーシステムなどですね、省エネ設備を導入する場合の支援制度というものが行われているのかどうか。お願いをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市におきましては、独自の支援制度はございませんが、調査、研究はいたしております、本市にあります補助金検討委員会で検討していただいた経緯もありますが、実施には至ってないところでございます。ご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 私が冒頭で述べましたですね、補助金申請可能な環境省地球環境局が支援する二酸化炭素排出抑制対策事業というのがあります。ぜひ、この辺の取り組みも考えていただきまして、より活発なですね、CO<sub>2</sub>対策をやっていただきたいと思っております。

太宰府市地域省エネルギービジョンのガイドブックによりますと、太宰府市の現状から問題点、それから対策としての基本方針、行動指針、省エネの推進など、誠にすばらしい内容になっております。先ほども申されました平成16年から5か年を前期、平成21年から平成25年までの5か年を後期とし、10か年計画で推進。平成22年度には省エネの効果として二酸化炭素排出量の5%削減を目指す数値目標も掲げてあります。これだけの見事なプランがありながら、プラン通りの実践、実行が伴っていないような気がしてなりません。

やや辛口発言になりますが、プランあってアクションなしでは何の効果も期待できません。計画どおりに実施するには、人、物、金が必要ですが、財政的に苦しい本市でありますゆえに創意工夫により少ない費用で効果的な取り組みを実行していただきたいと存じます。

要望ですけれども、徹底した省エネの意識づけとして、環境ポスターコンクールはもちろんのこと、例えば小学校、中学校、高校を対象に標語や川柳などの募集、また大学や事業所、個人宅には省エネ豆知識といったA5版ぐらいの小冊子を発行、配布するなど、冷暖房の小まめな温度調節。例えばコンセントは待機電力が発生するので主電源を切る、車のアイドリングを減らす、ふろの残り湯を活用するなど省エネ徹底の普及活動が先決だと思います。

推進のための体制づくりも大切ですが、まずできることから率先して取り組んでいただき、家庭における地球温暖化対策としての省エネ対策の促進を図っていただくことを強く要望いたします。

先ほども申し上げました本市の事業は新エネルギー・産業技術総合開発機構NEDOの策定による事業のようですけれども、2,000万円以上の補助金申請可能な環境省地球環境局が支援する二酸化炭素排出抑制対策事業の内容についても、さらに研究していただきましてご検討くださいますようお願いをいたします。

環境問題の質問はこれにて終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、青少年の健全育成についてご答弁を申し上げます。

青少年育成市民の会が昨年9月に各支部からご協力をいただいて、支部活動状況のアンケートが実施されました。そのアンケート集計につきましては、支部長会、区長協議会、補導連絡協議会、子ども会、スポーツ少年団等の代表者と24支部を代表して1名の合計6名によります支部アンケート検討委員会におきまして、毎月1回の検討会議が行われております。

9月の会議におきまして、方向性が出され、10月以降区長会を通して、全支部及び全行政区に対しまして今後の支部活動、市民の会のあり方について方向性が打ち出されると報告を受けております。

今後も、このような市民の会、市子ども会育成会連合会、補導連絡協議会ほかの団体等の取り組みと連携を図りながら、青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） このアンケート調査結果報告はもう私、早くから待ち望んでおりましたけれども、今回その結果を出していただけるということで期待しております。

で、10月の区長会を通してご報告をいただくということですが、今後のあり方についてどういう方向性が示されたのかですね、その内容についてお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今後の方向につきまして、9月の会議において方向性が打ち出されるということで、今日現在まだ報告は受けておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 結果報告というのは、区長さんを通してということでしたよね。

で、今月報告があるんでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 説明が悪かったと思いますけれども、10月以降の区長会を通してというふうに報告を受けております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、地元の区長さんの方からこの件に関してはですね、報告を受けたいと思います。

青少年育成市民の会には本部がありまして、その傘下に24支部があるわけですが、この組織が余り機能していないように私も感じております。事務局の社会教育課としてはどのようにお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） これまでの橋本議員の「青少年育成市民の会の活性化に向けました定期的な支部間の情報交換会の開催の中で、同じ立場の各支部が他支部のよい点を参考にし、持ち帰って会員に報告をされ、地域の特色を生かした事業の実現」などのご提言につきましては、事務局といたしまして、月1回開かれております検討会の中で報告をし、お伝えをしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうですね、やっぱり各支部間の交流がないとですね、なかなか何て言いますかね、いろんな動きができないと言いますか。ですから、活性化を図る意味でもですね、各支部長さんが集まる、集まって意見交換会をするという、こういった定期的な会合をですね、ぜひ事務局としてもですね、進言をしていただきたいと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、一昨日も石川県で17歳の少年が夜中強盗に入り、家人に気づかれ老夫婦を殺害するといった、やりきれない事件が発生しました。殺人事件が日常化しますと、またかといったならされた感覚的な麻痺に陥り、殺人に対する衝撃が薄れてまいります。少年による殺人事件は加害者、被害者ともに悲劇です。

しかし、こういった事件はどこで起きてもおかしくないのが現在の日本の現状だと思えます。何がどう変わってきているのか、家庭ではお手上げが増えつつある現実を今こそ地域が手を差し伸べるときではないでしょうか。少年非行問題は学校現場にも限界があり、そこで地域が立ち上がり、これからの子どもたちを正しく導くための予防対策が必要だと考えます。

全市的に取り組むために24支部の支部長が集い、先ほども申しましたの中で議論をつくり、対策を練る必要性を感じておりますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先に結論から申しますと、橋本議員に指摘されるような同じような認識を持っております。

最初に橋本議員の方から平成15年度の小学生、中学生の問題行動の状況についてお話がありましたが、やはり非常に皆様方に変な心配をかけてるんじゃないかということ深く思っております。

幸いにといいましょうか、本市の状況におきましては、こういう全国レベルよりはまだまだ低い状況でありまして、学校関係者、関係団体、また関係機関の方々に深く感謝申し上げたいと思っております。

しかしながらですね、やはり家庭の教育力といえますか、監護力といえますかね、そういうものの低下とか、それからいろんな先輩とのつながりとか、そういうふうな状況。また保護者におかれましては学校に対する批判とか、また何ていいますかね。考え方の多様性といいましょうか、そういうふうなことから、学校との連携が難しいという状況にあるのも現実ではございます。

それだけに、議員指摘されましたように、このような青少年育成市民の会等、多くの方々が子どもの育成に参加していただけることを大変ありがたく思っております。

今回アンケートをとられまして、よりよい方向を目指されるということ聞いておりますので、教育委員会といたしましても、連携しながら青少年の育成に当たりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

太宰府市の場合はですね、補導連絡協議会というのがございまして、少年の非行の阻止といえますかね、こういうので非常に頑張っているようにございます。

ただ、今後の対策といえますかね、やはり病める子どもたちが非常に多くなってきておりますので、その辺を心のケアといえますか、これから申し上げますけども遊びを通して正しい方向に導くという方法もございます。

最後にですね、市長にちょっとアンビシャス運動についてのご見解をお尋ねしたいと思っております。

学校と地域と家庭が連携してというこういう表現は非常に耳なれた言葉ですけれども、では実際にどう連携を図っていくのか。アクションプランが必要ではないでしょうか。

そこで、福岡県が推進するアンビシャス運動の居場所づくりは、テレビゲームやパソコンなどで遊ぶ70%の室内遊びを外遊びの70%に逆転させるのがねらいです。

私は将来を見据えた非行に対する予防対策として最適な方法だと考えております。決して大がかりなものじゃなく、太宰府市内で行政区ごとに子どもの居場所づくりを展開していったら、すばらしい健全な育成ができると確信しておりますが、市長はどのようにお思いでしょうか。ご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 青少年の健全育成の動きでございますが、今ご質問がございましたアンビシャス運動、これは県が始めた地域活動でございますが、現在本市では4つあるかと思えます。それぞれの地域で活動してございますが、これを全市的に広めていく。これはあくまでも地域活動の展開でございますが、現在県の方の補助金を年数がたちますと、これを切る。そしたら地域の自主活動でこれを展開するというのが本心じゃないかと思っております。

子どもたちの健全育成とか、いろいろの形で団体があるわけでございますが、ただいまおっしゃいました青少年育成市民の会の支部活動を活発にするということも一つ、あるいは少年の船、スポーツ少年団、ボーイスカウト等々たくさんの青少年健全育成のための会がございます。これもパート、パートで一生懸命運動展開し、健全育成のために市民の皆さんが努力をしていただいておりますが、こういうものを総合的に発展させていきながら、一つ一つの積み上げが大切かと思えます。

それから、子どもたちにいわゆる年寄りと言う昔の地域での遊びの復活等々、アンビシャス運動を通じまして、こまの遊び等々を展開してございますが、これにつきましてもやはり地域が一体となったコミュニケーションが必要でないかと、そういうことから展開してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

市長、アンビシャス広場がですね、市内に4か所とおっしゃいましたけども、5か所でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

現在太宰府市には国分、三条、つつじヶ丘、それから今回新規の認可を受けました南小、それから青葉台、以上5か所のアンビシャス広場がございます。

アンビシャス広場とは、将来を担う子どもたちが地域のお年寄りや中高年の方と定期的に広場に集い、年代や学年を超えた交流の中で心のきずなを深め、遊びを通して社会性を身につけるための健全育成が目的です。現在週2回、子どもたちが広場に集い、こま遊び、けん玉、おはじき、お手玉、卓球、囲碁、将棋など自分の好きな遊びを伸び伸びと楽しんでおります。

また、芋掘りや稲刈りなどの年間を通した行事を取り入れるなど、工夫を凝らしておられる広場もあり、どの広場も地域の方々の暖かいご協力と支援を仰ぎながら運営しております。

このアンビシャス運動のすばらしい点は、上級生と下級生が学年を超えた小集団での遊びを通して、我慢する心や人に対する思いやり、また集団の中でのルールといった社会性が身につくこと。

2点目、お年寄りとの交流で目上を敬う心が芽生えること。

3点目、定期的な遊びの中で、上達することで自信が生まれ、たくましく生きる力が養われること。またさらに、コミュニケーションを図るのがうまくなり、自然に友達をつくることができるようになること、などが挙げられます。

また、逆にお年寄りも若いエネルギーを吸収しまして、遊びに夢中になり知らず知らず体を動かすことによって、健康的で若返ること、間違いありません。

ところで、ある学者の説によりますと、人間の脳は人とおしゃべり、いわゆる会話をするこ

とで刺激を受け活性化する。ですから、お年寄りはばけないそうです。

一方、子どもは脳の健全な発達を促し、キレる子にはならないと言われております。したがって、いかにこの広場遊びに利点があり、21世紀を担う青少年の健全育成が図れ、5年ないし10年先を見据えた非行予防の最善の対策だと疑う余地がございません。

最後に本市におきまして、市民の会の中の広場づくりあるいは行政区単位のアンビシャス広場づくりを近い将来に向けてぜひご検討いただきますようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告にしがいまして質問いたします。

今回の一般質問では、私は子育てにおける公の役割とその構築方法についてお伺いいたします。

私は、1996年から3年間香港の日本企業で営業部の管理職として働いてきました。香港は健康保険や年金などの公的な社会保障制度がほとんどありません。そのかわり税金も非常に安くなっています。税金が安いということは、法人にとってはありがたい制度であり、香港にはいいところもたくさんあります。

ご承知のように香港は世界中から民間企業が進出し、わずかな間に飛躍的な発展を遂げた国際都市です。民間企業のサービスは大変充実しています。

例えば、ほとんどの商店は22時ごろまであいていますし、銀行のATMは24時間使えます。また同じ銀行間での送金手数料は無料です。

しかし、そんなサービスの充実した香港が、私にとって住みやすいまちかと聞かれたら、ノーと言わざるを得ません。

例えば、医療面では個人の経済力によって命にかかわる大きな格差が生まれます。値段の安い公立病院では、予約で2か月待ち。予約をせずに病院に行くなら、二、三日は待つ覚悟が必要です。民間の病院で治療を受けた場合、私が体調を崩して血液検査をしたときの値段ですが、約1万8,000円。その結果を聞くために、さらに6,000円かかりました。

小学校では、児童数に比べ学校数が極端に少ないため、公立の小学校は午前中だけ授業を受ける子どもと午後だけ授業を受ける子どもの2部制になっており、親の経済力で私立や海外の学校に行っている子どもたちとの間に、格段の学力格差が生まれています。

このように、公の役割が乏しく経済力次第で人生が大きく変わる地域において、人々の関心がお金に集中することは仕方ありません。

多くの人は2つ以上の仕事を持ち、朝から晩まで働き、時間的にも精神的にもいつも追い詰められているように感じていました。

私が文化面において、その余裕のなさが大きくあらわれていると感じたところは、街中に書店がないということです。本を読む習慣がなくなるということは、行間を読む感覚が養えないということです。

映画タイタニックを見に行ったとき、最後船が海に直角の角度で沈没するシーンにおいて映画館の館内では大爆笑が起こりました。また、映画シンドラーズリストでもナチス兵がユダヤ人をピストルで殺すシーンにおいて大爆笑が起きました。話の流れや描かれている人々の持つ感情を酌み取る想像力などがそこにはありません。多くの人が亡くなっていくシーンを見て、イデオロギーなどの問題ではなく、単に役者の立ち振る舞いがおかしいと笑う観客に対して、私は大変な恐怖を覚えました。

しかし、残念なことですが、今日本においても、特に子どもの犯罪の内容を見ていると、そういう感覚に近づいているような気がしてなりません。

このような環境の中で、私は公の果たす役割が市民の精神面に与える影響の大きさというのを考えざるを得ませんでした。今、日本では公に民間の活力を導入して財政立て直しや行政サービスの向上を図る自治体が増えています。内容によっては、非常に評価できることですし、

情報公開が進み、市民の行政に対する関心が高まることにもつながると思います。

しかし、今申し上げましたように、公が一体何を保証するのかということだけで、そこに住む人々のふだんの生活だけではなく、本人が意識しないうちに精神面に与える影響が非常に大きいというのも厳然たる事実です。

私たち市民は高い税金を払っています。税金を支払うことの対価として、市民の多くは公的サービスの充実を求めます。

しかし、行政の財政難を考えれば、そこにも限界が生まれることはいたし方がないかもしれません。地方自治体の独立がうたわれる今、公の役割とは一体何なのか。どのように構築していくものなのか。そのあり方が各自治体に問われています。

公の役割も多岐に及びますが、今回は保育所の民営化が進められている中で、長い時間を培われて養われてきた太宰府の歴史と文化、そして独自の文化を築いてきた日本を継承する人間を育てていく子育てにおいて、行政が果たすべきセーフティーネットとしての役割はどのようにあるべきか、まず市長のお考えを具体的にお示しください。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育て支援における公の役割とその構築方法について、市長に対し回答を求めてありますが、私の方からまずご回答させていただきます。

子育てにおいて行政が果たすべきセーフティーネットとしての役割はどのようにあるべきかというご質問にご回答いたします。

親は子育てを通しながら親になると言います。初めから親としては存在しないということだと思います。

社会経済の変化により核家族化、そういうものが進行し、地域社会での人と人とのかかわりは希薄化を増すばかりです。親になるための準備がほとんどできないまま親になってしまうという状況もあって、子育て家庭の孤立化や虐待につながってきていると考えられます。

平成13年3月に策定しています児童育成計画では、親と子の育ちあいを支えるまちづくりを基本理念とし、親が子どもとともに成長できる環境づくりを基本目標に掲げています。これは、今述べました問題認識のもとに策定されたものです。

今年度に、次世代育成支援対策行動計画を策定いたしますが、内容は児童育成計画より幅広いもので、問題が幅広くなっていることに国として早急に歯どめをかけ、実施を求めているものと理解いたしております。子育て支援は、親を支援するものだけではありません。子どもが子どもとして尊重されるように支援するものだと考えております。

公の役割は、市民の協力を得ながらこれらの問題解決に取り組むものだと考えております。

まず、組織体制を確立し、専門性のあるスタッフを位置づけることが肝要です。また、市民の方々を含めた多様な支援体制の組織確立も重要なことだととらえています。支援を発展させるためには、人材の育成が重要になってきます。これは、計画性をもって位置づけるもので



す。

こうしたことから、子育て支援は、言いかえれば親が親になるという支援をすることと、配慮を要する児童へは支援体制をつくっていくことにあると考えます。これらは公だけでできるものではありません。市民の方々の協働によって初めて達成されていくものだと思います。

このことが行政が果たすべきセーフティーネットであると思います。

これらのことを踏まえ、次世代育成支援対策行動計画策定に基づき、実施計画を作成することといたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご回答ですけれども、私は市長に回答を求めたのですが、これは市長の回答というふうに考えてもよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまご回答いたしましたのは、市長の回答ということで受けとっていただいて結構だと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 子育てに対します行政が果たすべきセーフティーネットの役割についてのご質問でございますが、ただいま部長が申しましたように、セーフティーネットの役割、その構築といえますか施策につきましては、部長がるる申し上げたとおり、多方面からの必要があるかと思えます。基本的には私の考えと同じでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。

今のご回答の中に、親は子育てを通じて親になる、そのための支援を行政は行っていく、これはセーフティーネットの一つの役割であるというふうにお話をいただいておりますけれども、その支援というのが一体どのようなものであるべきか、それをこれから検証していきたいと私は思います。

前回の一般質問でも申し上げましたけれども、今居宅で育児を行っている親は行き場がなく、親自身が引きこもりになっているケースが見られます。これは虐待などにもつながりまして、社会問題にもなっています。また、子育てについて悩んでいる親が多いというのも現状です。前回、市民から要望がありまして、いきいき情報センターのピガールームを開放していただきました。3月議会において、玩具購入の予算も認められました。しかし、まだまだその周知が足りず、知らない方が大変多いように思います。せっかくすばらしい立地条件のところ子どもと親の居場所があるのですから、もっと積極的に市民に周知をしていただきたいと思います。同時に、今後そのピガールームをもっと有効に活用するために、例えば子育てのカウンセラーを定期的に配置し、居宅育児で悩んでいる親に対して働きかけることはできないでしょうか。健康福祉部長、行政として先ほど居宅育児についても触れておられましたけれども、今

後どのような対策を考えておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育て支援につきましては、先ほどご回答した中で次世代育成支援対策というところで、これから今年度中に策定をしていこうというふうに思っております。次世代の中で国の方が示しておりますいろんな事業があるわけですが、その中でサロンのな事業とか、そういうものも当然これから考えていく事業の一つだろうと思いますし、先ほどからビガールームの質問もあっておるわけですが、当然そういうものの有効な活用、それからそれぞれ公的施設の活用とか、それから当然学童保育所があるわけですが、学童保育所は大体午後からが実際利用する時間帯ですので、午前中は利用できるんじゃないかということもございまして、とにかく子育てに対してのいろんな相談、悩み、そういうものをこれからはきちっと行政として責任を持って受け入れをします。そしていろんな相談にも乗りますし、専門的な方を配置するということが大事なことだというふうに思います。そういうものを、今後国が示しております事業としては、14事業あるわけですが、それ以外にも本市としての独自性を出していくようなですね、そういうものも今後策定委員会の中で意見として出していただくというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今いただいたお話が、本当に現実になることを願っておりますけれども、この次世代育成支援対策推進法が実際に施行されるのは、この実施計画が実施されるのは平成18年度からになっておりますが、悩んでる親については今が非常に大切なことです。例えば、現在筑紫野市では、筑紫女学園大学の先生に依頼をされて、官と学が一緒になって各行政区においてワークショップを開催し、地域で子育てをはじめとする福祉の充実を働きかけています。このように、地域の社会資源であります学校やボランティアを活用することで、コストをかけずに一定の成果を上げることはできると思います。もちろんさっきおっしゃった次世代、この法律にのっとってやられることも大変に重要ですが、今申し上げたように、今が大切な親がたくさんいらっしゃるのですから、できることからまずすぐに取りかかっていただくように要望しておきますけれども、内部検討していただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 次世代育成計画については、平成16年度中につくるということで、平成18年度実施というお話があったんですが、この次世代につきましては、平成17年度から取り組みをするということで私どもも考えておりますし、その中で何ができるかということになるかと思いますが、いろんな相談とかもございまして、以前からファミリーサポートセンターを考えていくということも言っておりましたので、それは即平成17年4月からということにはならないかと思いますが、準備をきちとした中で早い時期に開設をしたいと思っておりますし、いろんな相談事業も、実際今まで保育士の役割というものは保育所だけということがあったんですが、保育士の役割も保育所だけじゃなく地域に入っていくと、いろんな相談を受けて

いくと、役割的なものが変わってきましたので、そういうものも活用しながら事業をやりたいと、考えていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

とにかく今申しあげましたように、悩んでる方は今が大切ですから、本当にできることから早急に対策を立てていただきますようお願いいたします。

さて、今日本は所得の二極化が進んでいます。日本の全収入の75%を使って、全世帯の25%の人が生活している。つまり、残り75%の人々は、全収入のわずか25%を分け合って生活しているという統計が出ています。男女共同参画も進みまして、経済的にもこのような社会情勢の中、好むと好まざるとにかかわらず、両親共働きも今後増えることは間違いありません。

太宰府市の学童保育は5時までです。5時までに帰宅できる職場は余り多くありません。5時を回るとき、仕事をしている親の精神状態はどうでしょうか。子どもの学齢が低ければ低いほど、毎日毎日、事故に遭っていないだろうか、誘拐に遭っていないかなどの大きな不安と戦いながら過ごさなければなりません。その横で7時まで保育制度がある別の自治体に住んでいる親がいるという状況があるとしたら、子どもの安全上また自分の精神衛生上、別の自治体に移転をするという道を選ぶ親がいても不思議ではありません。また、実際にほかのまちに引っ越したいという市民の声を私は聞いております。こういう現状について、教育部長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学童保育所のあり方についてのお尋ねでございますけれども、平成13年3月に策定をされました、太宰府市の児童育成計画におきましても、子どもと子育てを取り巻く現状におきまして、学童保育所を利用する児童数が増加傾向にあること。そういうことから、基本的な施策の方向、子育て家庭を支える環境づくり、それから放課後の児童の健全育成事業の推進などを上げております。また、その中では、保護者のニーズに応じた体制の検討をすることといたしております。先ほど、議員申されました、5時過ぎの保育なども、このニーズの中に入ろうかと思っておりますので、検討をしてみたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 働く親が、毎年300日近く不安で過ごさなければならず、それが結局ほかの自治体への人口の流出を招き、若い世代の市民税の減収につながると同時に、まちの高齢化を招く結果にもなります。こういったことをよくご理解いただきまして、前向きにぜひ早急にこれも検討していただきますようお願いいたします。

また、水城小学校の学童については、総務文教委員会でも視察をいたしましたけれども、本当に言葉は悪いんですけど、芋の子を洗うような状態だということを再確認いたしました。前回提案いたしましたけれども、低コストでかつ将来的な児童の数にも対応できるよう、プレハブでも構わないという現場の声もあり、不幸な事故が起こらないうちに、一日も早く子ども

たちの安全のために広い場所を確保できないでしょうか。教育部長いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城学童保育所の広さを確保できないかというお尋ねでございますが、私も一緒に視察をさせていただきまして、状況を見ております。大変な子どもさんたちの状況を認識いたしております。今後、財政当局の方にも要望をしてみたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この件につきましても強く要望いたしておきます。

さて、今回、都府楼保育所の民間移譲につきまして、行政と保護者の間で意見交換が行われました。私は、説明会すべてを傍聴させていただきました。

まず、新聞報道でありましたが、市長のご英断もあり、保護者会と一定の合意に達したことにつきまして評価いたします。その上で私は、冒頭述べました保育所などにおける行政が保証するセーフティーネットについてお考えを確認しておきたいと思います。

まず、保育所について、公立であろうが民間であろうが行政としてこれだけは絶対に保証するというのは一体何なのか。今現在、健康福祉部長はどのようにお考えかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 子育てにおける公の役割、その構築方法の中の3番目のご質問だろうと思います。

それで保育所につきましては、公立であろうと私立であろうと目的は一つだろうということがあると思います。その中で、公立保育所が今まで担ってきた状況もあるかと思えます。それで、その中で特に公立保育所につきましては、人権保育それから障害児保育というところで担ってきたところがございます。それから、民間の社会福祉法人につきましては、長い経験や実績を当然持っておられますので、その中で通ってある子どもさんたちの期待に応えることができるような、そういう保育の方法も、今までの実績、そういうものを踏まえた中でやってあると思います。

それで先ほどのご回答の中に申しましたが、保育所の役割ということは、きちっと公立であろうが私立であろうが持っていた中で保育をやっていただいておりますし、それぞれ保育所の中でも配慮を要する子どもさんたちについては、それぞれ考えを持った中での保育をされているということも思っておりますし、その部分につきましては行政としても今後につきましては、公立、私立につきましてはの指導、そういうものも含めた形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 保育所の役割として、健全な児童育成、子どもたちの育成ですね、それから安全を守る、命を保証する、こういったことが私は行政が必ず保証しなければならないセーフティーネットの一つだと思いますが、もちろんそれは健康福祉部長のお考えの中にもおありになるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然、今いろいろ社会問題になっております保育所だけでなく、幼稚園だけでなく、小学校についてもいろんな事件、事故が起こっておりますので、当然子どもさんたちの安全、それは当然のことだと思いますし、健全な保育をやっていくというのは当然当たり前のことでもありますし、そういう基本的なことは公立であろうと私立であろうときちんと踏まえた中で保育をされているということは、私どもの方受けておりますし、その中でいろいろ行政に対する相談それから要望あたりも今後も出てくるかと思いますが、そういうものにつきましてはきちっと受け入れた中で話に応じて行きたいと思っておりますし、当然指導ということも必要であれば、県もあわせた形で指導をやっていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） では、その指導ということで幾つかご質問させていただきたいのですが、今リストラをされる人口が急増していますが、一家の稼ぎ手の収入が急になくなってしまような、緊急に子どもの長期保育が必要になった場合、現場の声を伺いますと、現状ではそのほとんどを公立保育所で対応しているそうですが、これから民間の保育所に対して具体的にどのような指導を行っていかれますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の入所につきましては、子育て支援課の方で受付をやっておるわけですが、当然保育所には、保育料というのは収入に応じて決まってくる。それはあくまでも保育所に入所されるときの一つの基準でありますので、いろんな家庭の事情があるかと思っておりますので、そういうものは話を聞いた中でどういうふうに判断をすればいいのかということが必要になってくるかと思っております。緊急な場合でこちらの方でどうしても預からなければならないという状況の判断をした場合については、一時的には公立保育所の方でお預かりをすると、責任を持ってですね。長期間であるとすれば、その辺は私立の保育所の方と通園の状況もありましようから、その話は具体的に聞いて判断をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） つまり緊急避難場所として公立保育所を位置づけられているというふうに、今私は解釈をいたしました。民間は経営です。利益が上がらないことや、低い利益の事業には積極的に手を出したくないというのが多くの経営者の中にあるということは間違いがありません。

では、保育所において費用対効果が上がらないものとは一体なんでしょうか。先ほど、健康福祉部長のお話の中に、例えば配慮を要する子どものことがありましたけれども、福岡市では経費削減のために子どもの食事の質を下げ問題になっている保育所があります。また、障害を持った子どもについて積極的に受け入れたくないという意思をはっきり示すところもあります。これは太宰府市内で実際に起こったことですが、障害を持った子どもの保護者が相談に行

ったとき、経営者が既に通ってきている自閉症の子どもを指さし、あんな障害があることを黙ったままで入ってきて困っている、といわれたという事実もあります。また、説明会の中で保護者がおっしゃっていましたが、障害を持った子どもの保護者に対し、そういう子どもは預かったことがないと保育所から言われたという事実。配慮を要する子どもを持った保護者が、そういうところに安心して我が子を預けることができるでしょうか。障害を持った子どもを持つ家庭は、経済的にも母親が仕事をしなければならない場合が多いというのが現状です。また、実際に保育を行う場合、配慮を要する児童にはその分人手がかかります。そのため民間では行政の指導もあり、拒否はしないけれど、実際に配慮を必要とする子どもたちが敬遠されているという事実を、健康福祉部長はどのように考えられますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず、食事の質のことの質問があったと思います。

保育所においては、給食を行っておりますので、その辺は栄養士の献立によって給食をやっているということがございますので、福岡市の方で問題があったのはそういうことじゃないかと思うんですが、その分につきましては、きちっと県の方からの指導監査あたりもあっておりますし、当然その中には衛生面と、それからいろんな施設面ですね、そういうものの指導もあっておりますし、県の指導の中で行政としてもその中には立ち会っておりますから、きちっとされておるといふことの判断はいたしております。

それから、障害を持たれた方についての受け入れはしないという、私立の方がですね、そういうことがあったということでございますが、私自身が市立保育所の方に行ってお話を聞いた中では、確かに今は障害を持った子どもさんは来てないと。ですが、受け入れたことは過去にもありますし、受け入れないということはないということもはっきり聞いておりますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

それから、障害を持ったお子さんの受け入れについては、これからもどの保育所であってもきちっと受け入れていただくということは、私どもの方も以前から受け入れてもらうことについてはお願いをしていくつもりでもありますし、今までもしてきてると思います。今後もそういう話につきましてはさせていただきたいと、受け入れについてはですね、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、給食の問題も1つ出ましたが、これはちょっと後から聞かせていただきますけれども、今まで配慮を要する子どもたちについても受け入れをするように指導はされてきたということですが、現状そうやって遠回しであれ断られているご家族があるという事実、そして今年4月にも実際に民間の太宰府市内にある保育所に入って、わずか1週間でやめていかれた方もいらっしゃいます。そういったところがなぜやめていかれるのか、結局受け入れ先は都府楼保育所しかなかった、そういった事実、部長も把握してらっしゃるかもしれませんが、ございます。過去の指導によってでもまだそういう部分は改善をされていないので、こ

これから具体的にこういった指導をしていかれますかということをお伺いしたいのですが。  
議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所につきましては、何度も申し上げるわけですが、公立だから私立だからということは私はないと思います。それで、そういう配慮を必要とする子どもさんの受け入れについては、私としては時間をかけて話をしていきたいと思います。そういうことによって理解をしていただくことによってスムーズな受け入れと、それから保護者の方々の安心というんですかね、そういうものが出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今お考えとしては、私基本的にすばらしいと思いますが、実際に保育を行う場合には、そこには加配ということが必要になってきます。ですから、これは予算も伴ってきますので、ぜひその部分もあわせてご検討いただきたいと思います。

教育部長にお伺いしたいのですが、先ほど給食の問題がございましたけれども、都府楼保育所の説明会の中で、保護者から今年民間に委託された水城西小学校の学校給食に凍ったままの納豆やモズクが出され、子どもたちはそれをかじりながら食べたという話があったのですが、このことについて連絡は受けておられますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 凍ったままのモズクが出たというお話については伺っております。それで、学校給食につきましては、子どもたちが食べる30分前に校長先生が検食をするわけです。それで、そのときに凍っておれば、当然凍ったモズクが出よということがわかるわけでありますので、表現がどうであったろうかというふうに思っておりますが、凍ったままのモズクは出てないというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは都府楼保育所の説明会で出ておりましたけれども、総務部長の方から教育部長の方に対してそういった連絡をされておられますでしょうか。といいますのは、やはり行政経営の立場から民営化について予算をはじめとする全体を統括する立場におられると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） その言葉は出ましたので、早速教育部長に伝えて調査するようにと。民間委託をしているところについては、栄養士さんですかね、栄養士さんは法律の部分では2校に1人の栄養士さんをつけておりますけれども、委託する場合にはいろんな問題等を防御するために、栄養士を1校に1人つけるようにしております。ですから、監督関係は十分になっているんじゃないかということをお思いますんで、その辺も調査するようということでお伝えしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、総務部長のご意見にもありましたように、私自身も民間に委託しようが何をしようが、現場への指導というのは非常に重要になると思います。そこで、一例としてお伺いしたいのですが、教育部長、市内の各小学校において子どもたちがどのような薬を飲んでいるのか、年に1度ぐらい調査はされていますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育委員会としては調査したことはないと思いますが、学校につきましては健康調査等で子どもたちの健康の状況、それから利用している薬等を調査しております。特に宿泊を伴うような行事の場合はもう少し詳しくして、そして養護教諭等との打ち合わせをしながら、薬の利用について話していると思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） なぜ私がこのようなことを申し上げたかといいますと、先ほど申し上げました、説明会の保護者の話にあった給食に納豆が出ているということを聞きまして、私非常に自分の時代になかったことなので驚いたんですが、例えば心臓疾患などでワーファリンという血液凝固予防の薬を飲んでいる人にとっては、この納豆を食べることで薬の効果をなくしてしまうため、安全な食べ物とは言えないということが一時期ニュースになっておりました。特に、障害を持つ子どもたちを受け入れている学校においては、児童は何らかの薬を常用しており、また特別な障害ではなくても薬を常用している児童がいる可能性もあります。行政も保護者も、薬と食物の食べ合わせについて知識を持っている方は少ないでしょう。公のものであれ民間であれ、専門の第三者を入れた機関の設置などによって行政が指導を行っていかねば重大な事故につながる可能性があります。教育部長、この点についてはどうお考えですか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特に食べ物とか薬については、安全面から非常に注意を要することです。ございますし、またご指摘のような食べ合わせといいますかね、そういうこともございますので、給食の内容等を配布しておりますから、各学校では給食の前にそれについて親の方からの反応を聞くなどしながら十分な配慮をして進めていると、そのように私は考えております。そういう面でもより十分な注意をしていくということでご指摘いただいたんじゃないかと思いますが、いろいろお薬とか食べ物とか複雑なものが出てまいりますので、より一層注意していきたいと思いますが、学校におきましてはそういうことで安全に十分注意しながら進めているというふうにとらえていただければと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） もちろん親の方も承知している場合もありますけれども、万一見過ごすという場合も私はあるかと思えます。その行政側としてもそういったものの知識についてはその第三者機関、専門家を入れた機関をつくる必要は私はあるのではないかと思います。例えば、私たちが小学校の時代にアレルギーの検査なんか行われていませんでしたけれども、今は



ごく当たり前のことになっています。時代が変わりまして薬も変わってきています。過去にそういう事例がなかったとしても、これから起こり得る可能性があるとしたら、事前に対応しておくべきではないかと私は考えています。

このように、現場の指導を行う際、今申し上げた専門家を入れた第三者の視点というのは欠かすことができません。そして、第三者の視点は、指導のためだけではなく、行政が市民と共同でまちづくりを行うとき、つまり先ほど健康福祉部長がおっしゃいましたが、行政のセーフティネットを構築する際、様々な利害が絡む既得権の問題を解決するためにも不可欠なものだと私は考えます。総務部長はどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まず、私の方から。何か聞いておりますとですね、えらい学校が安全に気を配ってないようなふうに聞き取れてですね。十分な配慮をしながらやっております、それから、もしそういう緊急な場合があったときにどの病院に連絡したらいいとか、また修学旅行中でしたらどの病院を訪ねたらいいかというようなことの処方を聞きながら、私も校長をしておりましたので、そういうことをやりながら十分に配慮しておるところです。

なお、先ほど申しましたように、薬もいろいろ変わってきますし、食べ物もいろいろ変わりますから、十分な配慮がより一層必要だということは重々わかっておりますけれども、何にもその学校がその辺に配慮しないというようなふうにとらえてもらいますと大変困りますので、どうかよろしくご理解ください。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 教育長のご答弁、確かにそのとおりだと思います。

学校側も十分に配慮されておりますけれども、私の意見といたしましては、やはり先ほども申し上げましたように、多様化する薬ですとか、そういった専門的な部分については、やはり学校側では対応できないところもあるのではないかとということで、年に1回でもいいからそういった専門家を入れた機関で、どういった薬を児童が飲んでいるか、そういったことを確認する必要もあるのではないかとというふうに、私は考えております。

では、済いません、総務部長お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私の方にどこをどういう形で振られたのかわかりませんが、いろんな社会情勢あるいは環境が変わりつつあります。それはもう渡邊議員が言われたとおりです。それにやはり行政が対応していかなければいけないのが私の方は一番だろうと思います。

まず、我々がそれに対応できるような勉強をすると。それでもどうしても応じられない場合は専門家の意見を聞きながらやるということが基本姿勢で、何でもかんでも専門家に任せればいいということでは、やはり行政の主体性がないような気がします。

ありがたい言葉ですが、まずは、私は総務部長って問われるならば、職員にまず自らそういうふうな時代の流れに応じた啓発、自己啓発をしてほしいと、そういうふうと考えておりま

す。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今のお言葉の中に、確かに行政がまず最初にしっかり勉強していかなければならない、そしてその足りないところ、どうしても補えないところがあれば専門家の方にそういった相談をしていくというお考えを承りました。

私は、例えば市内で居宅であれ施設内であれ、どのような内容で子育てが行われているか、民間であろうと公立であろうと、それが行政の目指す理念に添ってきちんと監視をし指導する役割も行政自身はあると思います。例えば、子どもが毎日4時間以上2m離れてテレビを見ている場合、これは親が見せている場合もありますし、預けている保育所などが見せている場合もありますが、その多くの子どもは2m未満の距離のものに対してほとんど反応を見せなくなるという統計が保育関係の方から出されています。

また、先日テレビ番組で放送されていましたが、子どもが感情をコントロールできず、いわゆるキレやすくなる原因の一つに睡眠時間が大きく関係していることも指摘されています。

さらに、ここ数日大人による子どもへの犯罪など、痛ましい事件が起こっています。保育士は、専門の知識を習得し、現場での経験によってそれを実践してこられています。医者や看護師と同じ専門職であると私は思っています。様々な子どもの状態を見てその原因を突きとめ、できるだけ早い時期に改善するよう指導できるのも専門職だからこそだと思っています。

先ほど申し上げました、医師、看護師、専門職といいましたけれども、それだけではなくやはり子育てには広い分野での専門職が私は必要だというふうに考えているからです。居宅で育児を行っている親のカウンセリングや、今の給食の例にもあるように、私は医師や保育士などの専門家を入れた第三者の機関の設置によって太宰府市が目指す子育ての質を守ることを、この質を守るための指導を継続していくことが非常に重要になると考えます。

先ほど教育部長は学校の件をおっしゃっておられましたが、私が申し上げておりますのは、学校内部のことだけではなく、これは生まれた乳幼児からすべての子どもたちについての専門の第三者機関の設置ということですけども、先ほど片井議員へのご答弁にもありましたけれども、この第三者機関の設置ということを健康福祉部長はおっしゃっておられましたが、専門家を入れてということについてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 一つ申し上げましたが、いろんな保育所に対する苦情、苦情ばかりじゃないというお話をさせていただいたんですが、いろんなことがありますから、その保育所の中だけではなくて、第三者も入れた形できちっと客観的に見れるような、そういうふうな方法もとっている保育所もございますし、そういうことを当然これからは一保育所だけじゃなくて、市内全体で考えるべきだろうということも考えております。

それから、もう一つは、第三者評価ということもお話しさせていただいたんですが、厚生労働省の方でもそういう評価事業については必要であるという見解に立っておりますので、そう

いう制度についても今後入れていきたいということも出てきております。それで、そういうものも本市としてもひとつ検討してみようということも思っていますし、保育所が客観的に判断をされた中でいろんな指導、それから指導されたことに対する公表というところまでやる機関のようでございますので、そういうことによってよくなることであるならば、ぜひとも検討すべきことじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご答弁ですと、やっぱり必要とあれば専門家を入れた第三者機関の設置を検討してもいいというふうにとらえてよろしいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 都府楼保育所の説明会におきましても、再三にわたりまして保育の質についての議論が交わされてきました。健康福祉部長、その保育の質とは、今現在はどのようにお考えですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 質と言いましても、サービスとはちょっと違うと思います。それで、今まで公立保育所それから市立保育所におきましても、保育方針というものがあって保育内容ができています。それを毎年積み重ねてきて、その保育所でのやり方というんですかね、そういうものをいろいろ積み上げられてきて、それを一つの、例えばAという保育所の質というふうに、私はなっていくだろうと思います。

それで、それを今回の都府楼保育所の分ですが、質をどう受託した法人の方に伝えていくかということが説明会の中でもいろいろ質問があった中で私どもが考えさせられたことだろうと思います。それは行政、それから実際今まで都府楼保育所でやってこられたこと、それから受託されたところがやってこられた実績もでございますので、そういうものはお互い情報の交換もしますし、時間をかけて引き継いでもらうということも大事だろうと思いますので、そういうところは行政の方がきちっと中に入ってですね、やっていくことが私は一番大事な質といわれるところじゃないかなというふうに思っています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今ご回答をいただきましたけれども、民間では経営者の方針がそのまま反映されまして、公立では行政の理念が反映されると思います。つまり、今の都府楼保育所の保育の質が、保護者にとってすばらしいものであるということは、行政や今までの保育士の方々がそういう理念を持って20年間保育所を守ってこられたからにほかならないと思います。では、具体的にそれは何なのか。恐らくその答えは都府楼保育所における過去の行政自身の歴史の中にあると思います。ぜひ設立の趣旨や、そのときかかわった行政の方々の理念、そして20年間の中で起きた様々な問題を行政自身がどのように解決してきたか、それをもう一度よく

見直して見てください。私は、その作業を行うことによって、行政自身が考え、保護者に絶大な賛同を得た保育の質とは一体何なのかがおのずと見えてくると思います。ぜひ太宰府市が持っているセーフティーネットとしてもすばらしい保育の理念を再発掘し、それを継続するために前向きに行動していただくようお願いをいたします。

また、本日ご回答をいただきました内容について、今後保護者会との協議会におきまして、十分に議論をしていただき、今までの説明会のように結果報告の中に保護者の要望を受け入れるという方法ではなく、先ほど健康福祉部長ご自身でおっしゃってありました共同ですけれども、当事者である保護者と共同でつくり上げていく姿勢で臨んでいただきますように強く要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時05分

~~~~~

再開 午後3時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点質問をいたします。

まず、まちづくりについて。大きなテーマですが、今回は市民の住環境保全の視点から2項目質問します。

まず1点目に、市内の開発、建築行為等に対して、市は太宰府市開発行為等整備要綱に基づいて地域住民と事業者との調整を行う責務があると考えますが、しかし宅地開発やマンション建設問題が持ち上がった際、市は民間と民間の問題だからといって事業者と住民の間に立ち入ろうとしない傾向があるように見受けられます。また、要綱の第5条では、「事業主は開発行為を施行しようとするときは開発行為等の概要及び施行区域周辺に影響を及ぼすおそれのある各号に掲げる事項について、事前に利害関係者及び近隣住民等に説明を行わなければならない」とありますが、これについても積極的に指導をされているかといえば、今議会で提出されたマンション問題に関する請願内容を見る限り、十分な説明なく話が進んでいるように感じられます。こうした点について、市の対応と考え方についてお尋ねします。

次に、まちづくり条例の制定について伺います。

今全国的にそれぞれの自治体で工夫を凝らしたまちづくり政策、条例化が進んでいますが、先ほど述べたような宅地開発や、マンション建設等にかかわる住民と業者との対立問題に対応できる条例をつくっている自治体もあります。東京都の狛江市のまちづくり条例を例に挙げますと、ここでは条例で開発に関する協議の手続が定められており、開発等協議の義務づけ、意

見調整会の開催請求や、業者が悪質な場合には罰則規定を設けるなどして、市民と事業者と市の三者共同で住民が納得できる開発と住みよい環境保全が進められています。市内の開発に対して行政側の情報公開、説明責任なども具体性を持たせ、これからは市民の理解と協力を得る体制づくりを積極的に考えていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いします。

次に2点目に、保育所の民営化について質問します。

昭和63年策定の太宰府市行政改革大綱で、保育業務の民間委託方針を打ち出してから今日まで、保育所民営化については先送りされていましたが、昨年11月いきなり都府楼保育所を平成16年4月から民営化するという計画が出されました。市民や関係者に対して十分な説明もないまま話を進めることは認められないとの批判に、市当局はその時期を1年間延期し、平成17年4月にすると発表、そしてこの間保育所保護者会との協議の結果、さらに1年間延長することを約束されています。

こうした流れを見る限り、太宰府市は保育行政をどのようにとらえているのか、余りにも子どもの存在を軽視したてんまつではないか、そして確固たる方針もないまま、これまで築き上げてきた公立保育所を簡単に民営化してしまうことは、保育の公的責任放棄であるとの観点から認められるものではありません。児童福祉法では、国及び地方自治体は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと定めています。これに基づき、自治体は保育に欠ける子どもを、親にかわって保育する責任を課せられているのです。公立保育所は、民間保育所を含めて保育全体の質の向上、保育水準の維持などの役割を果たしてきました。そして、これからは子育て支援のネットワークの核として公立保育所の役割が一層求められています。

まず1点目に、公立保育所の果たす役割について市長はどうお考えでしょうか。答弁を求めます。

2点目に、保育所の民営化計画について伺います。

3月の代表質問では、現時点では1か所、あとは走りながら考えていきたいと助役が答弁をされました。この答弁からして、保育行政の位置づけが非常にあいまいであることがうかがわれますが、改めて五条保育所と南保育所の2園について計画はあるのかどうかをお尋ねします。

3点目に、市は都府楼保育所民営化の保護者説明会の中で、保育の質については変わらないと明言されましたが、そう言われる根拠を示してください。

以上、再質問につきましては自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まちづくりについてということで、1点目、2点目のご質問でございます。1点目は、市の整備要綱等があるけれども、市の責任はどうかということと、2点目はまちづくり条例の中にそういう開発等協議の義務などを位置づけできないかということで、あわせてご回答を申し上げます。

特に住環境の保全という観点から申し上げますと、基本的なルールは、都市計画法それから建築基準法で定められております。いわゆるどういう建物を建ててよいのか、建築の用途、建ぺい率、容積率、高さなどでございます。これは法律でありますので、全国どこでものルールでございます。建築行為に限って申しますと、中高層建築物、10m以上でございますが、これが建設されますと、従前からのお住まいの方には何らかの影響を及ぼすということになりますので、近隣の方はその建築に対して疑問や不安がありますことから、本市におきましては昭和59年に今の要綱の前身となる指導要綱を設置いたしまして今日に至っております。ご存じかとは思いますが、同指導要綱もその時代時代に、社会情勢に応じまして改正を重ねてきておるところでございます。それこそ今日までの本市のまちづくりに大きな役割を果たしたと、そういうふうに認識しております。昨今の中高層の建築に対しまして、住民の活動にも指導要綱どおり施工者、または住民の方にも真摯に説明をいたしているところでございます。施主、事業者の方も3回、4回と説明会を近隣住民の皆様に行っているのが現在の状況でございます。どうぞ御理解をいただきたいということでございます。

それから2点目の、回答でございますが、まちづくり条例の中で対応できないかということでございますが、確かに住環境問題を解決しなければならないという時代でございます。そのようなことから、国の方も、先ほど申しました都市計画法の改正をいたしてきておるところでございます。特に、これまで行政主導の都市計画法を、住民でも提案できるように都市計画法の見直しをされているところでございます。具体的には、建築協定や地区計画というのがございます。住民の合意のもとに法で担保された最たるまちづくりのルールということでございます。

お尋ねの、開発等に関する協議をまちづくりの条例の中で対応できないかということにつきましては、本市も今後調査研究する必要があると思っております。福岡市、春日市、議員が申されました粕江市も、調整あるいは調停と、かなり参考になるところがございます。本市もコミュニティづくりということで、まちづくり条例の中に織り込めるかどうか、そのところを十分研究してまいりたいと、そういうふうに考えるところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今議会で、請願や陳情書が出されているマンション建設の問題を例に挙げて単刀直入にお聞きしますけれども、この請願には2つの問題が含まれておりまして、一つは土地の契約にかかわる問題。これは昨日武藤議員、そして先ほどは片井議員の方から質問がありましたから、私は住民の住環境にかかわる部分についてお尋ねしたいと思います。

昨日の武藤議員の質問に対する答弁で部長は、住環境条件が悪いことは承知している、できる限り行政もやるべきことはやりたい、指導していきたいと思っているというふうにお答えになっております。それで、私もその答弁を聞いておりまして、やっと業者と住民の間に市が入って調整をするのかと期待を持ったんですけれども、昨日の質問の後に住民の方にお話を聞き

ましたら、18日に事業者が説明会を予定しておりますけれども、この説明会には参加をされないと、市が入ることはできないというふうに住民の方にはお伝えされているようですね。それじゃあどういう形で市は、住民の思いに添えていこうと思っているのか、その辺を具体的にお答えいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今、山路議員がおっしゃったとおりの態度を市はとっていきたいというふうに思っております。私は、昨日まず一般質問の中でお答えしたのは、特に防災公園、そういうことは水事情が悪い中で必要じゃないかということでございましたので、そのところは十分に承知しておりますということで、できるだけそういう方向でできるものは対処していきたいということをお答えいたしました。何もかもが悪いわけじゃございません。法律で保障されている部分につきましては、そういう部分で法的な裏づけがあるものでございますから、そこらは最低クリアされておるということでございますので、市の中でできるとしたらそういうこと、あるいは道路整備、そういうことかなということで申し上げたわけでございます。

それから、18日の説明会に参加しないということにつきましては、指導要綱の第5条で事業主は近隣住民の方に説明をするということで、ちゃんと要綱がありまして、それを事業主はすると言っておるわけでございます。今回、住民の方から事前に市の方に要望等を持ってこれてお話がありましたのは、これ私、それが建設部関係に来て初めてでございます。そういう要望がありましたので、市としては要望等をきちっと聞いて、先ほど言いましたような中で対応をしていくという態度をとってまいりました。これまでにいろんな、先ほど言いましたように、要綱の中できちっと業者の方も理解されて、住民説明を訪問されたり集められてお話しされたりしております。そういう中で、100%完璧とは言いませんけれども、積み重ねながらやってきた指導要綱でやっているということを申し上げました。それが完璧とは思いません。時代の流れで改正しなければならないところはしなければなりませんけれども、そういうことでまず事業主の方たちの話を、この要綱どおりに聞いていただいて、そして住民の方々が要望されること、そういうことをお話し合いいただいて解決ができればそれが一番いいと、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それじゃあ、今の答弁ではあくまでも業者と住民の間の中で解決してほしいと、市は全くそれについてはかかわりを持ちたくないということで、そういうふうに理解していいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） できればそのようにお願いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 初めて住民の方がこの土地にマンションが建つと知ってから、6月と7月の2回にわたって市長に陳情をされておりますけれども、こういう住民の要求がわかっているながら、そういう切実な要求を無視した形で市は土地を売られているわけです。その要望の中には、例えば大雨時の水害についてとか、市がかかわる問題も幾つか含まれております。ですからそういう問題については、私はやはり市として積極的に住民の不安解消に尽くすべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 繰り返しの答弁になるかと思いますが、市としては真摯な態度で住民の意見を受けて、できるものはやっていくと。すぐさまやれる問題もございませんし、できる部分についてはですね、やるし、将来の計画、財源的なものもございまして、そういう部分では考え方として早目にやっていくと、ご迷惑をおかけしとるのはもう明白でありますので、そういう気持ちでの対応をしたいという市としての考え方でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 市は、業者に対しては指導をしていきたいというふうな、そういう消極的なお答えしかしておりませんが、ただその業者に指導をしていくにしても、住民の声を聞いた上で問題を把握して業者に指導をするというのが筋ではないでしょうか。大体、今回のこのマンション問題にかかわらず、こうしたマンション建設や宅地開発などで、住民と業者の間が対立をしたりしますと、市はすぐに責任回避をしようとする、そういう傾向があるように私は感じます。市民とともにまちづくりを考えていこうとするならば、やはり行政側が進んで情報公開をすること、そして住民の立場に立った指導をしていくこと、そういう姿勢がやはり大事だろうと思います。ですから、そういうふうな姿勢を持ってもらいたいということで、今回このまちづくり条例、狛江市のまちづくり条例を例に挙げまして、ぜひとも条例化を検討してはどうかという提案をさせていただいているわけですが、参考にしたこの狛江市のまちづくり条例、狛江市では実際にこの条例を適応させて、マンション建設で住民と業者が対立をしたときに解決をさせているという実績がございまして、先ほど見ていただいたようなご答弁でしたが、大変詳細に開発と協議の内容が定められておまして、またまちづくり全般に関する仕組みづくりというのも明確化されております。それで今、本市には開発行為等整備要綱があるわけですが、ただその今の要綱では住民の権利義務が明らかになっていない。また、行政の責任もあいまいであると、そういうことで、今回のようなマンション建設問題では全く対応ができないというわけなんです。ですから、行政側は、自ら縛りをかけることには消極的な部分がございますけれども、先ほどの答弁ではこのまちづくり条例、狛江市のまちづくり条例、ぜひ調査研究をしてみたいというお答えでしたので、そういった建設要綱にかかわる具体化、それから市全体のまちづくりの明確化、それをぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、保育所の民営化についてお答えをお願いします。



議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所の民営化についてご回答を申し上げます。

1点目の公立保育所の果たす役割についてお答えをいたします。

保育所に通所していない児童の保護者の支援のため、民間保育所の地域子育て支援施設等と連携をしながら子育て支援を充実していくことが上げられます。そのため保育内容の向上のための研究、研修、そういうものを今以上に重ねていくことが重要になってくると考えられます。

次に、2点目でございます。民営化についての計画についてのご回答を申し上げます。

このことにつきましては、昭和63年の行政改革大綱に基づきまして保育所の民営化を検討してきたところです。今回、都府楼保育所の民営化を行うということで進めてきているものでございます。都府楼保育所を民営化することにより、人材それと財源が活用できるというふうになりますので、子育て支援の充実を図っていくことで今後の計画につなげていきたいというふうに思っております。

次に、3点目の保育の質についてご回答申し上げます。

認可保育所におきましては、国の保育所最低基準それから保育指針がございますので、それに基づきまして運営を行っておりますので、公立、私立につきましても基本的には変わりはありません。また、保護者会の要望も協議を行いながら取り入れて運営することといたしておりますので、大きく変化することはないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 民営化されることで危惧される点を幾つか上げますと、一つには行政の責任が後退をするのではという心配がございます。例えば、これはほかの自治体の事例なんですが、利益を上げるために保育所と保護者が直接契約を行い、基準以上の詰め込み保育を行っていた。それをある保護者が市に指摘をすると、市は民間のやっていることには口は出せないといって見て見ぬふりをした。こういうことがあるんですね。それから、保育内容についてもやはり直接責任を負わなくなるわけですから、どんな内容で保育が行われていても、市の方は口出しができないということが出てくるのではありませんか。

それから二つ目には、保育の市場化というのは、やはり公立保育所が作り上げてきたどこでも公的保育を保証する体制が崩れ、保育が商品として選択をされ売買される。要するに、英語やスイミングなどの特色ある保育を売り物にした保育が先行してしまい、本来子どもにとって必要な保育がないがしろにされはしないかという心配、またあるいは保護者の経済状況に応じて保育の内容が変わるといふことがありはしないだろうか、こういった心配があります。

結局のところ、どこまで行政が責任を持つのが、今回の民営化に当たっても全く明確になっておりません。最低基準さえ満たしていれば、というそういった姿勢では、保育の質は変わらないといわれましてもやはり疑問を持たざるを得ません。その点、明確なお答えをいただき

たいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 危惧されるというところで、民間については利益を追求することに  
対して行政は口は出せないというご質問だったと思います。

民間保育所につきましては、社会福祉法人を設立した中で保育所の運営がなされておるわけ  
でございます。それで、社会福祉法人としての一定の条件もございますし、その中で保育所の  
経営がなされているというふうに思います。それで、実際、社会福祉法人に対するいろんなこ  
とについて、行政としては直接の口は出せないと思いますが、保育内容につきましては、実際  
どういう保育内容でなされているのかということにつきましては、私どもの方で把握すること  
はできると思います。

それで、今回の都府楼保育所の民営化につきましては、今後細かな点につきましては保護者  
会との協議も行っていきますし、当然、受託する法人に対しても2度ほどお話をしていって  
おります。その中で、実際公立保育所を受託される中では、やはり今やっております民間保育所  
だけの保育ではなく、きちっと都府楼保育所の保育方針を選考基準の中にも入れておりました  
ので、そのことについては協議の中です、きちっと伝えていきたいと思っておりますし、今後も  
行政、私どもが間に入った中で協議を進めていきますし、今後についても継続してやってい  
きたいというふうに思っております。それが、2番目に質問がありました基準というところでお  
答えしたんですが、そういう先ほど説明しましたことをきちっとやっていくことが、私は委託  
をしても保育内容には変わらないことの一つの取り組みだろうというふうに思っております。  
それと最低基準ですね、それも言っていましたので、それも先ほど説明したものでできてい  
くんじゃなかろうかなというふうに思っております。

それから3点目の、経済状態によって変わっていくというご質問をいただいたんですけど、  
もう少し詳しく説明をお願いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するにお金がある人は、例えばスイミングとか英語とかでやってる  
保育所を選択できるけれども、経済的に苦しい家庭はやっぱり安い保育を選ばざるを得ない  
と、そういうことです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私立の保育所については、もう一つ特色を出そうというところで、  
いろいろ習い事とか、先ほど言われましたスイミングとか、そういうものをやられると思いま  
すが、2度ほど法人の方と話をさせていただいた中では、基本的には都府楼保育所の一つの  
形、長い歴史があった中で取り組んできたということもありますので、そういうことをきち  
と引き継いでいただきたいということはお話をさせていただいております。

それで、確かに私立になりますとどうしても自分の保育所のカラーを出したいという気持  
ちは持っていると思いますが、まずは今の保育所をきちっと引き継いで、その中で都府楼保育所

の内容、今までやってきたことをきちっととらえていただいて、まずそこからスタートしていただきたいということもお話しさせていただいておりますので、経済状態によって変わってくるというところにつきましては、いろんな相談は子育て支援課の方で受けていくんですが、どうしても保育所の方には話したくないとかですね、そういうふうなこともございましょうから、子育て支援課の方でそういういろんな状況についてはお聞きして、そのことについては法人の方にもきちっと伝えていきたいというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 公立保育所が民営化されたある市では、保護者が公立保育所のときと同じように私立保育所に保育に対する要望を述べたら、園の方針に共感できないなら退所してくださいと言われたということがあるそうです。こうした事例からもわかるように、保護者側も保育所を選択できるようになったけれども、逆に保育所側も入所家庭を選択できるということです。こんなことは、公立保育所では絶対にあり得ないことで、それはなぜかという、やはり保育に欠ける子どもが地域にいれば保育をする義務を公立保育所は担っているからです。民営化でこのような問題が起こらないとも限らないわけで、そういう場合に、そういうことが実際起こったら、市はどのような対応をされますか。私は、やはり民間の方針に口は出せないと言われるのではないかと、そういう気がしてなりませんけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） なぜ保育所ができたのかといいますと、保育に欠けるということが基本的な考え方があって保育所ができたということがございます。確かに私立につきましては、経営ということが確かにあるかと思いますが、いろいろ要望が出される中で、特に今回の委託した保育所につきましてはですね、行政としてきちっと間に入って調整を当然すべきだろうというふうに思っておりますし、いろんな要望が出てくることが、実際そのこれから経営される法人の方でどういうふうに受けとめられるのかっていうのも、当然行政としても聞く必要があると思います。そういうものの間に当然当分の間は入っていかなければならないというふうにも思っておりますし、その辺のところは調整役という形で今後も話の中には入っていくことによって解決されていくことも多いんじゃないかなというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） お考えはよくわかりますけれども、今回、法人を選定するに当たって、法人選考実施基準というのを設けられております。その基準の中に、「地域の保育ニーズに応じた特別保育事業、延長保育や休日保育などを積極的に進めること」という項目が5の(2)に書いてありますけれども、これも私は本当に子育て支援を市が進める気があるんだったら、具体的に休日保育を実施することとか、あるいは延長保育を何時から何時まで実施すること、そういうふうにはっきりと提示をすべきだったのではないかと思います、やはり積極的に進めることという、こういう抽象的な表現では、保育所は経営状況によってできることかしらないでしょうし、それも時期もいつからするのがはっきりしておりません。決定した法

人とはこの点について具体的に話がついているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 法人の選考につきましては、募集する時点で基準を示しました。それによって応募していただけるということは、基準に合ったところで実施をしたいというところでの申し込みがあつてると思います。それで、確かに言われますように、もう少し実際行政としてやろうとすれば、必ずしなさいよということを書けるべきであるというご質問なんですが、この基準の中では「積極的に進めること」ということを書いてありますが、この分につきましては2日間かけてヒアリングを行いました。それでどうしてもこれからの保育所を担っていただくのは、保育所の今までの形と違って地域に解放するとかですね、いろんな特別保育のニーズがかなり多く出てきてますので、その中で積極的にやっていくということはヒアリングの中で申しておりますし、特に休日保育については実施をすることが前提という話もいたしております。

それから、延長保育につきましては、今でも7時までやってるんですが、それを1時間延ばして8時までやるとかですね。確かに延長保育をすることによって保護者の方はいろいろ助かることが多いんですが、1時間延ばすことによって給食を出さなければならないという状況も出てきます。それで、その辺のところは私どもの方もヒアリングの中で基本的に申し込みをするとすれば、考え方をその場で聞いております。それによって判断をしてきたということがございますので、私どもがこの基準の中で示してる分については実施をしてもらうということが前提に立った中での基準ということも説明をいたしておりますし、これから法人との話も詰めていきたいと思っておりますので、その中で協力ということではちょっと弱いかもしれませんが、当市としての考え方をきちんと伝えて、受託されるところの意見も聞いた中で調整をやっていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、今の時点で市としては休日保育は必ずやってもらうと、延長保育もしてもらうということでお話はされているわけですね。そう思っと思っていいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 延長保育につきましては、今7時までどこの保育園もやっています。それで、その時間を延ばすことによって給食の準備をするようになるんですね。そうすると、実際延ばしたときに当然費用の問題もありますので、その辺の協議は今後詰めていきたいと思っております。休日保育についてはやってくれということで私どもの方は話しておりますので、そのつもりで法人としても受けていただきたいということも話しております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私はこの選考実施基準を見まして、えらい簡単なもんだなと思ったもんですから。例えばですね、千葉県の八千代市の保育園の移管条件、選考基準なんかを見ますと、例えば保育事業のところ、市が求める選考基準の保育事業として、乳児保育及び延長

保育を実施すること、障害児保育に積極的に取り組むこと、一時保育事業を実施すること、保育所地域活動事業を実施すること、休日保育施行事業を実施すること、7項目ぐらい具体的にこの事業をしてほしいという内容が書いてあったんですね。それと、あと保育所職員の構成なんかにつきましても、太宰府市のは、4年以上の経験者をおおむね3分の1以上確保できることとしかありませんが、例えば八千代市では、市民に認知されるまでのおおむね5年間はこれを維持すると、そういうふう具体的な条件っていうんですか、それを提示してからの選考が行われております。ですから、こういったところは、私は簡単に民間に移譲するっていうのは好ましくないという考え方ですけれども、今実際にはもう話が進んでおりますのでね、ですから市民それから保護者の皆さんの意見を十分にとって、市民が求める育児ニーズ、それをしっかりと把握されてから実施、今後話を進めていただくように要望はしておきたいと思えます。

これから民間の保育園が育児支援を充実をさせていくためには、今の少ない補助金ではかなり経営的には難しいというふうに思えます。ですから今回の議会でも民間保育所の園長さんたちが、連名で「民間補助金の運営費・整備費補助金の確保」を国に求める要望書を出されておりますけれども、公立保育園を民営化して子育て支援を充実をさせていこうというんだったら、特別保育を実施してもらっている民間の保育所に対して当然補助金の充実もお考えになっているかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 当然これからの子育て支援をしていく中で、次世代の育成計画というところの中で国が示しております14事業があるわけですが、その中でも実際保育所の中での特別保育事業をやっていくことも入っております。それで、確かに言われますように、特別保育事業をやることによつての人員費とか、いろんな諸経費あたりが当然かかってくるわけですから、国としても特別保育事業の中では補助金を出す項目もあるんですが、出ないところも確かにございます。それで本市としてこれからどういう計画でどういう内容でやっていこうかということを、今の時点では計画書づくりというところがございますので、その中で当然費用的なものということも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺は計画書、それから予算関係につきましても、私どもの内部の方でその辺のことまで含んだ形で検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） いろいろと具体的にお答えはいただいておりますけれども、やはり私はこの保育所の民営化、これは単なる経費削減だということに尽きると思えます。それは前回の代表質問での市長や助役の答弁にあらわれておりましたけれども、財政難を理由に経費削減を言われるのなら、福祉を削る前にまず今後の大型公共事業の見直しを考えるべきではないでしょうか。総合計画にもなかった太宰府館の建設や計画性が見えない看護学校の跡地の買い上げなど、借金を増やすような施策を今後進めようとしながら一方でこのような福祉を削ると、そういうことはやはり市民に納得を得られるものではないということをお聞きしたい

と思います。借金を増やししながら、そのツケは子どもたちに押しつけるというこの民営化に対しまして、市長は前回の武藤議員の質問で、「子どもは宝である」と、「将来太宰府を担う財産をみんなで守るという姿勢に変わりはない」と、このようなお答えをされています。私は、市長がそこまで言われるのならば、働く親が安心して子育てができて、子どもたちの健やかな保育を維持、充実をさせるためには、やはり公立の保育所は公立で存続をさせるべきだと思いますけれども、市長のお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 保育所の民営化の問題につきましては、今議会でもいろいろなご質問に対しご答弁したとおりでございますが、ご承知のように都府楼保育所の民営化につきましては、平成18年4月1日から民間に移譲するということを決定いたしましたわけでございます。その後の都府楼保育所の運営、その他につきましても、本市の子育て支援という立場から健全な、また保護者をご安心できる、そういう保育体制をつくっていくということは肝心かと思う次第でございます。

したがいまして、現在我々は、保育所の民間移譲はもちろんでございますが、子育て支援の充実につきまして、多方面からいろいろ施策を考えております。次世代育成支援対策推進法も施行されたところでございまして、支援策の策定も現在進んでおります。今後とも太宰府市の子どもたちが健全に、そして保護者が安心してできる子育ての支援体制を充実すべき、そのために最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 保育所の通所外で、子育ての困難に直面をしている保護者は、確かに増えてきておりますし、子育ての保育需要の多様化っていうのもございます。そうした人たちも含めた子育て支援策を考えていかなければならないという主張は当然です。次世代育成支援行動計画策定も、市長が言われるように義務づけられまして、子育て支援の拡充が行政の緊急の課題というふうになっておりますけれども、ただ私はこれからは公立保育所が地域のネットワークの核としてその中心的役割を果たしていくことが望ましいと考えています。

それはなぜかといいますと、児童虐待とかが増えている中で、市の中で横のネットワークがこれから大変必要になってきます。けれども、保育所が民営化されると、どうしても縦になってしまう。横のつながりがなかなかとれないということがあります。ですからそういった地域のネットワークの核としては、公立保育所をぜひ残していただきたいし、公立保育所の保育士さんは、市民、地域全体に奉仕をする公務員だと、そういう視点で見れば、ただ保育所内の保育だけではなく、保育士の専門性、豊富な経験を生かした幅広い活用法も今後は考えていくことが必要でありますし、また地域もそれを求めていると思います。

大体そもそもがこの保育所の民営化というのは、地方財政危機の進行する中で、自治体リストラの重要な柱として政府自治省が1997年に打ち出した、地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針という基本方針に位置づけられておりまして、民営化を進め

るためにこれまで政府は児童福祉法などを改正しながら、政府主導で全国的に民営化が進められてきました。この政府の目的というのは、国の財政支援を削減するためでありまして、こうした政府の保育制度の改革は、保育所指針が示している保育所の役割、特性などをないがしろにしてしまうというふうに思います。保育に対する公的責任の後退、これは私は否定できないと思います。こうした政府の構造改革にのって、保育所の民間委託、民営化方針を進めるのではなく、ここで一回白紙に戻していただいて保育の公的責任をこれから維持、拡大する方向でぜひお考えをくださいますように強く要望をいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで16時15分まで休憩いたします。

休憩 午後4時03分

~~~~~

再開 午後4時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、ボランティアによる青少年健全育成について質問します。

子どもたちがたくましく育ち、立派な社会人になってくれることを願わない者はいないと思います。しかし、子どもたちの現状はどうなっているのでしょうか。オリンピックでは、日本の若者たちがすばらしい成績を残しましたが、このような若者ばかりではありません。日本の子どもたちは、全般的には元気がない、持っている能力が発揮されていない、自主性が足りない、規範意識が足りない、我慢することができないなどと言われていますが、どのような問題が発生してあるか、簡単に述べてみますと、まず大きな問題は少年犯罪であります。

青少年の犯罪が低年齢化をしており、さらに福岡県内の刑法犯で検挙補導された刑法犯少年は、平成14年が8,613人でありましたが、平成15年は1万2,134人となり、全国で3番目の件数であり、少年人口比率から見れば全国1位になりました。この不名誉を私たちは真摯に受けとめ、この問題に真剣に取り組むべき時期に来ていると思います。

福岡県にはもう一つ不名誉なものがあります。それはシンナー等薬物乱用少年が、4年連続全国1位ということです。犯罪に走る青少年は、いろいろと原因はあるでしょうが、子どもたちは犯罪を犯したくて犯しているのではなく、相談する相手もなく寂しくていつの間にかそのような結果になっているわけです。それから、平成15年度の小・中学校不登校児は、全国で12万6,000人、福岡県内は4,932人です。平成14年度から少しは減少しましたが、学校に行けない子どもたちがこれだけいるということを皆さんどう思われるでしょうか。もう学校だけ

に任せていては解決できない状況に来ていると考えます。そのほかにもキレる子、いじめ、引きこもりなど、たくさん問題があり、うまく社会に出たとしてもすぐに離職して新たな職につけない子など、困っている家庭もあると聞いております。

これらの原因は、第1に家庭の教育力の低下があるといわれています。少子化、核家族化の中で、ある家庭は過干渉、ある家庭は放任など、子どもを教育できていないというのです。次に大きな原因は、地域のコミュニティがなくなり、地域の中で異年齢の子ども社会をつくり、また地域の大人と生活の中でふれあいなど、いろんな体験をする機会もなくなっていることが上げられています。その結果、外で遊ぶ機会がなく、家でテレビ、コンピューターゲームなどでバーチャル体験ばかりしている子どもがいるといわれています。このような体験では、きちんとした感情の表現、人の気持ちを理解するなど、社会性を身につけることができないのは明らかであります。

このような状況の中で、国においては、ゆとり教育という名目で完全学校5日制を平成14年から始めました。これは子どもたちを、学校だけではなく、地域、家庭においていろんな体験をさせようということで始められたわけであります。しかし、今の地域の現状は、教育力があるでしょうか。地域の皆で子どもを育てる意識はあるでしょうか。子ども会、育成会に任せっぱなしというのが現状だと思います。子ども会は、年に数回の行事をこなすのがやっとであり、役員のなり手も少なくなっていると聞きます。地域で教育するということは、子ども会だけでなく、親以外の地域におられるいろいろな大人と異年齢の子どもが、自主的に自然と触れあうことで発揮できるといわれています。やれ家庭が原因だ、学校が原因だと議論している間にも子どもたちは大きくなっています。今こそ地域の出番です。地域にはいろんな人材が豊富です。

福岡県は、これらの問題を解決するために青少年アンビシャス運動を始められました。先ほど橋本議員からご丁寧な説明がありましたが、褒めて伸ばそうを原則として、読書をしようなど、いろんな提案がなされている中で一番の活動は、地域ぐるみで子どもを育てようのもとにつくられているアンビシャス広場であります。このアンビシャス広場は、今までの青少年育成の活動が行事型であったものを根本的に見直して、年間を通じて開く子どもの居場所です。

平成13年度に公募の結果、広場を開設した地域が62か所でしたが、今は県下240か所に増え、太宰府市内では国分、三条、つつじヶ丘、青葉台、南小の5か所が運営されています。やはり広場の取り組みが皆に理解されてきたといえると思います。私も国分地区で平成13年7月に地域の皆さんと国分アンビシャス広場を開設しましたが、年間通じて週2日、広場を開設することは大変なことであります。途中でやめられた広場があると聞いておりますが、国分アンビシャス広場が4年続いたことは評価していいのではないのでしょうか。

広場は子どもたちの居場所として異年齢で遊び、いろんな訓練をする場所として、地域の大人たちと触れ合う場所として有効だと思います。広場で遊ぶ子の保護者からは、よく眠るようになった、よく食べるようになった、ゲームする時間が減った、わがママが減ったなど聞かれ



ます。また、地域のいろんな方々と知り合えて楽しいなど、地域コミュニティづくりにも効果的です。国分アンビシャス広場は、社会学者の門脇厚教授の著書でも取り上げられ、全国的にも有名になりました。

また、この広場で始まった和ごま競技は県下に広がり、太宰府天満宮の和ごま競技大会にまで発展いたしました。さらに、同広場は今年の2月に青少年アンビシャス運動本部長である麻生渡福岡県知事から優秀広場として表彰された2つの広場の1つに入りました。

さて、そのアンビシャス広場の今後ですが、国分広場も県の助成は来年の3月で終わります。あとは地域でどうするか決めなければなりません。地域のボランティアがこれまで支えてきた子どもの居場所である広場はどうか、県が助成をとめるなら、それで終わりとするか。

まず第1に、市は地域の教育についてどう考えておられるか、今後どうするのか、基本的な考えを市長、教育長に伺います。そして、国分アンビシャス広場の問題についてどう対処するのか答弁をお願いします。

次に、コンピューターゲームが青少年にもたらす影響について質問します。

NHK出版協会から出ております森昭雄著「ゲーム脳の恐怖」という本があります。ゲームをやっている人の脳波は、痴呆性老人の脳波と同じ、ゲームをやっている子はキレる子が多いなど書かれています。ゲームは恐ろしいほど子どもに人気があります。子どもたちは市内に配置したパソコンに群がり、インターネットでゲームを引っ張り出してやっています。今は地域振興課の方で制限されているようですが、アンビシャス広場などに、子どもたちを外に引っ張り出してもゲームをやるのでは効果がありません。先ほども申しましたが、ゲームや顔の見えないメールなどは、人の表情を読み取る能力、人がどう思うかなど、考える能力は育たないと、この著者は言っています。

昨年、長崎でゲームセンターに入り浸りの12歳の少年が、4歳の幼稚園児を屋上から投げ殺した事件がありました。そして今年、佐世保で女子小学生が、同級生からカッターナイフで切られて殺害された事件はまだ鮮明です。これはホームページ等を介したメールのやりとりなどが原因ではないかと言われています。

今、地域では子どもたちにゲームを買ってやりたくないが、持っていないといじめに遭うのではないかと心配する保護者の方もおられます。もうちゅうちょせず、学校で指導すべき時期に来ているのではないのでしょうか。教育長の答弁を求めます。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長の答弁ということでございますが、私の方から一括してご答弁を申し上げます。

1点目のアンビシャス広場について、市は支援をどう考えておるかという点につきまして、本市におきましても平成13年度より国分アンビシャス広場が開設されて4年目を迎え、本年度

までに5か所の広場が開設され、運動が展開をされております。広場の運営、補助等につきましては、福岡県が直接広場に対しまして指導、助言、補助等を行っており、助成期間も当初の2年間から4年間に延長をされました。このことにより、開設1年、2年目を基盤整備期間とし、開設3年、4年目を自立支援期間と定め、広場の自主的な運営に向けた具体的な取り組みが行われるような指導、助言がなされてまいりました。助成期間終了後の補助の継続につきましては、福岡県に対しまして強く要望をしてまいりたいと考えております。本市におきましても財政状況の厳しい中、補助金等の見直し、整理、合理化が行われており、新規につきましても厳しい状況でございます。

つきましては、物的な支援といたしまして、スポーツ、レクリエーション用品の貸し出しをはじめ、各種情報の提供を今まで以上に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の電子機器による仮想ゲームに熱中する子どもが多いが、心身に与える影響をどう考えるかについてご答弁を申し上げます。

ご質問にありましたように、コンピューターゲームやインターネット等の普及により、子どもたちの生命に対する実感のなさや、人間関係の未熟さなど、様々な影響が出ていることが危惧をされております。学校におけるコンピューター教育は、児童生徒の情報活用能力を育成することが大きなねらいとなっておりますが、その一つとして情報社会に参画する態度が重要視されており、機会をとらえまして発達段階に応じた指導が行われております。

特に、中学校の技術・家庭科では、学習指導要領において情報化が社会生活に与える影響や、情報モラルの必要性を考える学習が位置づいております。お互いの立場を尊重し、他人を誹謗中傷しないなど、情報モラルの育成等を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 地域には退職されてこれから自分でボランティアをやっていこうとかですね、時間にゆとりができた主婦とかサラリーマンとか学生のボランティアとかですね、いろんな人たちがいるわけです。国分でもアンビシャス広場が、今先ほど言いましたように4年目へ入ってですね、各種のイベント、ホームページの運営、また毎月2,000戸に便りを配布しております。そういうことを、いろんなことをやってます。一つ一つは多分もうご存じか、ホームページ等を見ていただけたらわかるんですが、どんなに工夫してもある程度の金額がかかるわけですね。今年度で県からの助成が切れるわけですけど、ざっくばらんに言いますと、年間20万円ほど、23万円ぐらいですかね、費用がかかります。

ということで、先ほどのお答えというのは、県に対して要望ということと、あとはスポーツ用品の貸し出しとか、情報の提供ですね。スポーツ用品の貸し出しというのは、別にアンビシャス広場に限らず、何かしらのイベントがあるとき申請すれば借りたりはしてますね。また、情報の提供というのが、これは別にアンビシャス広場じゃなくても提供いただけるものは提供しなければいけないんじゃないかと思うんですが、このことはここで要求ということですね、

お願いということでちょっと私取り上げたんですが、今度、予算委員会等もありますから、その辺でもまた議論させていただきたいんですけども、こういうようなボランティア団体の中には、NPO法人等をつくって財政的にも自立していこうという動きがあるところもあります。それは例えば福祉系で、介護なんかで、それもやはりそういうふうな助成等を原資にして活動をやっていくというふうなところですね。そうでないところでそういうふうなボランティア団体が自前でやっていけといわれても、現実問題できないと思いますね。少なくとも活動は大幅に縮小しなければいけないと思います。

そういうことで、余りにも冷たいなというような、ちょっと今お聞きした感想なんですけど、こういうふうな、子どもたちが、今から少子・高齢化といいますが、本当に想像を絶するような厳しさ、日本というものが子どもが今から生きていくときに大変な厳しさが、苦しさがあると思います。国際的にも厳しいものがあると思います。そういう中で、自分で判断して自分で生きていける強い子ども、青少年というものをつくっていくというのは、国も地方も同じ責務があると思います。我々地域もですね。そういったものに対してもう少し、他にも重要なことたくさんありますけども、補助金はいっしょくたというふうな考えじゃなくて、この重要性というのは本当にもう一度認識していただきたいと私は思います。

その5つの広場がそろいまして、今度アンビシャス広場連絡協議会というものを設立しました。これはお互い連絡したり協力して、こういうふうなアンビシャスの運動の目的に対してやっていくことですが、そこで地域の教育について、先ほどアンビシャス広場についてはですね、そういうふうなことでちょっと支援についてお聞きしたんですが、活動が、こういった市内5か所あるんですが、市内だけに限っても別にいいのですが、これらが地域の教育や活性化に貢献している、あるいはひいては市政の発展に資するものであるという認識はございますでしょうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 地域の活性化に貢献していくという認識があるかということでございますが、青少年育成市民の会の中には様々な団体があります。18団体から運営委員会が組織をされていますが、それらの一つ一つの団体が活性化に寄与をされておるというふうに認識をいたしております。そこでこのアンビシャス広場がどうかということになりますと、もちろん活性化に大変寄与をされておるというふうに認識をいたしております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） またこのことは、折につけまたいろいろと質問したいと思います。広場については、ただ担当課の職員には、そういうふうな業務上だけではなく、個人の立場でもいるんなイベント等に参加していただいたりして助力をいただきました。そのことについて、大変感謝をしております。

次にテレビゲーム、パソコンゲームが青少年にもたらす影響についてですが、先ほど申しましたが、「ゲーム脳の恐怖」という本があるんですが、私も最近読みましたけど、これは読ま

れましたか、教育長。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 直接そういう本を読んだというわけではございませんけど、ゲームが脳に及ぼす影響とかということ、またゲームに限らずテレビ等の影響というようなこと、これについてはまた違う意見の本もあるようでございますので、そういうものを読ませさせていただいております。直接これを読んだというわけではございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もこれを読みまして、非常に暗たんたるものがあるんですが、著者は医学博士で専門は脳神経科学、神経回路をニューロンレベルで研究してこられ、現在は高齢者の痴呆や情報機器が脳に及ぼす影響についての研究をしておられるということです。

内容は、先ほどちょっと言いましたけども、ゲーム中の脳波は痴呆と同じだと、やり過ぎると、普通やめて30分ほどたつとだんだん正常な脳波に戻るらしいんですけど、もう年がら年中やっている人間は、それが戻らないそうですね。全く痴呆老人の脳波と同じようになるそうです。ゲームの種類もいろんな種類があります。私は実際やったことは余りないんですけど、それによって若干の違いはあるけれども大変なストレスがある、あるいは一番顕著なものが、いわゆる前頭前野ですね、人間らしさを発揮する部分といわれております、理性とか抑制とか、そういうふうな部分に非常に影響があるということを書いております。

その具体例として、例えば人目を気にせず電車内で化粧をする女性、よく見ますが、あるいは公衆の面前で抱き合ってるカップルなどですね、外国は多いみたいですが、人間らしさを表現する場所である前頭前野が働かず、理性、道徳心、羞恥心、こんなことしたら人がどう思うかななどというふうな考えができない。あるいは、電車の中でパンを食ったり水を飲んだり、一回私が電車に乗ったときにはサッカーをしとるやつがおりましたが、というのでにらみつけたんですが、そういうふうなことは、もうそういうふうな我慢するという機能がなくなっているんであると、そういうふうなことですね。見て大変怖いことと思いました。もう単に、よく何かあったらですね、心の教育だとかよく言われますけど、もうそういう段階じゃないということですね。

昨日福廣議員の質問にもありましたけど、自転車に乗ってメールしたり、器用だなど思いますが、この辺になるともう自分と周りの危険なっていうのも認識できなくなっていると。あるいは電車の入り口にべたっと座るとるようなやつがいますけど、「邪魔だろう」と言っても、「うるせえな」と、本当にわからないと思うんですよね。それはなぜかという、もうそういうふうな論理とかの問題じゃなくて、機能、脳の問題だということなんですね。だから言ってもわからないし。昨今ですね、いろんな事件がありますけど、そう考えると何かわかるような気もしてきます。

そこで、問題行動のある児童・生徒等はどこでもいると思うんですが、それらとこういうふうなゲームとの関連についてお調べになったことはありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 例えば、暴力的なシーンをよく見た子どもには、暴力的な傾向が出てくるとかというような一つの傾向についての調査結果みたいなものを見せてもらったことはございますけれども、やはり傾向であって、因果関係とかというようなことまで突き詰めて言えるとか、先ほど言われました事例も、また違った事例で話してあるようなところで、どのくらいゲームを見たかという量とか、なかなかその辺の検証的なものも難しいなと思いますけれども、やはり長時間のゲームをするとかというようなことはいろんな弊害が生じているということは認識しております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 事件といえばいろんな事件があるんですが、私が幾つか覚えておりますのが、例えば宮崎勤ですね。あれなんか言っている、夢の中のようだとかということをしてたしか言っておりました。あるいはちょっと古いんですけど、羽田沖で片桐さんだったですかね、逆噴射して海に落ちちゃけた人ですね、100人ぐらい亡くなったですよ。あのとき、救出されるときに、ボートの中でここにこ笑っていた人ですね。あの人もなんか、要は心身症というふうな判断ですが、要は現実と自分の夢みたいな、物の区別がつかなくなった、こういうことが多いんじゃないかと思えます。昨日あった、兄弟が殺されたり、もう簡単に入ってきて人を刺したりですね。

この辺は、要するに人の痛み、自分の痛みもわからない、だから人の痛みもわからない。コンピューターはもう使い終わったらリセットができるんですよ。パソコンでも何でもゲームでもリセット、もう一回やり直しと。人間はリセットができません。記憶領域でもあるいは人間死んじゃったらもうそこまでですね。その辺の実体験、実生活の中の感覚がやっぱりないんじゃないかと思えます。

先ほどのアンビシャス広場のことともかかわるんですが、やはり人間は、小さいころから汗をかいて涙を流して、場合によっては血を流して競い合いあるいは助け合い、協調の中で社会性を身につけていくということが非常に大事だと思えます。ですからこの本をぜひ一度お読みになって、これは立派な方が書かれたものですから、こういうふうなものの危険性についてよく認識していただきたいと思えます。その上でこういうようなゲームを、学校で余りしたらつまらんぞという言い方はされているかもしれませんが、もうある程度ははっきり言ってですね、そしたら親も言いやすいと。先ほどもちょっと言いましたけど、ゲーム持っとらんと仲間外れにされるとかいうものがあって、学校がそこまで言うものかと、本当は家庭の問題と思えますけど、やはりもう学校もやっぱこれは問題だということを認識されて、どこかでそういうのを出されるということが非常にいいことじゃないかと思えます。こういうふうなことで、指導をぜひお願いしまして、前向きのご検討をお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月28日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時39分

~~~~~

# 1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月28日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 認定第1号 平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第2 認定第2号 平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第3 認定第3号 平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第4 認定第4号 平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第5 認定第5号 平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第6 認定第6号 平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第7 認定第7号 平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第8 認定第8号 平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第9 議案第45号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第10 議案第46号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第13 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(各常任委員会)
- 日程第15 議案第54号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第55号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第17 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経

済常任委員会)

- 日程第18 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第19 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願(建設経済常任委員会)
- 日程第20 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願(建設経済常任委員会)
- 日程第21 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第22 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(総務文教常任委員会)
- 日程第23 意見書第6号 義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
- 日程第24 意見書第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 市長      | 佐藤善郎 | 助役       | 井上保廣 |
| 収入役     | 松島幹彦 | 教育長      | 關敏治  |
| 総務部長    | 平島鉄信 | 地域振興部長   | 石橋正直 |
| 市民生活部長  | 関岡勉  | 健康福祉部長   | 古川泰博 |
| 建設部長    | 富田讓  | 上下水道部長   | 永田克人 |
| 教育部長    | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長   | 松田幸夫 | 地域振興部次長  | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長     | 松島健二 |



|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 財政課長   | 井上義昭 | 地域振興課長 | 大藪勝一 |
| 市民課長   | 藤幸二郎 | 建設課長   | 武藤三郎 |
| 上下水道課長 | 宮原勝美 | 教務課長   | 井上和雄 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 木村洋  |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 高田政樹 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第8まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第8までを一括議題とします。

日程第1から日程第8までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議の初日に市長の提案理由、各担当部長の概要説明を受けた後、9月17日及び21日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部・課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料にもあわせ、各委員からの質問と、それに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審査をいたしました。

また、今回からは主要事務の事後評価も提出されたことから、あわせて審査の参考といたしました。

平成15年度は、7月19日の集中豪雨の災害復旧工事の多額の支出を要したことから、一般会計及び公営企業ともに大きな影響を受け、事業の見直しも一部生じたとの説明を受けました。

この決算審査に当たりまして、各委員及び執行部の皆様に対して、改めてお礼申し上げます。

各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、別途決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに追加審査資料も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計において事業の基盤となる歳入の確保については、各委員及び監査意見書でも指摘、危惧されておりますとおり、収納率が低下していること、機構改革で新設された特別収納課の機能を十分に発揮され、収納率向上に努められるよう特につけ加えておきます。

さらに、各委員からは、市民サービスを基本としたわかりやすい市政運営を望む意見が多く出されたことから、より積極的な情報開示に努めることについても、あわせて強く要望しております。

各会計の実質収支の状況についてただいまから報告いたします。

なお、金額については、公営企業会計以外は千円単位で行います。

まず、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額223億7,921万3千円、歳出総額214億4,479万9千円で、歳入歳出の形式収支は9億3,441万4千円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき経費の財源5億2,795万3千円を差し引いた実質収支についても4億646万1千円の黒字となっております。

しかしながら、財政調整資金の積立金とその取り崩しを差し引きした実質単年度収支額は6億7,270万5千円の赤字となっております。

さらに、地方債の残高は年々増加しており、平成15年度末では242億2,035万5千円であり、前年度に比べ6.1%増加いたしております。

また、経常収支比率も93.8%であり、県内の類似団体と比較しても高く、財政健全化と言われる75%を大きく上回り、ますます財政の硬直化が懸念される極めて厳しい状況になっております。

これらのことから、執行部においては各種事業等の見直しも含め、財政健全化に向け、なお一層の努力をされることを強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額47億6,717万7千円、歳出総額46億8,400万7千円で、歳入歳出差し引き8,317万円の黒字決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年

度収支額、さらには国民健康保険給付費支払準備基金積立金を加えた実質単年度収支のいずれも赤字となっております。

また、歳入の基盤となります税金を見ますと、収入未済額は4億576万4千円で、前年度と比較して5.1%の増となっております。

国民健康保険事業は、長引く不況の影響から離職等を原因とする社会保険からの加入による保険者の増加などからも、今後国保会計の財政状況は極めて厳しくなることが予想されますので、これらの問題に適正に対処され、事業の健全な運営により一層の努力を努められるようにお願いします。

また、監査意見書にも指摘されていますとおり、税金の低下が見受けられることから、財政基盤の安定を図るために、税滞納整理の徹底及び徴収率の向上に職員各位の一層の努力をあわせてお願いをしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額55億1,488万6千円、歳出総額55億6,441万3千円で、歳入歳出差し引きで4,952万7千円の赤字となっております。また、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額についても同じく赤字となっております。

歳出の大半を占める医療諸費は55億1,458万円で、前年度と比較しますと1.2%の減となっております。

介護保険制度や高齢化に伴う対象者の増加など、老人保健特別会計は今後も厳しい状況が予測されることから、事業運営のさらなる健全化、受給対象者の適正な受診、健康づくりの意識の高揚への啓発や保健事業の推進になお一層の努力を図られるようお願いをいたしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額29億3,257万円、歳出総額29億3,257万円と、形式収支額は0円の決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は689万9千円の赤字となっております。

介護保険制度は、年々進む高齢化に伴う対象者の増加等により保険給付費が増大している状況であり、今後、各施設の待機問題を含め、円滑な運営並びに健全な財政運営に引き続き努力されるようお願いをします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第4号は認定すべきものと決定いた

しました。

次に、認定第5号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額2,679万5千円、歳出総額2,581万9千円で、歳入歳出差し引き97万6千円の繰り越しとなっておりますが、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は82万1千円の赤字となっております。

収入未済額は8,107万7千円で、前年度比較して7.5%増加しております。そのうち貸付金の回収率は11.2%で、6ポイント下回っている状況であります。

質疑を終わり、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」審査結果を報告します。

本特別会計は平成15年度に新設されたもので、公共用に使用する目的の土地をあらかじめ取得することを目的とした事業であり、平成15年度の決算額は、歳入総額3億1,598万3千円、歳出総額3億1,598万3千円で、歳入歳出差し引き0円となっております。

歳入の主なものは用地事業債が99.9%であり、歳出は公有財産購入費が100%となっております。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の水道事業における経営成績は、総収益額10億6,733万9,912円、総費用額10億3,831万864円で、2,902万9,048円の純利益が計上されております。

経営状況の指数としての、流動比率、酸性試験比率、現金化比率についてもいずれも低下しているものの、資金繰り及び支払い能力は良好であるとの監査意見書が出されております。

また、長年の懸案であります「水の供給安定」については、鳴淵ダムからの給水が開始されたこと、海水淡水化事業から平成17年度に供給が開始される予定であることなどから、解消されることが予測されております。

しかしながら、近年の少雨傾向、原水の水質悪化に伴う対策の増加、排水設備の維持管理などから、厳しい状況は依然として続くと懸念されております。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の下水道事業における経営成績は、総収益額19億6,140万6,337円、総費用額16億

8,027万8,312円で、2億8,112万8,025円の純利益が計上されております。

経営状況の指針としての、流動比率、酸性試験比率、現金化比率から考察すると、下水道事業の資金繰り及び支払い能力は良好であるとの監査意見が出されております。

資本的収支の中での特徴的なものは、ペイオフ対策として2億円の国債購入による投資を行っていることであります。

市民の健康で快適な生活環境を守るためにも不可欠である下水道整備の役割から、一層の健全経営を願うものであります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第8号は認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

認定第1号に対する討論はありますか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」は反対の立場から討論をいたします。

まず、同和対策事業費についてです。

市の財政状況が厳しいという中で聖域化されている同和対策事業ですが、平成15年度の総事業費が約4億8,500万円、そのうち一般財源から約2億7,700万円が支出されています。

その主なものは、地区道路整備事業で約2億2,900万円、運動団体補助金約1,820万円、扶助事業約826万円、減免措置約620万円、その他補助金約710万円となっていますが、地対財特法が失効した後も法的根拠を持たない支出を続けることは大きな問題です。特に毎年度指摘をしておりますが、一部の市民のみを対象にした、敬老年金扶助事業、5歳未満児医療費扶助事業、老人医療費扶助事業、自動車技能取得訓練費などの扶助事業は、公平性からいっても廃止をすべきです。

また、運動団体の補助金にしても、前年度と同額が支出をされていますが、これも他団体との整合性を図り、適正な額に減額をすべきだということを重ねて指摘をしてきました。一部、平成14年度と比較して縮小された事業もありますし、市が努力をされていることも十分わかりますけれども、やはり聖域化することなく、行政の主体性を持って今後見直しを進めていただくように強く要望をしておきます。

次に、ごみの中間処理委託についてです。

平成15年度から福岡市へのごみ中間処理委託が開始されました。当初の説明では、新たに焼却炉を建設するよりも、20年間で試算すると福岡市へ委託した方が約3億円ほど安く上がるという説明でしたけれども、現在福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会では、10年後をめどに新たに中間処理施設と最終処分場を共同して建設することが合意されていると聞きました。委託協議の段階で既に下打ち合わせができていたのではないかとこの疑いもありますが、いずれにしても、ごみ処理については、市町村が廃棄物の排出の抑制、適正な分別、収集運搬、再生処分まで一体的な責任を果たすことが法にも明記してありまして、区域内で処理をするという基本的原則があります。ですから、広域化の足がかりとなる、ごみ処理の委託に関しては認められません。

以上、述べましたように、歳出において認められない内容が一部含まれておりますことから、平成15年度の一般会計決算認定には反対をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、決算特別委員会委員長として皆さんにご協力もいただきましたが、委員長として質疑をすることができませんでした。

ただいま同じ会派の山路議員が討論を行いました。再三にわたって私ども指摘しているように、やはりこの不況の中で、同和問題で固定資産税とか保育料の減免とか、それから同和住宅の減免をやはり早急に廃止すべきです。大変不況の中、私も先ほど委員長報告を行いました。本当にこの厳しい中に一部だけをそういう特権的なものやっているとすることは、まず改めるべきだということを委員会審査の中で感じました。

それと、雇用創生資金が全額、一部の同和地区の中に1,245万円が支出されています。市内の高齢者には1食しか給食サービスが行われてないのに、こういう雇用創生、国の補助金が

全額解放運動団体の関連の事業所に支出されて、その一部の地域だけ2食配食されてることに  
ついて大変問題があるわけです。

それから、各委員から質疑がなされておりましたが、この予算書の中には当然必要なものも  
ありますが、やはり見直すべき問題があります。それは市民プールの借地であります。このま  
まいくと本当に大変な額になるわけであって、行政としてもこういう借地を10年以上も続け  
て、土地の価格の3倍、4倍の金額を延々と支払う結果にもなりますし、またこれとあわせて  
現在この庁舎の周辺の駐車場用地を借地しておりますが、やはり公有地を高層化するというか  
立体化した駐車場にしていけば、こういう借地料が、毎年600万円の借地料、収入としては  
200万円、差し引き400万円近くの駐車場のむだが解決できるんじゃないかというふうに考えて  
おります。

今回たくさんの執行部の事務報告や事務評価、こういうまた私ども議員が資料要求いたしま  
した内容、そして監査意見書を見ておまして、来年度やはり内部的な見直しを当然しなけれ  
ばなりません。また、一方では行政改革の名によって様々な形で民間委託した結果、大変労働  
条件の厳しい中で働いてることもありますし、民間委託によって効果が期待できているかとい  
うと、またそれにも問題点も出てきております。

平成15年度の決算認定に当たりましては、本当に行政としてしなければならないこと、また  
ある一定の評価もありますが、この一部の中に問題点を含んでおりますので、私の方として  
も、この平成15年度決算認定は賛成できないということを討論で明らかにしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は  
起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

認定 賛成17名、反対2名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は  
起立願います。



( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 2 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 3 号に対する討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 4 号に対する討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 4 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 5 号に対する討論はありませんか。

19 番武藤哲志議員。

19 番 ( 武藤哲志議員 ) 住宅新築資金ですよね。決算の中で資料要求をいたしておりまして、先ほども私報告いたしましたが、この資料を見て、当然今事業を行っておりませんが、貸し付けの償還に入っておりますが、大変この償還関係で 500 万円を借りて、しかも 256 か月滞納をしてる。利息としても大変安い金額ですが、元金そのまま滞納してるとか、それから 1,000 万円を借りて 700 万円近くが滞納。本当に見ておりまして、1 億 7,780 万円、その中で滞納額が 8,107 万 6,963 円。本当にこういう状況の中で、何回も決算委員会のたびに指摘をしてるわけですが、当然保証人もおる、こういう状況の中で、同和地区の住宅新築資金の延滞問題については、やはり新聞でも報道されてるように、ぴしっと対応すべきです。こんな状況を続けるということは、その都度償還金が不足するたびに国、県の償還を市民の税金で対応せざるを得ない

よくなるわけですから、ぜひこういう問題については総力を挙げて解決することを要求しておきまして、賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第45号「市道路線の廃止について」及び日程第10、議案第46号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

日程第9及び日程第10は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第45号「市道路線の廃止について」及び議案第46号「市道路線の認定について」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第45号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

「大佐野・脇道線（167）」外5路線は、佐野土地区画整理事業によって路線が完成したため、暫定的に供用していた6路線を廃止するものです。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第45号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「市道路線の認定について」をご報告いたします。

それでは、議案書15ページをお開きいただきたいと思えます。整理番号1から3と、5、6の「長浦4号線」外4路線につきましては、開発等により帰属を受けた路線です。

また、整理番号4の「日焼3号線」については、太宰府西中学校の進入路として新たに新設された路線です。

整理番号7から23の「佐野土地区画整理事業16号線」外16路線については、土地区画整理法

第106条第2項に基づき、管理を引き継いだ路線です。

質疑において、太宰府西中学校への進入路となる「日焼3号線」に通学路としての安全性から、今後の歩道設置予定などについて委員から質疑がありましたが、道路構造上、車道幅員が狭くなる関係で歩道設置はできないことから、路肩の白線を引くことで対応するとの説明を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第46号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第46号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第11 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」につきましては、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の住居表示は、大字吉松、向佐野、大佐野の一部の地域で行われ、実施時期としては、佐野土地区画整理事業が平成18年度完了見込みとなり、区画整理事業の換地処分と同時施行が望ましいことから、平成18年10月中旬ごろを予定しているとのことであります。

委員より、現在市内でも行政区名と新町名が一致しない箇所では混乱を招いている場合があるので、なるべく一致させることはできないかとの質疑がありました。執行部から、実施基準要綱の中で町の境界は河川や道路といった恒久的な施設で定めるようになっており、必ずしも行政区境がそのような施設で定められていないため、完全に一致させるのは困難であるが、なれ親しまれた町名は極力残し、将来的にも混乱しない住居表示を実施したいとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第47号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方

は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第47号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第12 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について  
議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第12、議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14番 佐伯修議員 登壇 ]

14番 ( 佐伯 修議員 ) 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」につきまして、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から詳細に補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、施設の使用料の一部改正と新たな料金設定を行うものであり、第6条関係の「別表」を改め、「別表1から別表3」まで詳細に定められております。

それでは、その改正部分について説明いたします。

まず、別表第1では、営利目的で使用される料金について、改正前はすべてを営利目的とみなし「100分の300」の数値を乗じると定められておりましたが、利用を計画されている方から相談もあり、すべてが営利目的とはみなせないようなこともあるため、「100分の300以内」の数値を乗じるに改正すること、それから複数日にわたって使用の場合の時間基準を新たに定めるための見直しが行われております。

別表2では、「展示・物産コーナー」について定められております。改正前では、時間単位ということで定められていましたが、月単位の使用形態となることから、1区画、月2,000円ということで設定されており、営利目的の場合は別表1と同様「100分の300以内」の数値を乗じると定められております。

それから、別表3では、附属設備などの使用料について、条例で詳細に定めるというものです。なお、最低限必要と思われる演台、メインマイク、スピーカー、いすについては、会場使用料に含めて使用すると説明がありました。

なお、詳細については新旧対照表が配付されておりますので、参考にしてください。

質疑において、委員から、営利目的の場合で「100分の300」と定められていた部分を「100分の300以内」と改正することについて、ある程度の基準を定めなければ使用料を徴収するとき困るのではないかとの質疑がありました。執行部からは、今後明確な基準を定める考え

であるが、これから料金徴収を開始する段階で、すべてを営利目的とみなし、使用料金の3倍を徴収するのは厳しいという判断から、今のところ臨機応変に対応するとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

~~~~~

日程第13 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は「太宰府市景観まちづくり懇話会」を設置することに伴うものであります。

この懇話会の設置の理由としては、国において今年6月に景観緑三法が制定され、景観に関

する市民の関心が高まっている中で、太宰府市の景観まちづくりに向けて、まちづくりの主体者としての市民の立場から、また土地利用、建築、景観工学、緑地、まちづくりアドバイザーなどの各分野からの専門家の見地から、景観まちづくり制度に関して幅広く意見を聞く場として設置し、10名程度で構成するとのことです。

また、景観を守っていくためには一定の基準が必要となることから、平成17年度中に予定している景観まちづくり条例の制定に向け、この懇話会の中で内容を検討していくことについても考えているとのことです。

質疑において委員から、現在「太宰府市景観形成基本計画・緑の基本計画策定委員会」が設置されているが、この「基本計画策定委員会」で条例制定のための意見を求めてもいいのではないかと、新たにこの懇話会を設置する必要があるのか、また「懇話会」を設置するにもかかわらず、この「基本計画策定委員会」を存続させる理由について質疑がありました。執行部から、「基本計画策定委員会」は基本計画を策定することを目的に設置しているものであり、「基本計画策定委員会」とは別に条例制定のために必要な意見を求めた方がいいという理解のもとに「懇話会」を設置するとのこと。

「基本計画策定委員会」では、今後基本計画の見直しがあったときなどは、「基本計画策定委員会」において審議いただく必要があるため存続させるとのこと、また「基本計画策定委員会」の委員の何名かに、引き続き「懇話会」の委員をお願いする予定であるとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

~~~~~

日程第14 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第14、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、その都度質疑応答を行いながら慎重に審査いたしました。

それでは、その審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出審査における主なものといたしましては、2款1項7目15節工事請負費300万円は三条一丁目の市有地の崩落に伴う工事費です。

10款1項2目13節委託料は、本会議で教育部長から説明がございました中学校給食に関するアンケート調査の委託料125万円が計上されております。

10款5項3目15節工事請負費270万円は北谷区の環境整備として公民館に放送設備等を設置する費用です。

10款5項4目18節備品購入費55万円は図書購入費に充てたいとのことです。

10款5項7目13節委託料の文化財調査整理委託料1,309万円は3軒の共同住宅建設に伴う発掘費用です。

続きまして、歳入審査においては、主なものとして9款の地方特例交付金が2,890万8千円の増額となり、平成16年度分が確定し、2億7,890万8千円となっております。

10款地方交付税の普通交付税につきましても480万5千円増額され、合計31億2,980万5千円で確定したとのことです。

19款の繰越金につきましては、財源調整のために今回6,486万9千円を支出補正したことから、支出の合計は4億567万5千円となり、現在残高は78万6千円とのことです。

最後に、債務負担行為については、埋蔵文化財発掘調査委託料として、限度額が4,000万円から6,238万円に変更されております。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第53号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の補正予算で当委員会所管にかかわるものとして、北谷地区の治山用地購入に伴う治山施設整備、通古賀地区整備事業などに伴う道路等整備関係、高尾川の河川改修事業に伴う調査業務委託、市道関屋・向佐野線のJR鹿児島本線久郎利踏切の拡幅に伴う設計費と、平成17年度事業として実施する予定のものを一部今年度事業として実施する佐野土地区画整理事業、昨年度国からの災害復旧負担金や市債が認められなかった内山地区の河川災害復旧などが、歳入歳出においてそれぞれ追加計上されております。

特に、歳出8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の9,555万1千円増額補正の分につきましては、補足説明後の質疑において、各事業ごとに各委員から、施工の方法、場所、工期など事業内容を詳細に確認いたしました。

質疑を終わり、本議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第53号の建設経済常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 9月6日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、男女共同参画審議会の開催数増による報酬71万5千円、知的障害者に対するサービス利用者の増に伴う支援費721万5千円、児童手当の対象が就学前から小学校3年生までになったことに伴う拡大分1億1,322万円、10月1日から開始される筑紫地区小児救急医療支援事業に対する筑紫医師会への補助金296万1千円などが増額補

正されており、歳入については、主にそれに伴う補正となっております。

その中で質疑が最も集中したのは、筑紫地区小児救急医療支援事業についてであり、執行部に詳細な説明を求めました。執行部から、今までの小児救急医療については、救急指定診療施設において内科医、外科医で対応してはりましたが、10月1日からは福岡大学筑紫病院、福岡徳洲会病院、筑紫医師会加入の小児科医の協力により、24時間体制で専門医による診療が可能になるとの説明がありました。

具体的には、この救急診療体制は、時間外に受診する件数が集中する午後7時半から午後11時までの時間帯を充実させるもので、春日市、大野城市、那珂川町の小児科医は福岡徳洲会病院に、筑紫野市、太宰府市の小児科医は福岡大学筑紫病院に輪番で出向し、それ以外の時間帯については福岡大学筑紫病院及び福岡徳洲会病院の当直の小児科医が対応するというものです。

また、これにあわせて、現在筑紫医師会に委託している平日夜間の診療を廃止することとしているが、市民への周知期間も必要であることから、廃止の時期については筑紫医師会と協議の上、決定するとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第53号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで報告、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。報告のとおり議案第53号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時02分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第16、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、老人保健特別会計については、今まで県からの老人医療費適正化推進費補助金をこの特別会計で直接受け入れていましたが、県の指導により受け入れ状況を明確にするため、一般会計で受け入れた後、特別会計に繰り入れることにしたことからの財源更正と、平成15年度の社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払手数料が確定したことによる精算返還金が発生したことに伴う補正です。

次の介護保険事業特別会計についてですが、これも主に平成15年度事業決算による精算返還金に伴う補正になっております。

それぞれの議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第54号、議案第55号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

~~~~~

日程第17 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」につきまして、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、資本金収入及び支出についてそれぞれ増額するものであり、収入においては、散策路整備事業に伴う一般会計からの負担金として配水管布設替工事負担金700万円と配水管布設替工事設計負担金200万円、支出においては、収入において説明しました散策路整備事業に伴う配水管布設替工事費700万円と設計委託料200万円、それから福岡県が施工する御笠

川の落合橋かけかえに伴う配水管、導水管仮設工事の工事請負費1,438万3千円です。

質疑において、予算書1ページの第2条にあります過年度分損益勘定留保資金の変更内容について質疑がありました。執行部から、今回の補正における建設改良費の支出総額が2,338万3千円増額であり、一般会計からの負担金900万円の収入を差し引いて、不足する1,438万3千円を過年度分損益勘定留保資金にて補てんするとの説明がありました。

質疑を終わり、本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第56号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時10分

議長（村山弘行議員） ここで11時25分まで休憩いたしますが、市長はここで所用のため退席しますので、これを認めます。

休憩に入ります。

休憩 午前11時10分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第18、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本年の3月定例会において当委員会に審査付託され、6月の定例会でも継続審査となっております請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

この請願については、今現在執行部において中学校給食導入についてのアンケート実施に向け調整中であること、また中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で引き続き調査中であることから、継続審査が必要との意見が出されました。

本請願を継続審査することについて採決した結果、請願第4号については、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ただいま委員長の方から継続審査ということでご報告がありました。賛成の立場で討論しますが、要望といたしまして、我々はさきの地方統一選におきましても大多数の方から、一日も早い中学校の給食を実現してほしい旨の話を聞いております。私もこの問題に対しては、一日も早く実施するように努力をしてみたいという回答をしてみたいました。

今、特別委員会も鋭意調査をされているところではありますが、執行部におかれましても、一日も早い中学校完全給食を実施されるよう、教育の中でも今特に食育ということが強く叫ばれている時代でもありますので、一日も早い中学校給食の実施をしていただきますよう要望いたします、賛成討論とかえさせていただきます。

以上。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

もう一度採決を行います。

委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時29分

~~~~~

日程第19 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第19、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 今年の3月定例会において建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

審査に当たりましては、まず委員から請願要旨の2、「メーター使用料を廃止すること」について、近隣自治体でメーター使用料を徴収していないという状況を執行部に説明を求めたいという意見があり、説明を求めました。今年の3月定例会でも回答されておりましたが、福岡県下67団体のうち51団体がメーター使用料を徴収しており、太宰府市では月額60円であるが、徴収している51団体のうち三十数団体については60円以上の料金を徴収しているとのことでした。

また、請願理由の10行目から11行目に、「水道・下水道会計は毎年黒字が続いており、積立金などもあり、財源もあります。したがって、料金の引き下げは可能だと思います」ということについて、現在の運営状況の説明を求めたいとの意見が出されたため、6月の委員会審査においても説明を受けておりましたが、さらに詳細な説明を求める必要があるとの判断から、再度説明を求めました。執行部からの説明としては、予算第3条の収益的収支の損益収支で毎年純利益を生じたような決算であるが、平成16年度は1億4,700万円程度の赤字予算である。また、平成17年度に供給が始まる海水淡水化施設からの受水費が増額することなどから、平成18年度までの2年間についても財政収支予測でそれぞれ1億6,000万円程度の赤字予算となるが、太宰府市の現在の高い料金水準から早急に料金の引き上げができないため、その赤字調整を現在5億円ほどある繰越利益剰余金で補てんしていくとのことでした。この補てんできる期



間は、現行の料金を据え置きすることに努力していきたいという考えであるが、財政収支予測ではあと二、三年であり、料金改定について慎重に見直し時期を決定したいとのことでした。

それから、過年度分損益留保資金が十数億円残っているとのことについては、これは施設などの減価償却費や資産減耗費で、将来浄水場の改良や配水管の布設替え等のために残さなければならない費用として、また企業債の償還に充てる財源として必要であるということでした。なお、この過年度分損益留保資金は、水道・下水道料金の損益収支に補てんできないようになっているとのことでした。

以上のような説明から、料金を引き下げるより、引き上げたいのではないかと委員からの意見がありましたが、料金を引き下げたいという気持ちは上下水道部の職員一丸とした願いであるが、この厳しい運営状況の中で料金を引き下げることについては、今のところ考えられない状況であるとのことでした。

質疑を終わり、討論では、市民、職員、議員も含め、料金の引き下げを実施していただきたいという圧倒的な思いがあると思うが、これまでの説明から、上下水道の運営が今後非常に厳しくなるという状況にあり、今後の財政的なことを考えると、今回の請願を採択とすることはできないとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、請願第5号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員会で、今報告を聞きましたが、メーター使用料は67の自治体のうち51自治体が取っていると、60円以上も取っていると、メーター使用料の廃止はしない。それから、現在この予算3条で毎年利益が出ているが、1億4,700万円のそういう赤字の問題がある。それから、海水の淡水化施設からの受水費等で、今後2年間についてもそれぞれ1億6,000万円必要だと。ただし、5億円の黒字をそういう繰越金なんかで充てたいと。水道、下水道の現在の黒字を料金の引き下げには充てられないと。こういう委員長報告が今ありましたが、私が再三言ってるのは、委員会で家庭用、それから事業用も同一料金になってるところを再三にわたって私質問してるわけですね。家庭用は経費に入らない、水道の事業用は経費に入る問題で、再三家庭用と事業用と料金の区分をしなさいと。太宰府市は家庭用も事業用も高いから、下水道料金も関連して引き上がってくる、この問題については審議されなかったんですか、こういうこの請願の中で。一番大きな問題はそこなんですよね。この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そのことについては、委員からの質問、審議はなされておられません。  
議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本来委員長として、こういう議会で一般質問もあってるし、それから今見ますと、急遽そういう状況になりましたが、まず下水道で15億9,382万7千円の黒字ですね。それから、これ今年の予算ですが、それから水道では11億6,790万3千円の黒字が計上されてるわけですね。こういう黒字続きがずっと出てきて、県下の中でも高い上位に入ってるわけですが、私が質問して決算関係の中にある状況の中で、今度も質問しましたが、高いと言いながら減価償却率を引くと、執行部も認めてるようにt当たり160円ですよ。それが273円で市民に売られてる問題があってですね、こういう内容を一般質問もしたり、再三論議してるわけですが、そういう内容についても論議はされなかったんですか。委員長の方から提起もされなかったんですか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そのことについても審議はあっておりません。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この水道・下水道料金の引き下げを求める請願は採択すべきではありません。

決算、それから当初予算を見ても、この水道・下水道料金については黒字であります。それから、先ほども平成15年度の決算で、水道・下水道の決算報告をいたしました。太宰府市の水道の決算は大変優良な企業であります、事業会計としては。特にそういう状況の中で、私は再三にわたってこの水道・下水道料金の引き下げを要求してきたわけですが、特に問題点は、先ほども委員長に質問しましたが、家庭用も事業用も同一料金。一方、事業用は経費に算入できませんが、家庭用で一番高いのは単身者や高齢者世帯の家族数の少ない家庭ほどが高い料金になってる実態もありますし、使わなくても大変高い基本料金を払う状況であります。こういう状況の中で、私はこういう家庭用、事業用を見直すこと。それから、メーター使用料についても本来は廃止すべきであります。メーター使用料を取る必要はないと思っておりますし、そのために水道料金を徴収してるわけですから。

この請願書の中にあるように、私は水道・下水道料金の引き下げを行い、そして早急に審議会を開いて、市民の負担を少しでも軽くするように要求をして、この委員会では不採択とされたということですが、私はこの水道・下水道料金の引き下げを求める請願は採択することに賛成の立場で討論を終わります。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本請願について採決をいたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第5号は不採択されました。

不採択 賛成2名、反対17名 午前11時42分

~~~~~

日程第20 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査の上、審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

9月6日に紹介議員から補足説明を受けておりますが、今回の請願理由を要約すると、2、理由の第1から第7までは生活権侵害の問題、そして第8には随意契約にて土地を処分したという契約方法の問題及び取得価格の半額以下にて処分したという財政的な問題が主な請願理由と思われまます。

審査に当たりましては、まず請願文書を事務局に朗読させ、執行部に取得時と処分時の土地売買契約書の写し、それから不動産鑑定書の写しを資料として提出いただき、この土地の取得から処分までの経緯について説明を求めました。

その内容は、平成5年から実施している地区道路整備事業の代替地として、平成6年3月24日に924㎡を9,794万4,000円、1坪当たり約35万円の不動産鑑定評価額にて取得していた

が、この事業も平成17年度完成の目途がつき、またこの土地を代替地としての希望者もなく、そのままの状態となっていたことから今回処分を行ったとのこと。

処分の理由としては、現在の不動産取引における買い手市場の中で、924㎡と広く、不整形地であり、また地下が下落しているにもかかわらず、約1年前の平成15年10月の不動産鑑定評価額、1坪当たり約16万円で売却が見込めたこと、また事業の完了に合わせ早期精算にて財源を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第5項により、有利な価格で契約を締結する見込みであったため随意契約にて処分を行ったとの説明を受けました。

審査においては、随意契約の契約問題や適正な価格での取引であるか、またこの土地の処分を決めた時期と詳細な理由、防災公園や児童公園の設置の考え、マンション建設に伴う生活環境について各委員から質疑、意見が出されました。

まず、随意契約の問題ですが、地方自治法施行令第167の2第5項の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときの判断、一般競争入札ができなかった理由についてさらに詳細な説明を求めたところ、著しく有利な価格の判断としては、時価または正当な基準価格に比べて高い価格で契約を締結することができるということであり、福岡県不動産鑑定協会で編集された資料に基づくと、住宅地では地価が平成16年度で前年比マイナス8ポイント、ここ3年間では23ポイント相当が下落しており、今後も一層の下落が見込まれることから、昨年の不動産鑑定評価額にて契約できることが著しく有利な価格で契約が締結できると判断し、一般競争入札ではなく随意契約にて契約を締結したとのこと、またこの土地の処分を決めた時期と詳細な理由については、議会の予算・決算特別委員会でも意見もあり、現在の財政状況の中で、昨年ぐらいから不用地を早期処分し、事業費の回収、精算を行うよう方針を固めたとのこと。

防災公園設立に対する執行部の考えは、この地域は大雨時に雨水があふれ、大変水はけの悪いところだということは十分理解しており、抜本的な対策が必要なことから、福岡県で現在計画されている県道観世音寺・二日市線の改良の際、水路断面を拡幅し、また今後全体的な雨水の流れについても調査を行っていくとのこと。なお、当該用地については防災公園を希望される意味はよく理解できるので、暫定的にでも水害対策を行っていきたいと考えているとのこと。

それから、児童公園については250m程度に1か所と基準が示されており、当該用地の50mから100m以内に2か所あるとのことでした。

マンション建設に伴う生活環境については、委員からの意見として、マンション建設は都市計画法、建築基準法の守られる範囲で建設できるものである。請願理由を考えると、まず理由第1の日照被害については、日陰図、日照図というものを記録して、この用途地域がどのくらい日が当たるのかを確認し建築確認申請を行っている。第2の交通障害については、マンション建築業者との話し合いの中の問題ではないだろうか。第5のマンション建設に伴う騒音、振動については、確かに工事中はコンクリートの流し込みやダンプカーの進入で騒音はす

と思うが、昔のように現場でくいを打ち込むような工事でもないため、工事が終わってしまえば問題ないのではないかという意見がありました。

以上が審査における主な質疑、意見でした。

討論においては、3名の委員から請願を採択することに反対の討論がありました。3名の委員の反対討論の内容として、まず8月18日に契約が締結されていること。不整形であり、南側の土地から約2m低い土地でありながら坪16万円という鑑定評価が算定されており、またその鑑定価格にて処分できるという有利な条件での売買であったこと。また、建築基準法や都市計画法に基づき、工事にかかわる業者の方に指導をしていただければ、ある程度問題は解決できるのではないかということ。

次に、市にも土地を売った責任も発生するわけであり、住民の方々が持っている不安を取り除いていただくような説明と、業者にも例えば隣接部分の階数を下げるなどで誠意を見せていただけるよう、住民の方々と協議していただくよう指導してもらいたいという要旨を含めた意見。

次に、一般競争入札をすべきではなかったのかという思いはあるが、契約を既に締結しているためやむを得ないという意見でした。

討論を終わり、採決の結果、請願第9号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この請願の坪30万円というのは、その後明らかになったのは約35万円ということですが、まず委員会としてですね、こういうこの一番大きな問題は、普通の請願とはちょっと違うんですよ、今回の場合はね、公有地の払い下げをしてるわけですから。そこで、関係住民がその公有地を払い下げられたために、日照や防災公園やそのいろんな問題が出てきて審議をしてほしいということになってるわけですが、委員会審議に当たって先ほど委員長報告がありましたように、平成6年に取得したという当時の土地の鑑定書は幾らで購入したのか。そして、その当時売買をしたというあの土地の所有者から土地を取得した経過の契約書、それから今回売買した契約書なんかが私のここにあるわけですね。だから、そういうものを全体に委員に執行部から配付させて、そしてやっぱり論議をすべきではなかったのかということですが、こういう今の状況の中で、もう契約をしてる、後はマンション業者と話し合いなさいと、防災対策は認めるが、まあ調査をして検討をしようとか、こういう今委員長報告がありましたが、なぜこの鑑定書だとか、平成6年の鑑定書、平成15年、1年前の鑑定書に基づいて売買がされたのかどうか。

それから、隣接の土地の売買ははっきり言って坪18万円。取得者が文化財の調査をする、登記費用をするという形で、その隣の土地は坪18万円で売買されてる。その隣接地の公有地が早う言えば、そこが市が払い下げられてマンションが建つという問題と、いろんな部分でこういう経過を含めて、しかも40%、取得価格の40%で払い下げられた。

なぜ、現地調査もしていただけてますが、宅地化しなかったのか。造成をして、もうその取得した時点で宅地化されてるのに、何で10年も放置してきたのか。

こういうものが委員会で審議がされず、請願を事務局に朗読をさせたということですが、そういう状況の中で請願で一番大きな問題としては、関係者の意見を聞いていただきたいと、じゃあ休憩してでも協議会開いてでも、傍聴者来ておりました切実な願いを持っておりましたが、なぜ協議会を開いてでも傍聴者の、また関係者の意見を聞いて審議をしなかったのか、この辺も含めて報告をまず第一にしてください。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいま武藤議員からの質問ですが、先ほども説明しましたように、審議において執行部に取得時と処分時の土地売買契約書の写しと、それから不動産鑑定書の写しは資料として提出させております。

それと、隣の土地の金額についての審議はありませんでした。

それから、なぜその土地を宅地化しなかったかということについても審議はあっておりません。

それと、最後の関係者の意見を聞いてほしいということでしたけど、そのことについては、請願は請願者の願意を請願文書によって示されるものであり、また紹介議員の説明が十分であったと判断したため、請願者の意見は伺わないということにいたしました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、ここにおられる議員というのは、当然市民の財産、それから税金だとかいろんな部分を監督する責任があるわけですね。行政が行うことに対して厳しく監督する権限が議員に与えられてるわけですが、当然ある一定公募や入札に付したが、どうしてもいなかったので随契にしたという経過の責任を追及する権限はここにあるわけですが、直接行政が私ども議会にも関係者にもわからないで随契にすると。その理由として、委員会で委員長から執行部に説明を求めたら先ほどの経過報告がありましたが、本来入札にして、入札に付したがいなかったので随契したと、行政側の言うのを認めたら私はだめだと思うんですね。その辺は地方自治法でいう、基本は入札、それを一方的に行政が随契にしたことについて批判をしなかったのかどうか。

それから、払い下げを行うときにはどこでもそうなんです、関係者ですね、その被害を受ける人、利害関係者もおります。そういう払い下げを受けるときには必ず同意が必要なんです、何でもそうですね、土地の払い下げを受けると同意、これが関係者にも示されずに行政が同

意書をだれがどういうふうな形で提出をして払い下げをされたのかという、そういう審議はされなかったんですか。もうだれでもかれでも処分していいということにはならないと思うんですが、そういう区の同意が必要なのか、そういう隣接者の同意が必要なのか、そういう同意がない限りは、はっきり言って払い下げできないわけですが、こういう問題が一番基本になりますが、その問題は論議されなかったんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） まず1点目の批判ですが、随意契約の批判ですが、先ほども説明いたしましたように、住宅地では地価が要するに平成16年度でマイナス8ポイント、ここ3年で23ポイント地下下落が起きている中での随意契約ということでありまして、委員の方から追及質疑は余りありませんでした。

それと、払い下げの同意についてでございますが、行政としてもやっぱり公の土地ですので、近隣の方々と話し合いも何度もしているということでしたので、そういう行政執行部の意見でございました。

（19番武藤哲志議員「再々質問の許可をお願いします」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 3度目ね。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議会の質問については特別に3回までしかできませんが、今委員長、大変委員会では努力されたことはわかりますが、本当に払い下げの同意だとか契約書とか鑑定とかというのは、やはり真剣に。今説明を受けたことについては執行部とのちょっとギャップがあるように感じますがね。今は全部執行部の説明に基づいて委員長報告をなされたということで受けとめていいでしょうか。早く言えば同意について説明をしたと今委員長はされたんですが、一番大事な問題なんですね。払い下げに対して、早く言えば再三、事業者が区が説明したかよくわかりません。委員長の方の今の答弁はその問題になってきますが。だから、随契とすることと払い下げについて、行政は説明をだれかがしたんだからというふうに受けとめたんですが、そこだけもう一遍、再三質問で申しわけございませんが、整理をして報告してください。これ一番大きな問題になりますから。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 要するに、付近、近隣の方々の同意というか説明と思いますが、その件に関しては執行部が何度も行って説明をしているということでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 本請願に対し賛成の立場から討論いたします。

本請願の理由第8に「市の土地売買の乱用」との記載があります。今回の市有地の払い下げに関しましては、私も一般質問にも取り上げましたが、市から納得ある回答は得られませんでした。

平成6年、坪35万円で取得した土地が、今回平成16年8月の払い下げでは取得価格の半額以下の坪16万円と、結果として市の損失は総額5,317万612円となっています。土地の価格は、その時々を経済状況に大きく左右され変動するものであるとはいえ、当該土地の価格設定の基準また取得処分の経緯について市民へも明確な市の説明はなされませんでした。中でも土地の売買価格設定に至っては、その基準となる不動産鑑定価格は実際払い下げがなされた今年度のもではなく、平成15年度の鑑定価格であったこと。さらに、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」との地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行ったという市側の説明は納得いくものではありません。著しく有利とは、明らかにはっきりと目立っているということであり、坪16万円という価格は売買価格などの基準となる不動産鑑定価格と同額であり、いわゆる適正価格の範囲でしかなく、著しく有利な取引として随意契約を行うだけの根拠として法を解釈、運用していくには明らかな欠陥があると考えます。

請願そのものは、執行権に対する法的な拘束力は有しませんが、本請願で指摘された市有地の取得、処分の一連の行政行為に対して十分な説明がなされないままマンションの建設が進むことは、住民感情として到底納得できるものではないと思慮をします。

本請願は、市への行政行為に対する市民の利益の侵害に対する不服として、また救済の手段として、市は重く受けとめるべきとの指摘をし、請願の趣旨を酌み取り、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私も本請願につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

この請願は大きく2つの内容がありまして、1つ目の住民の居住環境について一般質問での執行部の回答は、建築基準法に準じ居住環境改善のために努力するというものでありました。しかしながら、計画に反対されている住民は、該当地域の成人だけを対象に署名活動を行われ、771名という成人人口に対し370名以上の反対の署名を集められました。いかに法律にのっとりたものであっても、業者へ販売を行う前に、なぜ計画について住民の声をもっと真摯に受けとめようとしなかったのかということについては、行政の姿勢に対して疑問を感じます。

さらに、2つ目の土地の売買契約について、所管の建設経済委員会の審査後行われた武藤議員、片井議員、山路議員の一般質問における執行部の回答には大きな疑問が残ります。

まず、土地の形状及びその面積を理由に、宅地化して販売する努力を怠りながら、売れないと憶測していたこと。また、1億円近い値段で取得した市の財産を用途変更もせず、土地の鑑定額が年々下がっていることを理由に、その土地の田としての不動産鑑定価格及び近隣の宅地の不動産鑑定価格をもとに推定し、今回の条件が有利であると独自で判断し、地方自治法をも



とに随意契約したという説明は、市民の財産を預かる行政として怠慢であると言えます。

なぜなら、近隣の土地の不動産鑑定価格であっても、道路に面しているかなどの微妙な立地条件によって鑑定額が変わってくるのは自明の理であり、また積極的に販売する努力をすることで販売価格が上がる可能性もあります。今となっては、問題の土地の宅地としての販売価格が本当に妥当な額であったのか確認することが非常に困難になっています。

その上、9月18日に開かれた業者側の説明会において、業者側は随意契約に至るまでの経過について次のように説明しています。「市に対して初めて土地の売買を申し込みに行った際、業者があわせて購入しようとしている個人の私有地の契約を先に済ませることを条件に行政側はすぐに了承しました」というものです。この業者の説明は具体的な話に及んでおり、信憑性が高いものと思われます。そうすると、なぜそのような条件を出す必要があったのか、また随意契約を決めるまでの検討を行う時間は必要なかったのかなどの疑問が残ります。

以上のようなことから、私は契約締結までの経過に関する行政側の説明と実際の経過に違いがなかったのかなどの疑問を払拭できずにいます。私が感じたのと同様に、この一連の不透明さが市民の反発により一層拍車をかけたことは言うまでもありません。

さらに、9,794万4,000円という価格は市の土地台帳に記載された正規の財産額です。8月18日に4,477万3,388円で売買契約を締結したということは、市に対して5,317万612円もの損失を与えたこととなります。地方自治法に定められていないとしても、それを議会に対して報告されなかったということは、議会と行政の信頼関係にも大きな溝を生む結果にもなりかねません。

以上の理由から、特に今回の土地売買に関する市の姿勢に対して、請願の趣旨に賛同するという事を申し上げ、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 片井、渡邊両議員から今討論がありまして、この請願を採択すべきだという、また内容も大変大きな問題であります。太宰府市始まって以来です。

私は、この関係住民が払い下げの同意をしていない、執行部がどのように説明したか知りませんが、私もぜひ払い下げをしないでいただきたい、契約をしないでいただきたいという申し出に立ち会わせていただきました。その後、8月18日に契約をしたということです。その間、払い下げに対する関係者は一切同意をしていません。ただ話を聞いた、陳情が出てきた、こういう状況で説明をしたというのは理由になりませんし、あくまでも公有財産として公募をする、入札をする、その上で応募者がいない場合、入札者がいない場合には、やはり随契にすべきであって、法律上、地方自治法の全く手続ミスでありまして、この用地売買契約については白紙に戻していただきたい。この請願の趣旨をぜひご理解いただいて、ぜひ請願の趣旨を採択いただくように討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は、払い下げ中止を求める請願第9号について反対討論をいたします。

本市の財政は一般的に言って厳しい状況にあります。行政といたしましては財政健全化に向けて種々検討されたことと思います。したがって、今回払い下げ中止が求められている土地につきましては、地区道路整備事業を推進するため移転される方々の代替地として取得されたもので、この事業が収束のめどがついたので払い下げが行われたものであります。

まず、この土地を防災公園にとの要望がありますが、先ほど委員長報告にもありますように、今後防災対策といたしましては、調査をし、環境整備が行われるものと思います。したがって、この行政区には他の地区と同じように既に300坪からの平野公園がありますし、また公民館をはじめ必要な施設もそろっておりであります。

以上の観点から払い下げになったと思います。

次に、土地価格のことではありますが、朱雀六丁目13番16が標準地となっておりますので参考までに見てみますと、前年に比し、平成14年度が4.5%、平成15年が5.3%、平成16年が6.3%と、いずれも毎年毎年土地評価は下がっております。行政は、常に土地の売買については不動産鑑定により取得したり、払い下げが行われておりますので、今回の価格が著しく不公平な価格とは思われません。今回の処置は前年度の鑑定評価により払い下げており、かえって正しい判断だと思っております。

また、経済政策の一環として、その一つに人口増が上げられます。今回の払い下げによりマンションが計画されておりますが、本市もこのマンションが建つことにより人口増による固定資産税、市民税等の収入があり、また購買力も増え、本市の財政を潤すものと思われれます。以上の観点から、払い下げ中止を求める請願には賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第9号に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本請願について採決をいたします。

請願第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第9号は不採択されました。

不採択 賛成4名、反対15名 午後0時15分

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

委員から、「国では三位一体の改革を進めており、大変な財政の中、国も地方も痛み分けを分かち合いながら、地方の創意工夫によって乗り切ることが必要とのことで、採択には賛成できない」との意見もありました。

また、紹介議員である渡邊委員から、「本来、教育水準の全国標準化は国が保障すべきもので、政府が進めている三位一体の改革の中で義務教育費国庫負担制度を廃止すべきでない」との意見もありました。

討論では、「教育は国の柱というのは重々わかっているが、地方で教育を直接的に行っているチャンスと思っている。まず、こういう苦しい中で創意工夫をしていくことが大事である。との理由で採択には反対である」との反対討論がありました。

これに対して、「教育は国を支える大きな柱である。また、国の三位一体改革による財源移譲では地方財政を維持していくのは困難で、自治体教育の格差がますます広がっていくので、この請願の趣旨に賛成である」と賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第10号は大多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 本請願の紹介議員の一人として賛成の立場から討論をいたします。

義務教育費国庫負担制度については、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮小、国から地方への財源移譲の三位一体の改革の中で論議され、既に改悪に次ぐ改悪が行われてきました。昨年の12月には、総務、財務、文部科学の3大臣の間で2006年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行うことなどもあわせて合意されており、今後制度廃止・縮小、一般財源化の動きが一層加速することは間違いありません。

しかし、請願にもありましたように、義務教育費国庫負担制度は、財政力のない市町村に住んでいても全国と同じ条件で教育が受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかわる費用を国と県とが半分ずつ負担をするということにしたものです。憲法に明記された、国民が義務教育を受ける権利を国が保障するための根幹をなす制度にほかならず、それを投げ捨ててしまうことは到底認められません。

今求められているのは、国庫負担金制度を堅持、充実し、国の責任で少人数学級など行き届いた教育を実現することです。すべての子どもたちが等しく公教育を受ける権利を保障されなければなりません。よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきましては、ぜひ採択をくださいますようお願いをいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 三位一体の改革の中で、一連のこの意見書が今から出てくるわけですが、私どもとして、党としても、この三位一体改革については一応前向きな形ではあるんですが、この義務教育費の問題に関しましては、党内ではなかなかまだ賛否の結論があってまとまっていないような状況でございます。よって、私と福廣議員の判断で、今回のこの義務教育費の国庫負担の補助金につきましては、過去賛成してきた経緯がありますので、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第10号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第10号は採択することに決定しました。

採択 賛成15名、反対4名 午後1時06分

~~~~~

日程第22 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査しましたので、その内容と結果を報告いたします。

意見書第5号については、本会議2日目に提出者の力丸義行議員より趣旨説明を受けておりましたことから、委員からの本件に対する意見、討論もなく、採決の結果、意見書第5号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時08分

~~~~~

日程第23 意見書第6号 義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第6号「義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 意見書第6号「義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書」を提案いたします。

提出者は、私小柳道枝、賛成者は、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、橋本健議員、片井智鶴枝議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、教育基本法の理念に基づいた制度であり、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ること」を目的としています。そのため、この制度は財政面から義務教育を支え、今日まで多大な役割を果たしてきていると言えます。

しかしながら、政府は財政再建を理由に1985年度以降、義務教育費国庫負担金の見直しを進め、旅費、教材費、恩給費、共済費などが、また2004年度予算では、退職手当と児童手当が次々と国庫負担制度から適用除外とされ、一般財源化が図られてきました。これにより、ただでさえ厳しい地方財政は一層厳しさを増し、各市町村間では財政措置の格差が生じることとなりました。

現在、小泉内閣はいわゆる「三位一体の改革」に係って、国庫負担・補助金の3兆円の削減を含む「改革の全体像」について今秋にも明らかにするとしています。そして、その中で義務教育費国庫負担金の廃止・縮減が打ち出される状況にあります。さらに、縮減となった場合でも、中学校教職員、学校事務職員、加配教員などの給与費を国庫負担制度から適用除外し、一般財源化するという考え方が俎上に上げられることは確実だと言われています。

もし、このことが実施されるならば、学校内の協力体制を損ない、学校運営にも大きな影響を与えるだけでなく、地方財政が受ける影響は極めて大きく、地方自治体の財政力により教育水準に格差が生じるなど、教育の機会均等を損なうことにもつながりかねません。

したがって、政府は国の責務である教育水準の最低保障を守り、地方に財政負担の転嫁をしないこと。全国的な教育水準を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要求します。

なお、送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上、皆様方のご賛同を求めまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成13名、反対6名 午後1時13分

~~~~~

日程第24 意見書第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める  
意見書

議長（村山弘行議員） 日程第24、意見書第7号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） 意見書第7号、地方六団体は8月24日に小泉総理大臣に対し、国庫補助負担金等に関する改革案を提出し、また同日開催されました経済財政諮問会議に対しましても、同改革案の実現について強く要請しております。したがって、本市議会におきましても、地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書を提案いたします。

趣旨説明につきましては、この意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

提出者は、不老光幸でございます。賛成者は、岡部茂夫議員、大田勝義議員、中林宗樹議員、佐伯修議員、安部陽議員、安部啓治議員、小柳道枝議員、門田直樹議員、後藤邦晴議員、田川武茂議員、力丸義行議員、橋本健議員でございます。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書。

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地

方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記。1、国と地方の協議機関の設置。地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2、税源移譲との一体的実施。今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3、確実な税源移譲。今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4、地方交付税による確実な財政措置。税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財政措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5、施設整備事業に対する財政措置。廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

6、負担転嫁の排除。税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7、新たな類似補助金の創設禁止。国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8、地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映。地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。



提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済財政諮問会議議員4名の方です。

以上でございます。このような内容で提案いたしますので、議員皆様方のご理解とご賛同よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この意見書に対して、提出者にお聞きしますが、全国の町村、市は別として、全国町村議長会は、この意見書を上げないという緊急通達が出されたというのをご存じでしょうか。

それから、今提案されました経済財政諮問会議のこの4名の方々が、一番大きな問題として、国の財政も厳しいから義務的経費と自主的経費と分けて、義務的経費は国庫補助の部分に対象とするが、自主的経費、もう独自で自治体でやってるものについてはもう補助金の交付をしないということで改革案を提案されてきてですね、全国、東京都知事をはじめ13の知事がこの改革案に対して反対を表明をされてるわけですが、そのことをご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 一番最初のご質問ちょっと聞き取れなかったんです。申しわけないです。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 全国の、この六団体と今提案されましたね。六団体の中で、町村、町と村の議会は全国この意見書を上げないという緊急通達が出されたということをご存じですかということでした。

7番（不老光幸議員） いや、知りません。

議長（村山弘行議員） いま一つ質問したのを……。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それからもう一つは、経済財政諮問会議の中で、それも知りません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり提出をする場合にはですね、いろんな部分を報道もされておって、やはり議員から質問されれば、知らないと言えばもうそれで終わりになるようなことのないように、提出者としてはぜひひとつ今後、提案をする以上は、やはり何聞かれても答えられるようにしてください。

以上です。

7番（不老光幸議員） 今後注意します。

議長（村山弘行議員） これで、質疑を終わります。

本案に対しては、11番山路一恵議員外3人から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。

ここで訂正でございますが、この修正案の中に「意見書第6号」と記載されておりますが、これは「意見書第7号」の間違いでありますので、修正方をお願いをいたします。これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） お手元にお配りをしていただいております文書をご覧ください。修正を求める項目2点ございます。

まず、1点目は、表題の修正です。修正案は「地方分権推進のための地方財源確保に関する意見書」とすること。

そして、2点目に、前文の下から3段目「よって」以下を次のように修正をするということです。内容については、お手元の文書をご覧ください。

修正は、以上2点です。

なお、「記」より下の8項目については原文賛成です。

修正の理由といたしましては、地方六団体がまとめた「国庫補助負担金改革案」の中に、福祉・教育等国庫補助事業として堅持するべき事業が含まれており、国の地方財政削減が昨年と今年に続いて今後一層強まることが懸念されることから、このことを容認しないためにも、改革案という部分を外すべきであるというのが修正の理由です。

以上で修正案の説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この地方分権の国庫補助負担金改革案の中で、先ほど提出者が説明しました1項目から8項目については、私どもは賛成であります。大変、地方自治体にとってこういう重要なものについては、ぜひ三位一体と言いながら、私どもの地方自治体に対する負担の押しつけ、そして義務的経費については国としては見るが、自主的経費は見ない、こういう形で取り組まれておれば、3億円近くもまた平成17年度の補助金のカットがされるということは大変地方自治体にとって大きな問題であります。ところが、この改革案というのは、ある一定国も大変だから地方自治体もある一定我慢しましょう、教育については国が補助金をカットすることについても従いましょうということでやられておまして、また福祉の問題についても少子・高齢化の問題については、民間の私立の保育所の補助金も早く言えば、はっきり言って補助金、負担金の改革、一般財源化にしてしまうというか、交付税の中に入れられてしまうとか、もう様々な形で改革が通っております。そのために、改革ではなく、私ども意見書にさせていただきたい、こういう状況で教育や福祉をやはり今までどおりやるべきだという立場で修正案を出しました。なお、原案の8項目については、提出者、賛成者は賛成という形であります。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、本案に対する山路一恵議員外3人から提出されました修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

修正案は否決されました。

修正案否決 賛成4名、反対15名 午後1時30分

議長（村山弘行議員） 次に、原案について採決します。

原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（村山弘行議員） 起立多数です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午後1時30分

~~~~~

日程第25 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が

生じましたので、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時32分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年11月25日

太宰府市議会議長 村 山 弘 行

会議録署名議員 後 藤 邦 晴

会議録署名議員 橋 本 健